

California州 総選挙

2018年11月6日
火曜日

投票は選挙日の午前7時～午後8時までです！



★★★★★ 法案の文面 ★★★★★



正当性の選挙証書

私、California州務長官であるAlex Padillaはここに、本ガイドに含まれる法案は2018年11月6日に州全体で行われる総選挙においてCalifornia州の選挙人に提出されること、また本ガイドは法律に従って正確に準備されていることを証明します。本証書は、2018年8月13日、California州Sacramentoにおいて署名されました。

Alex Padilla、州務長官

権利 典章

あなたの権利は下記の通りです：

- ★ **1** 有権者登録をしていれば投票する権利があります。次の条件を満たせば投票資格があります：
 - California在住の米国民
 - 18歳以上
 - 現住所において登録
 - 重罪における服役中または仮釈放中ではないこと
 - 現在法廷により投票する責任能力がないとみなされていないこと
- ★ **2** 有権者登録にもかかわらず、お名前が名簿に記載がない場合の投票権。暫定投票用紙を使って投票ができます。あなたに投票資格があると選挙関係者が判断すれば、あなたの票は有効票として数えられます。
- ★ **3** 投票が締め切られた時点で列に並んでいた場合の投票権。
- ★ **4** 誰かに邪魔をされたり、投票方法に介入されることなく、無記名投票をおこなう権利。
- ★ **5** 投票を済ませる前に誤りが見つかった場合は、新しい投票用紙を受け取る権利があります。次の手順で受け取ってください：
投票場の係りに新しい投票用紙を請求するか、
選挙事務所または管轄の投票所において郵送投票用紙を新しいものと交換するか、暫定投票用紙を使って投票してください。
- ★ **6** 雇用者や労働組合の代表者以外の人に投票のサポートを受ける権利。
- ★ **7** 投票人登録をしたCalifornia内にあるいずれの投票所においても記入済み郵送投票用紙を投じる権利。
- ★ **8** あなたの言語を話す人が十分な数いる投票区域内において、英語以外の言語で選挙資料を入手する権利。
- ★ **9** 選挙役員に選挙手順について質問したり、選挙プロセスを監視する権利。役員がご質問に答えることができない場合は、回答ができる適切な役員をご紹介します。あなたが投票を妨害をする場合は、役員は対応をやめることができます。
- ★ **10** 選挙役員または州務長官の事務所に違法または不正な選挙活動を報告する権利。
 - 🌐 ウェブサイト www.sos.ca.gov
 - ☎ 電話(800) 339-2865
 - ✉ 電子メール elections@sos.ca.gov

上記の有権者の権利を認められなかったと確信が持てる場合は、州務長官事務所に設けた秘密を遵守する通話料無料の(800) 339-2865にご連絡ください。

提案1

2017-2018年通常議会（支部365, 2017年法）の上院法案3により提案された本法はCalifornia州法第16条の条項に従い提出された。

この法案は複数の節を安全衛生法(Health and Safety Code)および軍隊・退役軍人法(Military and Veterans Code)に追加するものである。そのため、追加を提案された新規条項はイタリック体で印刷され、それらが新規であることを示す。

法案

第3節. 第16編（第54000節以降）を以下の通り、安全衛生法第31部に追加する：

第16編. 2018年退役軍人および低価格住宅債券法 (VETERANS AND AFFORDABLE HOUSING BOND ACT)

第1章 総則

54000. 軍隊・退役軍人法の第4節第6章第5条z（第998項600以降）と共に、本編を2018年退役軍人および低価格住宅債券法とし、称することができる。

54002. 本編で使用されている以下の用語の意味を記載する：

(a) 「役員会」とは、当該部門により管理されているプログラムについては住宅・コミュニティ開発部門、当該機関により管理されているプログラムについてはCalifornia住宅融資機関を意味する。

(b) 「委員会」とは第53524節に準じて設置され、第53548節および第54014節に準じて存続する住宅融資委員会を意味する。

(c) 「基金」とは第54006節に準じて設置された低価格住宅債券法信託基金を意味する。

54004. 本編は2018年11月6日の州総選挙で有権者により採択された場合にのみ効力をもつ。

第2章 2018年低価格住宅債券法信託基金
およびプログラム

54006. 本節により2018年低価格住宅債券法信託基金が州財務部門内に設置される。公債収入（第54026節に準じて発行された借換債を除く）を基金に預託し、本章に記載の住宅関連プログラムに用いることが州議会の意図である。本編に記載の目的のために本編に準じて発行および売却された公債収入は以下の方法で割り当てられるものとする：

(a) 十五億ドル(\$1,500,000,000)は第50661節に準じて設置された住宅修復基金に預託される。基金にある資金は第2編第6章の7（第50675節以降）により認可された複数世帯住宅プログラムに用いられ、収入が地域収入中央値(AMI)の60パーセントまでの住民の恒久的および暫定的な賃貸住宅の新規建設、修繕、および維持を支援するために支出されるものとする。上記基金は第54007節に準じて技術的支援を提供するためにも使用できる。

(b) 州議会による予算割当後、公共交通機関の利用者数を増加させる交通駅の近接圏内に高密度の利用を開拓する、またはその開拓を促進する目的で、市、郡、市および郡、交通当局、およびデベロッパーに対する地域的な支援を提供するために第13編（第53560節以降）により認可された交通重視開発実施プログラムに準じて支出するため、一億五千万ドル(\$150,000,000)を第53561節に準じて設置された交通重視開発実施基金に預託する。上記基金は、本プログラムの認可された目的および、本省内における、融資および供与を含む州のインセンティブプログラムにも支出できる。2028年11月6日までに本号の目的に支出されない基金は、住宅・コミュニティ開発部門が必要の低減により基金を早期に戻すべきと決定しない限り、第2編第6章の7（第50675節以降）により認可された複数世帯住宅プログラムにおける一般用途向けに戻すものとする。

(c) 本号により当該基金内に設置される地域計画・住宅・インフィル・インセンティブ勘定に三億ドル(\$300,000,000)を預託する。当該勘定にある資金は、州議会による予算割当後、第53545.13節により設置された2007年度インフ

イル・インセンティブ助成プログラムに準じて、以下のいずれかを含むがこれらに限定されない、インフィルに指定された区域にある高密度で低価格、かつ所得帯の異なる住民のための住宅を支援するインフラ建設および修復を支援するためのインフィル・インセンティブ助成金として利用可能とする：

- (1) インフィル開発を促進する公園建設、開発、または修復。
- (2) インフィル開発に関連付けられた上水道、下水道、またはその他の公共インフラ。
- (3) インフィル開発プロジェクトに関連する輸送の改善。
- (4) 交通の緩和。

上記基金は本プログラムのいかなる認可された目的に対しても支出できる。2028年11月6日までに本号の目的に支出されない基金は、住宅・コミュニティ開発部門が需要の低減により基金を早期に戻すべきと決定しない限り、第2編第6章の7（第50675節以降）により認可された複数世帯住宅プログラムにおける一般用途向けに戻すものとする。

(d) 第50697節の1に準じて設置された自助住宅基金に一億五千万ドル(\$150,000,000)を移転する。州政府法(Government Code)第13340節および第50697節の1に関わらず、これらの基金は本号により会計年度に関わらず引き続き住宅・コミュニティ開発部門に割り当てられ、基金は第3編第6章の8（第51341節以降）に準じて設立された住宅購入支援プログラムのために当該部門によりCalifornia住宅融資機関に移転される。

(e) 地域の公共機関、非営利企業、有限会社およびリミテッド・パートナーシップに対して、農業従事者およびその家族向けの住宅の建設または修繕、または農場労働者の家族を既存の労働キャンプ、移動住宅公園、またはその他の住宅からの現在の、および潜在的な移転の影響に対処し、是正するためのプログラムの一貫としての組立住宅の取得のため助成与または融資、またはその両方に資金供給するため、三億ドル

(\$300,000,000)をJoe Serna, Jr.農場労働者住宅助成基金に預託する。上記基金は本プログラムのいかなる認可された目的に対しても支出できる。上記基金は第54007項に準じて技術的支援を提供するためにも使用できる。2028年11月6日までに本号の目的に支出されない基金は、住宅・コミュニティ開発部門が需要の低減により基金を早期に戻すべきと決定しない限り、第2編第6章の7（第50675節以降）により認可された複数世帯住宅プログラムにおける一般用途向けに戻すものとする。

(f) 三億ドル(\$300,000,000)を第53545節(a)号第(1)項の小項(F)に準じて設置された低価格住宅革新基金に預託する。基金にある資金は、州議会による予算割当後、第50842節の2により設置された地域住宅信託基金マッチング助成プログラムに準じて、低価格住宅を開発、所有、賃貸、または投資している地域住宅信託基金に対する競争的助成金または融資金への出資のために利用可能となり、低価格住宅の建築または維持に対する革新的で、費用削減的アプローチを示すパイロットプログラムを作成するために使用される。地域住宅信託基金は、住宅プログラムでの利用に制限されない私的貢献または政府資源から継続的に支出されるものとする。上記基金は本プログラムのいかなる認可された目的に対しても支出できる。2028年11月6日までに本号の目的に支出されない基金は、住宅・コミュニティ開発部門が需要の低減により基金を早期に戻すべきと決定しない限り、第2編第6章の7（第50675節以降）により認可された複数世帯住宅プログラムにおける一般用途向けに戻すものとする。

(g) 三億ドル(\$300,000,000)を第50697節の1に準じて設置された自助住宅基金に預託する。基金の資金は、自助住宅ローン支援プログラムおよびプレハブ住宅向けの、単一世帯区分を含む複数の住宅所有ユニットを伴う開発プロジェクトを支援するための直接的な返済免除条件付き融資を提供するため、第2編第6章（第50650節以降）により認可されるCalHomeプログラムに利用できるものとする。上記基金は本プログ

ラムのいかなる認可された目的に対しても支出できる。自助住宅基金に預託された金額のうち少なくとも三千万ドル(\$30,000,000)は、移動住宅またはプレハブ住宅コミュニティに現存する移動住宅の修繕または交換、またはそれら両方を支援するための助成金または返済免除条件付き融資を提供するために使用されるものとする。上記基金は第54007節に準じて技術的支援を提供するためにも使用できる。2028年11月6日までに本号の目的に支出されない基金は、住宅・コミュニティ開発部門が必要の低減により基金を早期に戻すべきと決定しない限り、第2編第6章の7（第50675節以降）により認可された複数世帯住宅プログラムにおける一般用途向けに戻すものとする。

54007. (a) (1) 本編のその他の条項にも関わらず、本編に準じて基金を供給される以下のプログラムの目標母集団向けの住宅建設を促進するため、住宅・コミュニティ開発部門は資格のある郡および資格のある市、または資格のある郡および資格のある市内の低価格住宅ディベロッパーに対して技術的支援を提供することができる：

(A) 複数世帯住宅プログラム（第2編第6章7（第50675節以降））。

(B) Joe Serna, Jr. 農場労働者住宅助成プログラム（第2編第3章の2（第50515節の2以降））。

(C) CalHomeプログラム（第2編第6章（第50650節以降））。

(2) 本節に準じた技術的支援は、技術的支援が提供されるプログラムに対して第54006節に準じて割り当てられた債券収益を使用して提供されるものとする。

(3) 住宅・コミュニティ開発部門は合計三十六万ドル(\$360,000)を超える金額を本節に準じた技術的支援に提供しないものとし、さらに資格のある郡または資格のある市は技術的支援に年間三万ドル(\$30,000)を超える金額を受領しないものとする。

(b) 本節において、以下の定義が適用される：

(1) 「資格のある市」は、人口が150,000以下の郡内の市を意味する。

(2) 「資格のある郡」は、人口が150,000人以下の郡を意味する。

(3) 「技術的支援」には、低価格住宅プロジェクトに関連する工学的支援および環境調査、および助成金申請の作成に関連する管理的費用の払い戻しを含む。

54008. (a) 州議会は、時折、これらプログラムの効率性および有効性を改善する目的で、またはプログラムの目標を推し進めるために、資金が本章に準じて割り当てられる、またはすでに割り当てられているプログラムに関連するいかなる法律も修正することができる。

(b) 州議会は、州内の低価格住宅の開発を効果的に促進するために必要な場合、本章に準じて資金を割り当てるべきプログラムの中で、本編に準じて発行および売却される公債の収益を再割当するために本章を修正することができる。

54009. 公債収益により資金を得たプログラムは、経済的支援を割り当てる場合には、労働法(Labor Code)の第2部第7編第1章（第1720節以降）において「公共事業」とされるプロジェクト、および全建築作業員が労使関係ディレクターにより決定された日当賃金の一般的なレート以上を支払われるその他のプロジェクトを優先する。

第3章 会計条項

54010. 第54026節に準じて発行される借換債、またはそのうちの委員会が必要と判断する金額を除き、合計金額三十億ドル(\$3,000,000,000)の公債を本編に記載された目的の実行のために発行および販売し、州政府法第16724節5に準じて一般財源債支出回転基金を払戻すことをここに承認する。ここで認可され、ここに記載の通りに正式に発行、売却、引き渡されたすべての公債は有効かつ拘束力のある州の一般財源債であり、州の十分な信頼と信用により満期時に元本および利息の両方を期日通りに支払うことをここに誓約する。

54012. 本編で認定される債券は、州政府法第16727(a)号 および(b)号を除く、一般財源保証債州法(State General Obligation Bond Law) (州政府法タイトル2第4部第3編第4章 (第16720節以降)) に記載のように、準備、実行、発行、売却、支払、および償還されるものとする。および時折修正される当該法規の全条項は、第54028節の記載を除き、当該債券および本編に適用され、これにより本編に完全に明記されているように本編に組み込まれる。

54014. (a) 一般財源保証債州法(State General Obligation Bond Law)に準じ、本編で認定された債券の発行および販売を認定する目的のためだけに委員会は存続する。本編において、当該用語が一般財源保証債州法で使用されており、住宅融資委員会を「委員会」とする。

(b) 住宅・コミュニティ開発部門はその資金調達プログラムの管理の要件を確立するガイドラインを採択することができる。当該ガイドラインは規定、規則、命令、または一般的適用の基準を構成しないものとし、州政府法のタイトル2第3部第1編第3章の5 (第11340節以降) の適用を受けない。

(c) 一般財源保証債州法において、住宅・コミュニティ開発部門は当該部門が管理するプログラムに「役員会」に指名され、California住宅融資機関が当機関により管理されるプログラムの「役員会」である。

54016. 本編の目的のために資金が必要であることを言及している役員会の依頼を受け、委員会は債券の発行が必要または望ましいかどうかを判断し、必要または望ましいと判断した場合は、発行・売却すべき債券金額を決定するものとする。上記の措置を漸次実行するため、連続発行される債券を認定および売却できるが、一度に売却する必要はない。債券には連邦所得税の対象となる利息をつけることができる。

54018. 州の通常の歳入に加えて、毎年の債権の元金と利息の支払いに十分な金額が州の他の歳入が回収されるのと同じ方法で毎年同時に回収されるものとする。追加の金額を回収する

ために必要なあらゆる法規を実行することは、法により州の歳入の回収に関する義務を課せられた全ての役人の義務である。

54020. 州政府法第13340節に関わらず、本編の目的のため、本節によって州財務一般基金から以下の総額に等しい金額を充当する。

(a) 元金と利息が満期になり支払い可能となるときに、本編に準じて発行および売却される債券の元金と利息の支払いに毎年必要な金額

(b) 会計年度に関わらず充当される第54024節を実行するために必要な金額

54022. 役員会は、本編の目的のため、州政府法第16312節に従ってプール資金投資役員会に対してプール資金投資勘定から融資をするように依頼することができる。第54026節に準じて認定された借換債を除き、本編の目的のため、本節に準じて貸付され未だ返済されない金額および第54024節に準じて一般基金から引き出され未だ一般基金に返還されていない金額を差し引いて、要求額は委員会が決議により売却を認可した未売却債権の額を超えてはならない。役員会は、貸付の取得および返金のためにプール資金投資役員会が要求する書類を作成するものとする。貸付金は、本編に従って分配されるために基金に預け入れられる。

54024. 本編の実行のため、財務ディレクターは、第54026節に準じて認定された借換債を除き、本編の目的のため、第54022節に準じて貸し出された金額および本節に準じて一般基金から引き出され未だ一般基金に返還されていない金額を差し引いて、委員会が決議により売却を認可した未売却債権の額を超えない額の一般基金からの引き出しを行政命令により許可することができる。貸付金は、本編に従って分配されるために基金に預け入れられる。本節に基づき利用可能な資金は、売却されなければ当該資金に預け入れられたであろう債券を売却して得た収入から、当該金額がプール資金投資勘定にあれば得られたであろう利息を加えて、一般基金に戻すものとする。

54026. 債券は、州政府法タイトル2第4部第3編第4章第6条（第16780節以降）に従って払戻すことができる。本法案の有権者による承認は、以前に発行された借換債を含む、本編に準じて発行された債券を払戻すために発行される借換債の承認となる。本節によって認定されるように借換債の収入で払い戻される債券は、時折修正される通り、決議に明記される方法と範囲で、法により認められる範囲で法的に無効にできる。

54028. 一般財源保証債州法のいかなる条項にも関わらず、本編により承認された債券の満期日は各当該債券の日付から35年間を越えないものとする。各連続債券の満期は各債券の発行日から計算するものとする。

54030. 本条によって認定される債券の売却から得た収入はCalifornia州法の第13条Bに用いられている「税収入」ではないため、州議会はこれら収入の支払金は当該の条により課される制限を受けないことをここに宣言する。

54032. 州政府法タイトル2第4部第2編第3章第4条（第16470節以降）の下での投資の対象となる、本編により認可された債券の売却から得た利益に関連する一般財源保証債州法のいかなる条項にも関わらず、財務官は投資収益用の別勘定を維持し、連邦法の下で適用されるリベート要件に応じるために収益の支払を指示することができる。さらに免税債券の免税状態を維持し、本州の基金のために連邦法の下でのその他の利点を得るために利益の使用および投資を指示することができる。

54034. 本編に準じて売却された債券の割増金および経過利息から派生した全ての金額は債券利息の支出に対する貸勘定として一般基金に移動される。ただし、割増金から派生した金額は留保し、一般基金に移動する前に起債費用の支払いに使用できる。

第4節. 以下の通り、第5条z（第998節600以降）が軍隊・退役軍人法の第4部第6章に追加される：

第5条z. 2018年退役軍人および低価格住宅債券法

998.600. 安全衛生法の第31部第16編（第54000節以降）と共に、本条を2018年退役軍人および低価格住宅債券法とし、称することができる。

998.601. (a) 一般財源保証債州法（州政府法タイトル2第4部第3編第4章（第16720節以降））は、時折修正される通り、ここに別段の定めのある場合を除き、本条により発行を認められる債券の、発行、販売、返済および当該債券に関連するその他の規定の目的のために適用され、当該法の規定は本条に完全に含まれる。本条において「ここ」とは「本条」および当該法規の両方を指す。

(b) 一般財源保証債州法において、退役軍人部門は役員会に指定される。

998.602. ここで使用されている以下の用語の意味を記載する：

(a) 「役員会」は退役軍人部門を意味する。

(b) 「債券」は一般財源保証債法の条項を適用する本条に準じて発行された、一般財源保証債である退役軍人債券を意味する。

(c) 「債券法」とは一般財源保証債の発行を認可し、一般財源保証債州法を参照により採択している本条を意味する。

(d) 「委員会」は第991節により制定された1943年退役軍人融資委員会を意味する。

(e) 「基金」は第988節により設立された1943年退役軍人農場・住宅基金を意味する。

(f) 「支払基金」とは、第988節6により設立された退役軍人債券支払基金を意味する。

998.603. 1974年退役軍人農場・住宅購入法（Veterans' Farm and Home Purchase Act）（第3条の1（第987節50以降））、およびその全修正・補足法に準じて退役軍人に農場および住宅支援を提供するための基金を創設する目的で、委員会は借換債を含めず、総額十億ドル（\$1,000,000,000）を越えない金額のCalifornia

州の負債、債務をここに記載の方法で発生させることができる。

998.604. (a) 本条項により認可されたすべての債券は、本書に記載の通りに正式に売却および引き渡された場合、有効かつ拘束力のあるCalifornia州の一般財源債であり、California州の十分な信頼と信用により満期時に元本および利息の両方を期日通りに支払うことをここに誓約する。

(b) 州の通常の歳入に加えて、ここで規定される債券の元金と利息の支払いに十分な金額が州の他の歳入が回収されるのと同じ方法で毎年同時に回収されるものとし、州の歳入回収に関する職務を果たすことを法律により求められる全ての役人がこの追加金額を回収するものとする。

(c) 各財政年度における債券の債務元利未払金の支払のために州政府法の第16676節に準じて資金が送金されるべき日に、債務元利未払金の支払いのため、支払い期日が来ている債券元利未払金の金額を越えない額の基金にある全資金が支払資金に移されるものとする。送金日に送金された金額が支払期日が来ている債務元利未払金よりも少ない場合、未払い金額は送金日から支払完了日までの半年複利の債券金利と同じ利率で計算した利息と合わせて、可能な限り早期に当該基金から一般基金に送金されるものとする。これと異なる法規の他の条項があっても、本号は本章に準じたすべての退役軍人農場・住宅購入債券法に適用される。本号は、本条の下で発行されたいかなる債券の所有者に対しても、基金、支払基金、またはそれらの資金の抵当権を許諾しない。本号において「債務元利未払金」とは任意の一連の債券に関する元本（満期、償還、期日繰上に関わらず）、ある場合はプレミアム、または任意の期日における支払利息を意味する。ただし、借換債の利益から支払可能な債務元利未払金の場合には、本号は適用されない。

998.605. 本条の目的のため、これにより以下の両方に等しい金額を一般基金から充当する：

(a) 元金と利息が満期になり支払い可能となるときに、本項に準じて発行および売却される債券の元金と利息の支払いに毎年必要な金額

(b) 財政年度に関わらず充当される第998節606 を実行するために必要な金額

998.606. 本条の目的のため、財務ディレクターは、本条項に準じて委員会により販売を許可されている未売却の債券金額を越えない金額の一般基金からの引き出しを行政命令により許可することができる。引き出された金額は基金に預け入れる。本節に基づき委員会が利用可能な全資金は、本条を実行する目的のための債券売却から得られたであろう金額の利息を加えて、一般基金に戻すものとする。

998.607. 委員会は、本条実施の目的のために、州政府法第16312節に従ってプール資金投資委員会に対してプール資金投資口座から融資をするように依頼することができる。依頼金額は、委員会が決議により本条の実行の目的のために売却を認可した未売却の債券金額を超過しないものとする。委員会は、融資の取得および返金のためにプール資金投資委員会が要求するいかなる書類も作成するものとする。融資金は、本条に従って委員会により分配されるために基金に預け入れられるものとする。

998.608. 知事により承認された計画およびプロジェクトの声明により裏付けられる役員会からの依頼を受け、委員会は役員会の計画およびプロジェクトを実行するために本条の下で認可された任意の債券を発行するかどうかを判断し、発行を決定する場合は、発行および販売される債券の金額を決定するものとする。債券の逐次発行は、これらの計画およびプロジェクトを漸進的に遂行するために承認され販売されることがあり、一度にすべての債券を発行または売却する必要はない。

998.609. (a) 本条の下で認可された債券が流通している限り、退役軍人業務担当長官は各財政年度の終了時に、部門業務の予測と併せて、農場・住宅購入部門の財務状況を定評のある独立系公認会計士が行うよう求めるものとする。

各調査および予測結果は、公認会計士作成の書面により退役軍人業務担当長官、California Veterans Board、上下院で退役軍人業務に関係している適切な政策委員会、および委員会に提出される。

(b) 農場・住宅購入部門は上記サービスに対して、財務官預かり資金として部門が利用可能な資金から当該公認会計士に対して払い戻しを行う。

998.610. (a) 委員会は財務官に対して、財務官が設置した時期に本条により認可された債券の全部または一部の販売を許可できる。

(b) 委員会が債券の効果的な販売のために必要とみなした場合、委員会は州政府法第16754節に関わらず、財務官に対して債券を額面価格未満での売却を許可できる。ただし、債券の割引はその額面価格の3割を越えないものとする。

998.611. ここに記載の債券の販売から得られた最初の資金のうち、州政府法第16724節の5により設置された一般財源債支出回転基金に、当該節に規定された目的で行われた全支出の金額を再預託するものとし、その資金は追加の債券売却と同じ目的で使用し、同じ方法で返金することができる。

998.612. 本条項に準じて発行および売却された債券は、州政府法タイトル2第4部第3編第4章第6条（第16780節以降）に従って払い戻すことができる。本条に従った債券の発行のための州の投票者による承認には、最初に発行された債券または以前に発行済みの借換債の払い戻しのために発行された債券の発行の承認が含まれる。

998.613. 債券法の他の規定にかかわらず、地方債法律顧問が当該債券の利息が連邦所得税について総所得から除外可能であるという旨の意見を表明した債権を指定される条件に従い、財務官が本条に従って販売する場合、財務官は債券収入の投資用とこれら収入に対する利益用に別の勘定を設けることができる。また、払い戻し金、違約金、または連邦法で義務付けられ

る他の支払いのために当該収入または利益を使用、または債権の免税状態を維持するため、あるいは本州の基金のために連邦法の下でのその他の利点を得るために必要な、連邦法の下で義務付けまたは認められる債券収益の投資および使用の関する他の行動を取ることができる。

998.614. 本条によって認定される債券の売却から得た収入はCalifornia州法の第13条Bに用いられている「税収入」ではないため、州政府はこれら収入の支払金は第13条Bにより課される制限を受けないことをここに宣言する。

提案2

2017-2018通常議会（第41章、2018年法）の議会法案1827により提案された法はCalifornia州法の第2条第10節に従い提出された。

本法案は複数の節を修正し、福祉・施設法(Welfare and Institutions Code)に追加するものである。そのため、削除を提案された条項は取り消し線を入れて印刷され、追加される新規条項は新規であることを示すためにイタリック体で印刷される。

提案された法

第1節. 有権者は、住宅が安定と心の病からの回復の鍵であり、心の病を抱えて生きる人の予後を向上することにつながることをここに認め宣言する。精神保健サービス法(Mental Health Services Act)は、提案63として2004年11月2日に行われた全州総選挙により有権者が成立させた発議方策で、ホームレスまたは慢性的にホームレスになるリスクを持ち重篤な心の病を抱える個人向けの恒久支援住宅の取得、設計、建設、修復、または保存の資金となる福祉・施設法第5部の第3編9（第5849節1以降）に準じて設立されたNo Place Like Homeプログラムへの精神保健サービス基金からの基金の支出のため、修正しなければならない。

第2節. 第1節、本節および第3節～第7節を2018年No Place Like Home法とし、称することができる。

1

2

第3節. 福祉・施設法第5849節35は以下の通り修正される:

5849.35. (a)当局は以下のすべてを行うことがある:

(1) 第5849節11に準じ当該部門により当局に提出される年次報告書の見直しを含むNo Place Like Homeプログラムの実施について、委員会および州医療サービス部門に相談する。

(2) 対象となる住民住民向けの恒久支援住宅に関連し、第5849節7、第5849節8、および第5849節9に記述されるサービスを部門が提供し、部門が当局に支払いを行い、第5890節(f)号(1)項に準じて精神保健サービス基金内に創設された支援住宅プログラム下位勘定内の預入金から部門への支払に備えるため、1つ以上の単年または複数年契約を締結する。本項に基づいて契約を締結する前に、当局のエグゼクティブディレクターは実質最終版となる契約書の写しを委員会に送信するものとする。委員会が10日以内に不可としない限り、契約は委員会により承認されたものとみなす。

(3) 毎年6月15日および12月15日またはそれ以前に、当局は会計監査官に対し、(2)項に準じて締結したあらゆるサービス契約に基づいて当局が第5890節の規定により次の六ヶ月間に部門に支払いを義務付けられる金額の証明を行うものとする。

(b) 部門は以下のすべてを行うことができる:

(1) 対象となる住民住民向けの恒久支援住宅に関連し、第5849節7、第5849節8、および第5849節9に記述されるサービスを提供し、第5890節(f)号(1)項に準じて精神保健サービス基金内に創設された支援住宅プログラム下位勘定内の預入金から支払いを受けるため、当局と1つ以上の単年または複数年契約を締結する。本項で承認されるサービス契約において部門が受領する支払は、州政府法第15463節に準じて当局から借入金を返済するため、他の割り当てないしは配分の前に使用するものとする。

(2) 州政府法第15463節に準じて当局が発行する特殊財源債券の支払いの担保として、当局と一つ以上の融資契約を締結する。本部門は、リファイナンス融資の弁済、返済、または債券の償還を除き、上記融資契約の収益を預け入れる。上記融資契約による部門の支払義務は、当局とのサービス契約に準じて受領する金額からのみ支払う義務に限定されるものとする。

(3) 部門は、直接、元金、ある場合は割増金、そして(2)項に準じて認められた融資契約に基づく利息の支払のため、(1)項に準じて締結した本サービス契約に基づく、当局ないしはその債券受託者に対する支払いの一部または全部を受領する自らの権利を抵当に入れ、譲渡することができる。

(c) 州議会はここに以下の双方を認め宣言する:

(1) (a)号の(2)項および(b)号の(1)項によって許可された契約に準じて提供されたサービスのために当局から部門に支払われる報酬は、公正かつ妥当で、公共の利益にかなうものである。

(2) 本サービス契約および(a)号の(2)項および(b)号の(1)項によって許可されたサービス契約に準じて当局が本部門に行われる支払い、そして融資契約および(b)号の(2)項によって許可された融資契約に準じて本部門から当局に行われる融資返済は、2018年11月6日に行われる全州総選挙において有権者によって認められる場合を除き、州または政府 | 下位部門—下位部門の負債ないし債務、または信頼と信用の誓約としないものとする。

(d) 本州は、州政府法第15463節に準じて当局が発行した債券の保有者に対し、債券が流通しているかぎり、本節、第5890節(f)号(1)項、または第5891節(b)号の規定を債券保持者の利益に反する方法で変更、修正、ないしは制限しないことをここに誓約する。当局は決議、証書、または債券について定める他の文書にこの誓約を含むことがある。

(e) 本節に基づく契約は、California環境品質法(Environmental Quality Act) (公的資源法(Public

Resources Code)の第13部(第21000節以降))を含むがこれに限定されない当該契約の実行に適用されるその他の法律の要件の適用を受けず、準拠する必要がない。

(f) 公的契約法(Public Contract Code)第2部第2編第2章(第10290節以降)は、本節に従い、当該部門および当局の間で締結する契約には適用されないものとする。

第4節. 福祉・施設法第5849節4は以下の通り修正される：

5849.4. (a) No Place Like Home基金はこれにより州財務部門内に創設され、州政府法第13340節にかかわらず、継続的に本編の目的のため、当該部門、当局、および財務官に対して充当される。必要に応じ、本基金において勘定および下位勘定を開設することができる。本基金に預託された5割までの金額は本編実行のための管理費に使用することができる。

(b) 以下を基金に払い込むものとする。

(1) 州政府法第15463節(b)号の下での当局による債券発行に由来する部門による借入収入の受領による金額

(2) 一般基金または他の基金からの当該基金への資金の充当または移動

(2)

(3) 他の連邦または州の助成金、ないしは本編の目的のための私的な寄付または助成金

(3)

(4) 利息の支払い、融資の返済、または基金の他の返金

第5節. 第5849節15は以下の通り福祉・施設法に追加される：

5849.15. 有権者は、2004年11月2日に行われた全州総選挙により有権者によって成立した提案63に従い、これを推進するものとして、以下の規定のすべてを裁可し、California州法第16条第1節の目的のため、以下の規定のすべてを承認する。

(a) 第5830節、5845節、5847節、5848節、5897節、および5899節を修正し、本編を追加する2016年の法令の第43章

(b) 州政府法に第15463節を追加し、本法規の第5849節1および5849節2、5849節3、5849節4、5849節5、5849節7、5849節8、5849節9、5849節11、5849節14、5890節、および5891節を修正し、また5849節35を本法規に追加し、5849節13を廃止および追加する2016年の法令の第322章

(c) (a)および(b)号に参照される規定を修正した2017年の法令の第561章の規定

(d) 第5849節35、5849節4、および5890節の修正は、本節を追加する当該法により行われる。

(e) No Place Like Homeプログラムおよび州政府法の第15463節(b)号に規定される関連の目的に準じた恒久支援住宅に対する融資目的の二十億ドル(\$2,000,000,000)を超えない金額のCalifornia医療施設融資当局(Health Facilities Financing Authority)による債券の発行、州政府法第15463節(c)号に規定される債権の弁済、返済または償還を目的とした債権の発行、および(a)から(d)号の規定通りの債権発行・保証・返済のプロセス

第6節. 福祉・施設法第5890節は以下の通り修正される：

5890. (a) これにより精神保健サービス基金が州財務部門内に創設される。本基金は本州により管理されるものとする。州政府法の第13340節にかかわらず、第5892節(d)号に規定されている場合を除き、以下のプログラムおよび本部の他の規定に指定される他の関連活動に資金を供給する目的で、本基金内のすべての資金は、財政年度にかかわらず継続的に充当されるものとする：

(1) 第3編(第5800節以降)、成人・老人精神保健医療システム法。

(2) 第3編2 (第5830節以降)、革新プログラム。

(3) 第3編6 (第5840節以降)、予防・早期介入プログラム。

(4) 第3編9 (第5849節1以降)、No Place Like Homeプログラム。

(5) 第4編 (第5850節以降)、児童精神保健サービス法。

(b) 本基金の設立および本基金または資金を受け取るプログラムを設立する法律のその他の規定は、精神保健同等化に関連した安全衛生法第1374節72および保険法の第10144節5によって義務付けられたサービスを含む精神保健サービスを補償するための医療サービス計画と障害年金の義務を変更するものと解釈されない。本法規は、管理型医療部門の監督責任、または保険部門の計画および保険に関する責任を変更するものと解釈されない。

(c) 本法規は、州の医療サービス部門の既存の権限や責任を変更または軽減するものと解釈されない。

(d) 州の医療サービス部門は、連邦基金の利用可能性と医学的に必要なケアに対する子供、成人、高齢者の参加資格を最大にするためのすべての適用可能なMedicaidの承認を希求する。

(e) 本部門第3編 (第5800節以降) および第4編 (第5850節以降) に準じたサービスの費用分担は、他の公的に資金提供を受けた精神保健サービスに適用される支払い能力決定の統一方法(Uniform Method of Determining Ability to Pay)に従って決定されるものとする。ただし、本統一方法が自己負担分の決定を行う他の方法に取って代わられる場合は、他の精神保健サービスに適用される新しい方法が本部の第3編 (第5800節以降) および4編 (第5850節以降) に準じたサービスに適用されるものとする。

(f) (1) これにより支援住宅プログラム下位勘定は精神保健サービス基金内に創設される。州

政府法第13340節にかかわらず、下部勘定内のすべての資金は、第5849節35に準じて締結したサービス契約に準じた財政上の義務を果たすための資金提供のため、California医療施設融資当局に財政年度に関係なく留保され、継続的に充当される。本節の他のすべての規定を含む他のいかなる法令にかかわらず、会計監査官は、翌月のその他の目的のための基金からの送金や支出の前に、第5849節35(a)号(3)項に準じてCalifornia医療施設融資当局によって認定され、毎年合計千四百万ドル(\$140,000,000)を超えない金額を精神保健サービス基金から支援住宅プログラム下位勘定に遅くとも各月末日までに送金する。いずれの月においても精神保健サービス基金内の金額が下位勘定への全額送金に不足する、または下位勘定内の金額がCalifornia医療施設融資当局によって認定された金額の全額支払いに不足する場合、不足額は翌月月に持ち越され、前文により義務付けられる送金とともに会計監査官によって送金される。支援住宅プログラム下位勘定内の資金は、州政府法第16310節または16381節に準じた一般基金に融資されないものとする。

(2) 州政府法第15463節に準じた債券の発行に先立ち、州議会は、毎年一億四千万ドル(\$140,000,000)までの金額を精神保健サービス基金内の基金から支援住宅プログラム下位勘定に送金するために充当することができる。本項に準じて送金するために充当された金額およびNo Place Like Home基金に預け入れられた金額は、California 医療施設融資当局が相当する金額において州政府法第15463節に準じて発行できる債券の許可済み未発行金額を低減するものとする。州政府法の第13340節にかかわらず、本項に準じて移動された下位勘定内のすべての資金は、No Place Like Home基金に移転するために財政年度に関係なく留保され、継続的に充当され、3.9編 (第5849節1以降) の目的に使用される。会計監査官は、翌月のその他の目的のための基金からの資金の移動または支出

の前、かつ第(1)項の目的の基金からの資金の移動の後で、本項に準じ、州議会による充当が有効となる日から90日以内から始まる次の12ヶ月間に充当された金額を精神保健サービス基金から下位勘定に移すものとする。いずれの月においても精神保健サービス基金内の金額が下位勘定への全額送金に不足する、または下位勘定内の金額が本項に準じた送金に充当される金額の全額支払いに不足する場合、その不足額は翌月に持ち越されるものとする。

(3) 第(1)項および第(2)項に記述した送金額は、毎年合計一億四千万ドル(\$140,000,000)を越えないものとする。

(4) 第(2)項は、州政府法第15463節に準じて許可された債券が発行されると、効力を失う。

第7節. 本法令の規定は当該修正が本法令の主旨と一貫している限り、州議会の三分の二の賛成で修正することができる。

提案3

この主導権はCalifornia憲法の第II条セクション8項の規則の指示に従って州民に提出された。

この主導権は項を釣りおよび狩猟条例(Fish and Game Code)および水条例(Water Code)に追加するものである。そのため、提案された新規条項はイタリック体で追加および印刷され、それらが新規であることを示す。

提案された法

California州の州民は以下を制定する：

項1. 区分38 (86000項以降) は水条例に追加され、以下の通り修正された：

区分38 2018年州水供給インフラストラクチャー、送水、エコシステムおよび流域保護と復元、飲料水保護条例(STATE WATER SUPPLY INFRASTRUCTURE, WATER CONVEYANCE, ECOSYSTEM AND WATERSHED PROTECTION AND RESTORATION, AND DRINKING WATER PROTECTION ACT OF 2018)

第1章 短い表題

86000. この部はWater Supply and Water Quality Act of 2018として知られ、そう呼ばれる。

第2章 認定および宣言

86001. 州民は以下を認定し宣言する：

(a) しばしば非常に乾燥する当州では、ハイテク、農業および都市経済は中断のない高品質な給水に依存している。水の使用をより効率的にし、水需要を低減し、新規および多様な水供給を提供し、水源となる流域の品質を改善し、水の主要な環境的使用を保護することで、この法案はCaliforniaの経済および環境エンジンが水不足により逸脱しないことを保証する。

(b) Californiaの最近の歴史的な干ばつは、現在の水供給の長期的な信頼性について重大な疑問を投げかけた。干ばつは、既存の水供給をより有効に使用し、水インフラストラクチャーへの投資を増加し、さらに源流から下流までの水系をより効果的に結合する必要性を示している。

(c) Californiaの水状況は、州民、農業、環境に必要な水を提供するためにCalifornia Water Action Planの提供を必要としている。本区分は排水を低減し、ニーズを満たすために利用可能な水量を増やし、水質を改善することでもっと信頼のおける給水を提供するのに役立つ。本区分はコミュニティを洪水から保護する追加の保護も提供する。

(d) 本区分は気候変動におけるCaliforniaの現在および将来の水需要を満たすために、水資源の開発および保存向けのコスト効率の良い方法を実施する。これには、都市部排水路および雨水流出の把握、地下水および汽水の脱塩、地下水貯蓄、水のリサイクル、水の保全、流域管理、復元、強化および保護が含まれる。

(e) 本区分により提供される多くの給水および水質投資の多くは、当局および助成金受領者にマッチし、提供している資金の有効性を倍以上にする。

2

3

(f) 本区分を実施する当局は費用対効果の高いプロジェクトおよび最も耐久性があり最も環境に有益なプロジェクトに高い優先権を与える。基金はCalifornia Water Action Planの実施に寄与するプロジェクトに使われ、そのプロジェクトの目的はCaliforniaの水道システムの回復性およびCaliforniaのコミュニティが日照り続きの状況に対処する能力を向上することである。

(g) 全California住民には安全、清潔、手頃、アクセス可能な飲料水を手に入れる権利がある。106.3項に準拠することで、本区分に準じて安全な飲料水のための基金を提供している当局は本セクションの意図の達成を支援する。

(h) 本部は州の各地域を直接および間接的に利する基金の公正かつ合理的な分配を提供する。

(i) 本区分は最近の干ばつによって引き起こされた水不足に対処する短期的および長期的な費用効率の良いアクションを提供し、地域コミュニティの将来の干ばつへの準備を手助けする。干ばつは人、農業および環境向けの給水を減少させる。本区分は人、農業および環境の水ニーズを満たし、気候変動に直面しているCaliforniaの回復力を手助けする。

(j) 流域の正常性と水生産性を改善することで、コミュニティは給水に関してさらに自立でき、地域の環境品質が向上する。

(k) イガヤグルマギク、ダンチク(*Arundo donax*)、ギョリュウなどの侵入植物を除去することで、水供給は向上し魚類および野生動物の生息環境が改善される。

(l) 洪水はコミュニティおよびインフラストラクチャーを破壊する恐れがある。洪水の水を集め、コミュニティ、農場で使用するように分配したり、地下水盆に再貯蔵することで洪水の水を活用できる。基金を流域および氾濫原のインテリジェントな管理に提供することで、本区分は水害を避け、魚類および野生動物の生息環境を改善し、汚染物質を水供給から取り除き、地下水を強化し、帯水層を修復し環境を改善す

るのに役立つ。氾濫原の管理の改善により給水用の上流貯水池の業務の改善が可能になる。

(m) 深刻な火災状況は著しい浸食、水質の低下につながり、水インフラストラクチャーに影響を与える。本区分は森林および流域の管理に基金を提供し、火災の危険を減らし、水供給への山火事の影響を緩和し、給水源を強化する。

(n) 本区分はCaliforniaの住民および環境の水へのニーズに対応する、以下のプログラムに資金提供する：

(1) 水の保全、地下水またはその他内陸塩水の脱塩、雨水管理、排水リサイクルおよび類似の水管理提案を含む、費用効率の良い方法を活用する水供給や水質の改善。

(2) 水の流出および地下水の再貯蔵のパターン、水量、品質を改善するための、Sierra Nevada Watershed Improvementプログラムなどを通じた、森林や放牧地の水供給のより良い管理。土壌の正常化は、土壌の地下水吸水力を改善し、水の流出率を緩和する。

(3) Sustainable Groundwater Management Act (パート2.74 (10720項以降)、区分6)を含む地下水管理の改善、および地表水と地下水との関係のより良い認識。

(4) Pacific Flywayの回復と変化する環境条件に対応するための動的な方法での生息環境の管理を含む、魚類および野生動物への水の提供。

(5) 増加した地下水再貯蔵から生じた水運搬量の増加および洪水の水を干ばつ年に利用するための運搬と利用の改善。

(o) State Water Resources Control Board、魚類野生生物局(Department of Fish and Wildlife)、およびその他の多くの機関は、魚類の生息環境に基金を提供することはCalifornia固有種の魚類の保全に重要であり、これら魚類の回復に奔流に頼るだけでは不十分であることを理解している。魚類生息環境の強化に基金を提供することは、魚類を保護するための合理的な流量に対する不可欠な補完である。

(p) Californiaは歴史的な湿地帯の95パーセントを失った。湿地帯は渡り鳥やその他の鳥類、魚類、哺乳類、爬虫類、両生類、および多数の植物種に食糧、水を与え、保護してきた。湿地帯が無ければ多くの種が絶滅または絶滅の危機にさらされ、さらに多くの種は今日現存する湿地帯でしか生存できない。本区分は現在の湿地帯を維持し保護する作業と、繁殖している動植物を支援するためにCaliforniaの湿地帯を増やす可能性とを組み合わせる。

(q) 本区分の実施により、地方政府には即座の十億ドル以上の費用削減となり、地方政府の事業経費を年間数億ドル削減する。本区分は地方政府基金に代わる基金を提供し、その結果以下の領域でのプロジェクトを実施する。これらのプロジェクトは最終的には地方政府により実施される。

(1) 安全な飲み水。州直接基金およびマッチング基金は、飲料水および廃水処理システムの実施にかかる地方政府に費用を削減し、さらにある程度の範囲で、これらシステムの業務も削減する。

(2) 廃水再利用。州基金はこれらのプラントの費用を削減し、地方政府向けプロジェクトの資本コストを削減する。地方政府の資本コストを削減することで、これらのプラントからの上水道費用も削減される。廃水再利用プラントの実施は、より高価な代替水供給に対するニーズを先送りするので、さらに地方政府の資本と業務費用を低減する。

(3) 地下水の脱塩。州基金はこれらのプラントの費用を削減し、地方政府向けプロジェクトの資本コストを削減する。地方政府の資本コストを削減することで、これらのプラントからの上水道費用も削減される。地下水脱塩プラントの実施は、より高価な代替水供給に対するニーズとは異なるので、さらに地方政府の資本と業務費用を低減する。

(4) 水の保全。州基金はこれらのプロジェクトの費用を削減し、地方政府の経費を削減する。より重要なことは、上記プロジェクトの結果と

して生じる水需要の減少は運営経費を低減し、さらに新しく水を提供するために必要なもっと高価な設備投資プロジェクトの建設および運営経費を一時的または恒久的に先送りする。

(5) 洪水調節池。州基金は地方政府のプロジェクトの費用を削減する。

(6) San Francisco Bay Restoration Authority基金。San Francisco Bay周辺に洪水保護を提供する湿地帯プロジェクトへの州の投資は気候変動に伴う洪水リスクを低減する。これにより、他の洪水管理提案の費用が低下し、より重要なことは、施設の修復のために地方政府に莫大な費用負担が生じる洪水被害を低減する。

(7) 雨水基金。State Water Resources Control Boardおよび複数の地域の水質管理委員会により課せられた規制により、何百億もの費用がかかる複数の設備投資プロジェクトの建設が必要になる。この提案を通じた基金の提供は地方政府のプロジェクトの費用を削減する。

(8) 漁業の回復。本区分は数億ドルを漁業の回復に提供する。地方および地域の水機関はこれら多くのプロジェクトを自発的に実行している。州基金を提供することで、本区分は地方の費用を低減する。さらに、結果として魚類個体群が増えれば地域の水供給を改善することが可能になり、数億または数十億ドル費用がかかる代替給水源を提供するための地方政府費用を避けることができる。

(9) 湾岸地帯の地域的信頼性。San Francisco湾岸地帯ウォーター地区は、洪水の水供給の信頼性を増したりその他の利点を得るため給水源を相互連結するために、その配水系に関わる改善を実行している。そのプログラムに基金を提供することで、本区分は上記費用を二億五千万ドル(\$250,000,000)あまり低減する。

(10) Friant Kern運河の修復。地下水の過度のくみ上げによりFriant Kern運河の地盤沈下を引き起こした。運河を修復するための州基金により地方の水地区の運が修復費用を低減する。このプロジェクトに資金提供するための費用を避けることにより、これらの地区が支払う必要

がある年間数百万ドルの利息も節約することになる。

(11) Orovilleダム of 修復。Orovilleダムの修復費用は、Federal Emergency Management Agency またはUnited States Army Corps of Engineers のいずれかにより連邦政府が負担すべきであるが、連邦政府はこの義務を履行しないであろう。State Water Resources Development Systemの契約者が、全ては地域機関であるが、上記費用の全部あるいは一部負担を強制される場合は、本区分はその費用を二億ドル(\$200,000,000)分削減する。利息費用も低減される。

(r) 相当の基金が区分26.7(79700項以降)に準じた貯蔵プロジェクトに割り当てるために残っている。この理由から、またCalifornia Water Commissionが基金を与える際の業務に干渉しないため、本提案は特定の貯蔵プロジェクトの建設向けの基金は含まない。

第3章 定義

86002. 文脈上別段の解釈が必要でない限り、本項に設定された定義は本区分の解釈を以下のように管理する:

(a) 「保全」とは修復、安定化、回復、水使用量の低減、開発、および再建、またはこれらの活動の任意の組み合わせを意味する。

(b) 「私有地の保全活動」とは積極的な土地所有者と共に実施するプロジェクトを意味し、変化する条件および生息地や野生動物への脅威に対応して、天然資源の対応可能な柔軟な管理を伴うプロジェクトである。上記投資および活動は、長期間動的に管理された場合は、長期的な正常化およびエコシステムの回復力に貢献し、野生動物の増加を強化する居住条件を私有地に生み出すように特に設計されている。

(c) 「デルタ」とは第12220項に規定されるようにSacramento-San Joaquin Deltaを意味する。

(d) 「部門」とは水資源局(Department of Water Resources)を意味する。

(e) 「脱塩」とは汚染された地下水、または汽水を含む、塩を含む内陸の水供給から塩およびその他の汚染物質を取り除くことを意味する。

(f) 「条件不利コミュニティ」とは79505.5項の(a)号に定義されている意味であるが、修正される可能性もある。

(g) 「干ばつ排水」は第10561.5項に定義されている。

(h) 「経済の疲弊した地域」とは第79702項(k)号に定義されているが修正される場合もある。

(i) 「会計委員会」とは第86182項により制定されたWater Supply Reliability and Drought Protection 会計委員会を意味する。

(j) 「基金」とは第86169項により制定されたWater Supply Reliability and Drought Protection 基金を意味する。

(k) 「地下水持続可能性機関(Groundwater sustainability agency)」とは第10721項(j)号に定義された機関を意味する。

(l) 「統合地域水管理計画(Integrated regional water management plan)」とは区分6編2.2 (10530項以降)の要件を満たす定義された地理的領域向けの包括的な計画であるが、編は修正される場合もある。

(m) 「侵入植物」とはCalifornia固有種ではない陸生植物または水性植物で、農業的価値がないか無視できる範囲であり、以下のいずれかを行う: 固有植物を追い出す、固有植物の生物学的多様性を脅かす、農地または放牧地の生産性を損なう、野生生物の生息環境を悪化させる、火災の危険に寄与する、あるいは追い出した植物よりも多くの量の水を必要とする。

(n) 「複合利益プロジェクト」とは一つ以上の目的に役立つプロジェクトを意味し、洪水管理、給水、水質管理、環境強化、レクリエーション、エネルギー節減、気候変動ガス排出の削減、および魚類や野生生物の改善を含むがこれらに限定されない。

(o) 「非営利団体」はCaliforniaで事業を行う資格のある組織で、州法および連邦法の許容範囲で、

内国歳入法の501(c)(3)項または501(c)(6)項を免除されている組織を意味する。

(p)「保護」とは人、所有物や自然資源に対する危害や損傷を防ぐために必要な行動、または所有物や自然資源の継続的な使用や楽しみを可能にするために必要な行動を意味し、取得、開発、回復、保存、および公的資源条例(Public Resources Code)の第75005項(i)号に定義されている解釈を含む。

(q)「公共機関」とは州当局はまたは部門、特別地区、共同権限機関、市、郡、市および郡、または州のその他の政治的小地区を意味する。

(r)「公共水道システム」とはHealth and Safety法規の116275項の(h)号で定義され、地域、地方自治体、および地区の都市水道事業者を意味し、10617項で定義されているように個人所有の水道事業を含む。

(s)「復元」とは物理的構造または施設の改善を意味し、資源システムおよび景観の特徴の場合は、以下を含むがこれらに限定されない、浸食管理、沈殿物管理、侵入植物の管理および排除、山焼き、燃料ハザードの低減、既存または回復された天然資源に対する脅威の締め出し、牧草地、湿地帯、沿岸、小川の復元、およびその他の植物および野生動物生息地を改善して、所有物の自然システムの価値を向上すること。復元プロジェクトはプロジェクトの目的を正常に実施するために必要な計画、監視、報告も含むものとする。

(t)「著しい条件不利コミュニティ」とは、平均世帯所得が州平均の60パーセント未満であるコミュニティである。

(u)「Sierra Nevada Watershed Improvement Program」とは協調的、統合的、調和的なプログラムで、Californiaの主要な流域の正常性を、森林再生のペースと規模を増加することで復元し、Sierra Nevada地域が提供する重要な利点を維持するプログラムである。

(v)「州役員会」とはState Water Resources Control Boardを意味する。

(w)「一般財源保証債州法(State General Obligation Bond Law)」とは政府法規表題2区分4の編3の第4章(16720項以降)の、一般財源保証債州法を意味する。

(x)「雨水」とは第10561.5項に定義されている。

(y)「雨水資源計画(Stormwater Resource Plans)」とは区分6編2.3 (10560項以降)に定義されている。

第4章 持続可能性

86003. (a) (1) 天然資源庁(Natural Resources Agency)は本区分に準じて、毎三年以内に支出の独立監査を提供する。

(2) 2020年1月10日以前まで、さらにそれ以降は半年毎に、天然資源庁はそのウェブサイトの本区分に関連する以下の全情報を含むレポートを、それ以前の半年分の情報を本区分の項目別にまとめて公開する:

(A) 基金の負債。

(B) 新しく資金供与したプロジェクトのサマリー。

(C) 完了したプロジェクトのサマリー。

(D) 第86157項に準じて設定した成功の評価基準を満たすための進捗の考察。

(E) 州当局および基金受領者がプロジェクト実行にあたって経験した一般的な課題の考察。

(F) 州当局および基金受領者がプロジェクト実行にあたって経験した主要な達成事項および成功の考察。

(3) 本号は2028年1月1日までに限り有効であり、その日をもって無効となる。

(b) 立法機関の指示を受けたDepartment of Financeまたは会計監査役、またはCalifornia State Auditorが、本法案に準じて基金を受領している任意の州当局の支出について監査を行う場合がある。

(c) 本区分により認可された基金で助成金を発行する州当局は、助成金からの基金の支出について適切な報告が求められる。

第5章 水供給源と水質の改善

第1条項 安全な飲料水

86004. 合計七億五千万ドル(\$750,000,000)が、水質の改善または全California住民に清潔で安全で信頼できる飲料水を提供するための支出、助成金、融資として基金から州役員会に充当される。

86005. 本条項に準じた財政的支援の資格のあるプロジェクトは有効利用のための水質の改善を支援する。本条項の目的:

(a) 水源または汚染物質に関わらず、飲料水供給内の汚染物質の除去。

(b) 飲料水供給内の汚染物質リスクの評価および優先化。

(c) 公衆衛生の緊急性に対処するプロジェクトを含むがこれに限定されない、汚染されたまたは不適切な飲料水の供給を被っている条件不利、地方、または小規模コミュニティの重要かつ喫緊のニーズに対処する。

(d) 他の個人、連邦、州、および地域の飲料水品質および排水処理基金に活用。

(e) 条件不利コミュニティに、コミュニティが長期的に維持可能な、清潔、安全、信頼できる飲料水を提供する公共飲料水インフラストラクチャーを提供する。

(f) Californiaのコミュニティに対し清潔、安全、信頼でき、手頃な飲料水へのアクセスを保証する。

(g) 一次および二次飲料水基準を満たすこと、または州や連邦政府により識別された汚染物を除去し一次および二次飲料水基準を満たす。

86006. 本条項に準じた財政的支援で対処する汚染物質には、鉛、硝酸塩、過塩素酸塩、メチルターシャリーブチルエーテル(MTBE)、ヒ素、セレン、六価クロム、水銀、パークロロエチレン(PCE)、トリクロロエチレン(TCE)、ジクロロエチレン(DCE)、ジクロロエタン(DCA)、1,2,3-トリクロロプロパン(1,2,3-TCP)、四塩化炭素、1,4-ジオキサン(1,4-dioxane, 1,4-dioxacyclohexane)、ニトロソジメチルアミ、臭化物、鉄、マンガ

ン、全蒸発残留物、電気伝導性、ウランなどが含まれるが、これらに限定されない。

86007. (a) (1) 86004項で認可されている基金の内、五億ドル(\$500,000,000)は公共水道システムインフラストラクチャーの改善、および安全な飲料水基準を満たし、手頃な飲料水を確保するために関連するアクション、またはその両方のための供与および融資として利用可能である。優先権は、汚染処理を提供するプロジェクト、または小規模コミュニティの水道システムまたは条件不利コミュニティにある州の小規模水道システムで、その飲料水源が化学薬品または硝酸汚染物質および州役員会により健康に有害であると認定されたその他の物質により汚染されているコミュニティに代替飲料水源へのアクセスを提供するためのプロジェクトに与えられる。資格のある受領者は条件不利コミュニティに奉仕する公共水道システムまたは公共機関である。

(2) 資格のある費用は条件不利コミュニティに役立つシステムの初期作業費およびメンテナンス費用を含む場合がある。優先権は複数のコミュニティに対して共有ソリューションを提供するプロジェクトに与えられ、それらのコミュニティの少なくとも一つは安全かつ手頃な飲料水が不足し、小規模コミュニティ水道システム、州小規模水道システム、または個人の井戸を利用している条件不利コミュニティである。建設費補助はプロジェクトあたり五百万ドル(\$5,000,000)に制限されるべきであるが、州役員会は、2つ以上の飲料水システムで、そのうちの少なくとも1つが小規模な条件不利コミュニティの飲料水システムの統合を含む、地域的な利点または複数の事業体で共有されるプロジェクトに対しては二千万ドル(\$20,000,000)を越えない限度を設定する場合がある。実際の支出に助成金として与えられる金額は50パーセント未満である。

(3) 本号の目的で、「初期運転およびメンテナンス費用」(initial operation and maintenance costs)は、建設資金提供契約の下での初期の、資格のある、払い戻し可能な費用であり、プロ

ジェクト完了をみなすための建設プロジェクトの初期開始テストなどを含むがこれに限定されない費用を意味する。初期運転およびメンテナンス費用は、3年を超えない期間で、本項に準じて基金を受領する資格がある。

(b) 本項により認可された基金の内、一千万ドル(\$10,000,000)を越えない金額は、安全衛生法の第116276項に準じた学校補助金プログラムの飲料水の下で、学生に安全な飲料水を提供するための助成金に利用可能である。

86008. 第86004項により認可された基金の内、二億五千万ドル(\$250,000,000)は、廃水処理プロジェクト向けの助成金や貸付金として第13477.6項に準じて作成されたState Water Pollution Control Revolving Fund、Small Community Grant Fund、への預け金として利用可能である。優先権は、条件不利コミュニティおよび著しい条件不利コミュニティに役立つプロジェクト、および公共衛生の危機に対処するプロジェクトに与えられる。当該プロジェクトは、廃水システムの統合または手頃な処理テクノロジーを提供するための地域的なメカニズムを特定、計画、設計、および実施するプロジェクトを含むがこれに限定されない。

86009. 第86004項により認可された基金の内、六千万ドル(\$60,000,000)を越えない金額は個人所有の飲料水インフラストラクチャーまたは廃水改善、または両方、さらに暫定的な代替飲料水供給源に利用可能である。

(a) 基金は以下の目的で使用される場合がある:

- (1) 飲料水用井戸の水質試験を実行するため。
- (2) 個人の井戸または現場の廃水システムを設置及び平行に交換、修理または交換するには、放棄された井戸および腐敗システムインフラストラクチャーを適切に閉鎖し、住宅地を公共の水道システムまたは排水システムに接続するために必要なインフラストラクチャーを提供する。
- (3) 鉛を含む内部の飲料水用配管や治具を交換するため。
- (4) 暫定的な飲料水供給源を提供するため。

(b) 州役員会は本項の下で許容される活動向けの資金提供を促進するためにリボルビングローン基金を設定する場合がある。

(c) 優先権は低所得の住宅所有者、移動住宅の所有者、影響を受けやすい集団を支援するプロジェクトに与えられる。

86010. (a) 本条項に準じて財政的支援を受けるためには、プロジェクト総費用の50割以上のローカルコストの分担が必要になる。条件不利コミュニティまたは経済の疲弊した地域に直接利益となるプロジェクトの場合、費用分担要求を免除または減額できる。

(b) 本条項に準じて利用可能な資金の10割以上は、深刻な状況の地域社会に貢献するプロジェクトに割り当てられる。

(c) 本条項に準じて利用可能な基金の最高15パーセントは条件不利コミュニティの技術的支援に割り当てられるものとする。州役員会は学際的な技術的支援を小規模および条件不利コミュニティに行い、それには奉仕活動および教育、ニーズ分析、コミュニティに安全な飲料水または排水サービスを提供するための代替アプローチの見直し、プロジェクト選定および設計、役員会および事業者のトレーニング、さらに条件不利コミュニティに対する安全な飲料水または排水サービスの提供に関連して条件不利コミュニティに奉仕する公共事業向けの技術的、管理的、経済的な能力構築支援を含むがこれらに限定されない。当局は非営利団体、資源保全地区、またはその他の地域当局と契約してこれらのサービスを提供することもできる。

第2条項 水の再利用と脱塩

86020. 合計四億ドル(\$400,000,000)が、廃水リサイクルプロジェクト向けに競合ベースで、第86166項の(a)号に定義されている資格のある事業者に対して助成金を与えるために、基金から州役員会に充当される。本項に準じた助成金は以下のすべてに利用できる

(a) 水リサイクルプロジェクトで、処理、保管、運搬、塩除去、および飲用可能および飲用

不可能なリサイクルプロジェクト用の分配施設を含むがこれらに限定されない。

(b) 専用の分配インフラストラクチャーで、住宅、商用地、農地、漁類および野生動物の生息環境、さらにリサイクルした水の使用を可能にするための工業エンドユーザー改良プロジェクトに役立つためのインフラストラクチャー。

(c) 新規飲用再利用および汚染物質削除テクノロジー用のパイロットプロジェクト。

(d) 水質を改善する複合利益水リサイクルプロジェクト。

(e) 湿地帯やその他の野生生物の生息環境を保護、保全、復元する複合利益水リサイクルプロジェクト。

(f) 条件不利コミュニティおよび経済の疲弊した地域のための特定プロジェクトに関連する技術支援および助成金申請支援。

86021. 合計四億ドル(\$400,000,000)が、汽水性地下水の脱塩、および州役員会で定義されているようにCaliforniaの岸辺の生息環境、河口、沿岸、ラグーン、または海水に直接的に悪影響を与えない汽水の脱塩プロジェクトに対する、競合ベースでの、86166項(a)号に定義済の資格のある事業体に対して助成金を与えるために、基金から州役員会に充当される。本項に準じた助成金は本項の要件を満たすことが必須で、以下のすべてに利用できる:

(a) 処理、管理、運搬、および分配施設。プロジェクトは塩に加えて汚染物質も取り除く場合があるが、主に塩を除去するために構築され稼働するものとする。

(b) 住宅、商用地、農地、漁類および野生動物の生息環境、さらに脱塩した水の使用を可能にするための工業エンドユーザー改良プロジェクトに役立つ分配インフラストラクチャー。

(c) 水質を改善する複合利益脱塩プロジェクト。

(d) 条件不利コミュニティおよび経済の疲弊した地域のための特定プロジェクトに関連する技術支援および助成金申請支援。

(e) 湿地帯やその他の野生生物の生息環境に水を供給する複合利益脱塩プロジェクト。

(f) 条件不利コミュニティおよび経済の疲弊した地域のための特定プロジェクトに関連する技術支援および助成金申請支援。

86022. 本条項に準じた助成金がプロジェクト費用の50パーセントを超過することはないが、主に条件不利コミュニティ、経済の疲弊した地域、または野生動物の生息環境に役立つプロジェクトについては、この要件は削除または低減される場合がある。

86023. 本条項に準じて資金供給されるプロジェクトは以下の条件に優先権を与えつつ競合ベースで選択される:

(a) 水供給の信頼性の改善。

(b) 品質、およびデルタまたは地域の河川や小川からの迂回路の信頼性の低下に関連するエコシステムの利点、および地域が受領する水の有効利用や水質目標の達成に関連する利点。

(c) 飲料水の品質または供給改善から得られる公衆衛生の利点。

(d) 投資したドル金額あたりの水生産量、および州役員会が採用したその他の費用効率基準に基づく、費用効率。

(e) エネルギー効率およびグリーンハウスガス排出削減。

(f) 条件不利コミュニティの利益となる給水設備または水質改善。

(g) 漁類および野生動物の生息環境の保護および復元、さらに漁類および野生動物に対する信頼できる水の供給。

第3条項 水の保全

86030. 合計三億ドル(\$300,000,000)が以下の目的で基金から部門に充当される:

(a) 州全体での芝削除プログラム。

(1) このプログラムは、公共および個人の土地所有者に対して、灌漑されている景観を、水をあまり必要としない適切な植物を含む干ばつに強い植物の植え付け地に変えるための経済的な

奨励金を提供する。部門は各申請者が受領できる最大金額を設定し、報奨金がなければ景観水転換プログラムに参加できない低所得の住宅所有者により大きな報奨金を可能にする。このプログラムに割り当てられた基金の75パーセント以上は住宅用不動産所有者に支出される。省は給水設備に関連するコスト効率をベースに非住宅申請者に助成金与える。各助成金は現在の水使用と比較して少なくとも50パーセントの水消費を削減する必要がある。

(2) 最も費用効率の良いプロジェクトと、州の投資に基づき最大の環境的利益を提供するプロジェクトが最優先で資金供給を受ける。環境的利益は、適切な洪水抵抗性の固有種またはその他の植物の植え付け、水消費の削減、環境的利益のための水の可用性の増加を含むがこれらに限定されない。

(3) 部門は、以前芝削除奨励金プログラムを提供されていたサービス領域内に居住している住民に対し、その住民が当該プログラムに参加していなかった場合、参加資格を拒否または低減しない。

(4) 部門は、第86166項の(a)号に定義されている資格のある事業者およびPublic Utilities委員会と協力し、景観変更プロジェクトの消費者負担分を支払うための請求時返金の仕組みを開発する。

(b) 水漏れ検出。

(1) 水道システム事業者が、顧客による水漏れ検出および削減は水道システム事業者の給水を改善する費用効率の良い方法であり公益になると判断する場合は、水分配システムにおける水漏れを削減し、顧客の水道システムにおける水漏れを無くすための、マッチングベースで公共水道システムに与えられ、住宅、機関、および商用プロパティでの水漏れを検出するための装置を設置する競争的助成金。部門は給水設備に関連するコスト効率をベースに助成金を与える。本号に準じた助成金を受領した水道システム事業者は、条件不利コミュニティおよび経済

の疲弊した地域における水漏れ検出および水浪費削減プログラムを最優先する。

(2) 助成金がプロジェクト費用の50パーセントを超過することはない。費用分担は、条件不利コミュニティまたは経済の疲弊した地域の住宅所有者に主に益する助成金に対しては、低減または除外される場合がある。

(c) トイレの交換。洗浄ごとに3ガロン超の水を使用するトイレを、水を節約し洗浄ごとに1.28ガロン未満の水で済む新しいトイレに交換するための86166項の(a)号に定義されている公共水道システムまたは資格のある事業者に対するマッチングベースの競争的助成金。部門は給水設備に関連するコスト効率をベースに助成金を与える。本号に準じた補助金を受領した事業者は、条件不利コミュニティおよび経済の疲弊した地域におけるトイレ交換プログラムを最優先する。

(d) 水道メーター。メーター化されていない条件不利コミュニティにおける水道メーターの設置。

(e) エネルギー節減水保全。エネルギー節減を促進する水の保全プロジェクトを保証する公共水道システムに対するマッチングベースの競争的助成金。これらのプロジェクトは水保全プログラムから得られたグリーンハウスガス排出の削減を記録する。部門は給水設備およびエネルギー節減に関連するコスト効率をベースに助成金を与える。最優先権は条件不利コミュニティおよび経済の疲弊した地域のプログラムに与えられる。

(f) 本項に準じて割り当てられた基金の割当を決定する際は、部門は最も費用効率が高く、最大の環境保全上の利点をもたらす、条件不利コミュニティおよび経済の疲弊した地域に最も多くの利点をもたらすテクノロジーは何かを判断する。

(g) 本項に準じて助成金を受領する事業者は助成金基金を使用してリボルビング基金を設定し、事業者はそこから融資を受けて水保全プログラムを実施することができる。利率は事業者

が設定し、事業体は融資期間にわたり融資の利息と併せて合理的な管理費を課金することができる。本プログラムに準じて作成された融資に対する支払いは、リボルビング基金に返金され、水保全プログラムを実施するための追加ローンとして使用される。本項に準じて作成された融資は最長15年間、または水保全プロジェクトの利用可能な期間のうち、どちらか短いほうである。

86031. 合計一千五百万ドル(\$15,000,000)が革新的な水およびエネルギー節減テクノロジーの展開を加速し、水保全がCaliforniaの生活様式であり続けるためのWater Energy Technologyプログラム用に、基金からState Energy Resources Conservation and Development委員会に充当される。

86032. (a) 本項の目的は、デルタへの支流の流れを改善することを可能にし、保存された農業用水の転送を加速しながら、水利権所有者への影響を最小化することである。

(b) 合計五千万ドル(\$50,000,000)が第79158項に準じた農業用水保全プロジェクトの建設と実施、および助成金を支援するための地域機関へのマッチング助成金として、基金から省に充当される。

(c) 本項の下で助成金を承認する目的のため、部門は提案された各プロジェクトの結果として水が最終的に節約されるか、さらにプロジェクトの費用効率が良く技術的に堅固であるかを判断する必要がある。

(d) 本項下でのプロジェクトは、部門からの助成金収益を五百万ドル(\$5,000,000)を超えて受領しない。

(e) 部門は、最も費用効率が良く技術的に堅固なプロジェクトを優先する。

(f) 優先権は、デルタへの支流の流れを増すことで魚類および野生動物の品質を改善するために使用される水の節減をもたらす助成金に与えられる。その他の用途や転送の内水区分効率を改善する助成金も基金の資格がある。

(g) いかなるプロジェクトも影響を有意水準以下に軽減しないで魚類および野生動物に悪影響を引き起こさない。軽減費用は助成金基金に含めることができる。

第4条項 水供給の改善のための洪水管理

86040. (a) 二億ドル(\$200,000,000)は基金からCentral Valley Flood Protection役員会に以下の目的で充当される:

(1) Central Valley Flood Protection Boardの管轄権に既存の放水路やバイパスの拡張および環境に配慮した強化で、レクリエーション機会の提供を含む。

(2) Central Valley Flood Protection Boardの管轄権内の洪水管理施設や環境に配慮した強化の改善。

(b) 本項の下での基金の資格を得るためには、プロジェクトは洪水リスクの低減、負債の低減、または州当局や地域の洪水管理地区、あるいはその両方のメンテナンス責任の低減を提供するべきである。

(c) Central Valley Flood Protection Boardは以下に優先権を与える:

(1) 条件不利コミュニティまたは経済の疲弊した地域に主に益するプロジェクト。

(2) 河川や氾濫原をより自然に機能させることで、洪水リスクを低減し魚類および野生動物の生息環境を強化するように設計された複合利益プロジェクト。上記プロジェクトは、農地や牧場の保護、水質の改善、地下水再貯蔵量の増加、公共レクリエーション機会の提供などの、追加的な公共の利益をもたらす。

(3) 上記プロジェクトは、その他の州機関からのマッチング基金を含むがこれらに限定されない、マッチング基金を含む。マッチング基金要件は、条件不利コミュニティまたは経済の疲弊した地域を直接的に利するプロジェクトである範囲で低減または削除される場合がある。

(d) Central Valley Flood Protection Boardは本項を実施するために第86166項(a)号に定義されている資格のある事業体に助成金を与える。

(e) Central Valley Flood Protection Boardはこれら基金を最高で百万ドル(\$1,000,000)使用して、主な目的が復元であり、(a)および(b)号に記載されている基準を満たす、生息環境復元および関連する複合利益氾濫原復元プロジェクトの認可向けのプログラムによる許可を開発する。

(f) (a)号で充当された金額の内、五千万ドル(\$50,000,000)は公共機関へのマッチング助成金として与えられ、Sacramento Valleyに現存するダム洪水管理改善を建設し、それによって都市圏への洪水保護を提供する。これらの基金が2032年1月1日までにこの目的のために与えられない場合は、本項の他の目的に使用される。

86041. (a)一億ドル(\$100,000,000)は、貯水池を修復または再稼働して、その主要な目的または間接的な結果のいずれかとして洪水制御を提供するために、地域機関に対する50パーセントのマッチングベース助成金として基金から部門に充当される。被譲与者は、提案した修復または再稼働が貯水池の水量を増加し、それを有効利用できることを示す必要がある。本項の下で充当されたいずれの基金もダムの高さを増すために使用されない。ダムの上流の高さを高くしない放水路修理プロジェクトは助成金基金の資格がある。

(b) (1) 本項の下での基金の資格を得るには、プロジェクトはレクリエーション機会の相当な向上を提供する必要がある。例えば、安全な貯水池業務が可能な範囲で、河道沿いのトレール、貯水池の下流の河道沿いや近隣の魚類および野生動物の生息環境の最終的な改善。プロジェクト費用の少なくとも10パーセントは上記レクリエーションおよび生息環境目的に割り当てられる。プロジェクトの地域の管轄権内に保護団体がある場合は、上記目的の実行するための基金は部門から州の保護団体に直接割り当てられるものとする。保護団体がいない場合は、天然資源庁のCalifornia河川公園プログラム(California River Parkways Program)が第86166項の(a)号に定義されている資格のある事業体と契約を締結

し上記目的を実行する。貯水池の修復または再稼働を運営している機関は、プロジェクトのレクリエーションや生息環境の要素を承認すべきであり、見直し、計画確認、許可、検査、またはプロジェクトのに関連するその他の費用の料金を課金しない。これには生息環境およびレクリエーション要素も含まれる。プロジェクトはこの項を実施するために第86166項の(a)号に定義された資格のある事業体への助成金を含む場合がある。

(2) 本項の要件に関連する費用は、本項により地域当局の提供された基金に支払われ、当局によりマッチングされる必要はない。

(c) 本項に準じて支払われた助成金は地震修復の目的用でもある。

(d) 本項に準じて支払われた助成金は貯水池のメンテナンスまたは貯水池や貯水池の上流からの堆積物の除去には使用されないが、(a)、(b)、および(c)号で認可されたプロジェクトの完了に必要な場合は除く。

(e) 申請者は、本項により提供された基金を使用して支払われたプロジェクトが恒久的に機能し維持されることを、保証する必要がある。

(f) 絶対優先権は条件不利コミュニティを利するプロジェクトに与えられる。

(g) 資格のある貯水池の再稼働を支援するプロジェクトは、水量計測装置の購入と設置、情報システムの取得、貯水池管理を改善するためのテクノロジーやデータを活用することで、有効利用できる水供給を増加する。

(h) (1) レクリエーション施設や野生動物の生息環境を造成するために本条項の下で基金を受領する地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体は、これらの基金の最大20パーセントを使用して信託基金を設定し、レクリエーション施設や野生動物の生息環境の維持や監視への支払を支援するためだけに使用することができる。

(2) 本条項からの資金で土地、レクリエーション施設または野生動物の生息環境の権益を取得した地域の公共機関、先住民部族、または非営

利団体が、土地、レクリエーション施設または野生動物の権益を別の公共機関、先住民部族、または非営利団体に譲渡する場合は、土地、レクリエーション施設、野生動物の生息環境の利権を維持するために設定した信託基金の所有権も譲渡する。

(3) この号は州機関には当てはまらない。

(4) 地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が本号に準じた信託基金を設定しない場合、当該機関、部族または組織は助成金を与えた州当局に対し、当該機関、部族または組織が利用可能な基金から取得または開発される土地、レクリエーション施設、または野生動物の生息環境を維持できることを証明する必要がある。

(5) 土地、レクリエーション施設、または野生動物の生息環境の権益が接收された場合、または地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が土地、レクリエーション施設、または野生動物の生息環境の権益が、この条項の支出目的を満たさないと判断する場合は、信託基金と未消費の金利が資金を提供した当局に充当される。当局に返金された基金は本項に準じたプロジェクトにだけ利用できる。

(i) 部門は貯水池の再稼働と地下水の再貯蔵向けの水の提供とを、連結利用やその他の表面水/地下水プロジェクトとの統合を通じて調整するプロジェクトに優先権を与える。

86042. 二億ドル(\$200,000,000)が基金から San Francisco Bay Restoration 当局に対して、政府法規表題7.25第5章条項2(66704.5項以降)に一致する洪水管理、湿地帯復元、およびその他のプロジェクト向けのマッチング助成金を提供するために充当される。本セクションの目的では、マッチング基金には地方政府、地域政府、連邦政府、個人により提供された基金、または San Francisco Bay Restoration Authority により集められた基金を含む。助成金がプロジェクト費用の50パーセントを超過することはない。

86043. (a) (1) 土地の権益を取得するために本条項の下で基金を受領する地域の公共機関、

先住民部族、または非営利団体は、これらの基金の最大20パーセントを使用して信託基金を設定し、土地の権益の維持や監視への支払を支援するためだけに使用することができる。

(2) 本条項からの資金で土地の権益を取得した地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が、土地の権益を別の公共機関、先住民部族、または非営利団体に譲渡する場合は、土地の権益を維持するために設定した信託基金の所有権も譲渡する。

(3) この号は州機関には当てはまらない。

(b) 地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が本号に準じた信託基金を設定しない場合、当該機関、部族または組織は助成金を与えた州当局に対し、当該機関、部族または組織が利用可能な基金から取得される土地を維持できることを証明する必要がある。

(c) 土地の権益が接收された場合、または地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が土地の権益が、この条項の支出目的を満たさないと判断する場合は、信託基金と未消費の金利が資金を提供した当局に充当される。当局に返金された基金は本章に準じたプロジェクトにだけ利用できる。

第5条項 水量測定および情報向け基金

86048. 合計六千万ドル(\$60,000,000)は水量測定および情報システム向けに以下のように基金から充当される:

(a) 合計二千万ドル(\$20,000,000)は部門に対して水量測定装置の開発方法および設置用に充当され、水量バランス、水予算、水路の予測の改善、さらに水の割当、洪水管理、地下水管理、水質管理、水利権を支援するために使用される。

(b) 合計一千万ドル(\$10,000,000)は、州委員会の水利権の管理機能を改善するための情報システム、テクノロジー、データの開発向けに州役員会に充当される。上記システムは、州役員会やその他のリポジトリにある一千万ページにもわたる文書記録をデジタル化し利用できるようにすること、さらに分水および利用データ

のデジタルリポジトリの作成を含むがこれらに限定されない。

(c) 合計一千万ドル(\$10,000,000)は第12420項に準じて設定されたWater Data Administration基金に充当され、部門が州役員会と協議しながら、区分6の編4.9(第12400項以降)に適合する、California水情報を相互運用可能にする目的に使用される。

(d) 合計二千万ドル(\$20,000,000)は以下のように充当される:

(1) 五百万ドル(\$5,000,000)は、California大学に対して、部門および州役員会と連携して、水資源情報システムのコア要素を開発するマルチキャンパスWater Security and Sustainability Research Initiativeイニシアティブ用に充当される。

(2) 五百万ドル(\$5,000,000)はCalifornia Water Institute California州立大学, Fresnoが、Californiaに対して、水供給の改善および保存、さらに水質の改善につながる研究を実施するために充当される。

(3) 五百万ドル(\$5,000,000)はIrrigation Training and Research Center at California Polytechnic State University, San Luis Obispoに対して、Californiaの水供給の改善および保存、さらに水質の改善につながる研究を実施するために充当される。

(4) 五百万ドル(\$5,000,000)はOffice of Water Programs California州立大学, Sacramentoに対して、Californiaの水供給の改善および保存、さらに水質の改善につながる研究を実施するために充当される。

(5) 本号に準じて基金を受領している高等教育機関は、お互いの研究が矛盾または重複せずに、お互いに補間し合うように協働すべきである。

第6条項 都市部排水と雨水の収集と利用

86050. (a) 合計四億ドル(\$400,000,000)は都市部干ばつ排水および雨水排水の収集と利用のためのプロジェクト向けに基金から州役員会

に充当される。本項に準じて州役員会により建設プロジェクト向けに与えられた助成金は、洪水制御または管理責任を負う、複数の郡または市、単一の郡または市、または市、郡、または市と郡を含む共同権限機関向けである必要がある。州役員会は最高五千万ドル(\$50,000,000)を、雨水資源計画を開発するために、第86166項の(a)号に定義されている資格のある事業者への助成金として支出できる。本項に準じて利用可能な基金は条件不利コミュニティおよび著しい条件不利コミュニティに役立ち直接的な利点を提供するプロジェクトに割り当てられる。州役員会はこれらの基金を使用して条件不利コミュニティへの技術的支援および奉仕活動に対する助成金を作成する。

(b) 合計三千万ドル(\$30,000,000)は、政府法規の表題7.42(第66905項以降)に準じて、Lake Tahoe Basinでの干ばつ排水や雨水排水を集めて使用するプロジェクト向けに基金からCalifornia Tahoe Conservancyに充当される。

(c) 合計四千万ドル(\$40,000,000)は、第86080項(d)号の(2)項に定義された領域の公的資源条例の区分23(第33000項以降)に準じて、干ばつ排水や雨水排水を集めて使用するプロジェクト向けに基金からSanta Monica Mountains Conservancyに充当される。

(d) 合計四千万ドル(\$40,000,000)は、公的資源条例の区分22.8に準じて、干ばつ排水や雨水排水を集めて使用するプロジェクト向けに基金からSan Gabriel and Lower Los Angeles Rivers and Mountains Conservancyに充当される。

(e) 合計四千万ドル(\$40,000,000)は、公的資源条例の区分21(第31000項以降)に準じて、干ばつ排水や雨水排水を集めて使用するプロジェクト向けに基金からState Coastal Conservancyに充当される。

(f) 本項に準じて支出される基金は、部6の編2.3(10560項以降)に一致する雨水資源計画に識別され優先されている複合利益プロジェクトを開発、実施、改善する複数のプロジェクト向けの競争的補助金に使用され、以下の利点を可

能な限り多く含む: 雨水または干ばつによる流出を取得し処理して有効利用; 採取し処理した流出からの汚染物質の除去; 環境品質を改善する最高の管理手段を使用して雨水や干ばつによる流出を採取し処理するための生息環境または公園用地の造成や復元; 採取し処理した流出からの汚染物質の除去; 生息環境または公園用地の造成や復元; 地域の水供給量を増やすために採取し処理した流出の保存、ろ過、使用; 固有の生息環境、トレール、公園用地、その他自然のオープンスペースの造成または復元; 都市部ヒートアイランドの低減; およびその他の公共レクリエーション機会の提供。湿地帯および生息環境を含むプロジェクト、または自然の流域機能を模倣または回復するように設計されたプロジェクト要素には最優先権が与えられる。

(g) (a)号に準じて割り当てられた金額の内、少なくとも四千万ドル (\$40,000,000) はごみおよびその他の汚染物質の以下への流入を低減するプロジェクトに利用可能である: (1) National Estuarine Research Reserve、海岸、San Diego 郡の沿岸海洋水、または(2) San Diego 湾。優先権は、州公園システムの1つ以上へのごみまたは汚染物質の流入を低減するプロジェクトに与えられる。

86051. (a) 本条項に準じて基金を受領する各州当局は助成金基金の受領者により少なくとも50パーセントの費用負担を求められるが、条件不利コミュニティまたは経済の疲弊した地域を主に利するプロジェクトの場合はそのマッチング要件を削除または低減する場合がある。

(b) 本項により資金供給されたプロジェクトは、州役員会またはプロジェクトを管轄する圏内の地域水質管理役員会により採択された水質ポリシーまたは規制に準拠する必要がある。

(c) プロジェクト費用には、潜在的な雨水収集および再利用プロジェクトの利点や費用を特定し評価するための意思決定ツール、データ取得、および地理情報システムデータ分析の開発を含む場合がある。

(d) 優先権は、雨水または干ばつ排水を雨水排水管から分離し、有効利用するプロジェクトに与えられる。

(e) 本項に準じて基金を受領した機関は、条件不利コミュニティの利益となるプロジェクトに高い優先権を与える。本条項に準じて基金を受領する各機関は、受領する基金の少なくとも35パーセントを条件不利コミュニティの利益となるプロジェクトに割り当てる。

(f) 本条項の実施に当たって、本条項に準じて基金を受領している各機関は、天然資源庁に、雨水および干ばつ排水収集および再利用プロジェクトの生息環境、公園用地、空地、レクリエーション、および公共利用部分に関して相談し、提案したプロジェクトの見直しおよび評価に際しては天然資源庁の支援を求める。

(g) プロジェクトは雨水および干ばつ排水が雨水配管または水路に入ることを防ぐ場合がある。

86052. 第86166項の(a)号に定義されている事業体は、第86050項の(b), (c), (d), および(e)号の下で基金を受領する資格がある。

86053. 本条項に準じて割り当てられた基金は、釣りおよび狩猟条例の区分2第6.5章(第1650項以降)に適合する単一または複数の小規模プロジェクトに資格のある申請者に、その章が有効であるかどうかに関わらず、助成される。

第7条項 統合された地域水管理

86054. 合計五百万ドル(\$5,000,000)は部門に割り当てられ、認可されたIntegrated Regional Water Management (IRWM)地域水管理グループが、継続的なIRWM計画および実施の試みを維持し、それにより水管理についての地域的な連携のためにIRWMを通じて行われる相当の投資を維持する目的で、直接的な基金を提供する。

第6章 流域、土地、および漁業の改善

第1条項 水供給および水質強化のための流域の改善

86080. 合計二十三億五千五百万ドル (\$2,355,000,000) が、林地(檜、アメリカ杉、およびセコイアを含む)、牧草地、湿地帯、シャパラル、川岸の生息環境を含む流域の土地、およびその他の米国所有の土地を含む流域の土地の衛生を保護、復元および改善するために基金から充当され、水供給および水質の保護および改善、森林の衛生の改善、利用可能な最高の科学と調和する火災の危険の低減、野火の水質および給水源への影響の緩和、洪水保護の向上、帯水層の修正、または川岸や水性資源の保護や復元に使用される。本項に準じて支払われた助成金は貯水池の維持または貯水池や貯水池の上流からの堆積物の除去には使用されないが、(a)号に準じて必要なフィールドリサーチに必要である場合は除く。基金は以下のように割り当てられる:

(a) 二億ドル(\$200,000,000)は公的資源条例の区分23.3(第33300項以降)および公的資源条例の第33320項に概要された目的に準じて、Sierra Nevada流域の保護、復元、改善のために Sierra Nevada Conservancyに割り当てられる。基金はSierra Nevada Watershed Improvementプログラムの実施およびゴールと目的を促進するためにも支出される。Sierra Nevada Watershed Improvementプログラムの下での基金に資格のあるプロジェクトは、水供給、気候、および長期的な大気質、水質および水量、グリーンハウスガス排出、炭素貯蔵、生息環境、レクリエーション使用、およびコミュニティの存続に対する森林再生作業の影響を測定するための研究および監視を含む。Sierra Nevada Watershed Improvementプログラムの下で資金供給されたプロジェクトは森林再生について利用可能な最高の科学に基づき、水供給および水量の改善、生態学的価値の保護と復元、さらに野火、気候変動、その他の攪乱への耐性を備えた森林状態を促進するために実行される。Sierra Nevada Conservancyは、本区分の意図を連邦が管理している土地に実施するためには助成金が最も有

効な方法であると判断する場合に連邦機関に対して助成金を与える場合がある。

(b) 六千万ドル(\$60,000,000)は政府法規の表題7.42 (66905項以降) に準じて、Lake Tahoe Basin流域の保護と回復のためにCalifornia Tahoe Conservancyに割り当てられる。基金は公的資源条例の区分5第1.692章の第6条項(第5096.351項)に準じて、Lake Tahoe Environmental Improvementプログラムを実施し、ゴールを促進する目的で支出される。

(c) 一億ドル(\$100,000,000)は公的資源条例の区分21の第4.5章(31160項以降)に準じて、San Francisco Bay Area流域の保護および復元のためにState Coastal ConservancyのSan Francisco Bay Area Conservancyプログラムに割り当てられる。

(d) 一億八千万ドル(\$180,000,000)はLos Angeles、Orange、およびVentura郡の流域の保護および復元のために以下のように割り当てられる:

(1) 六千万ドル(\$60,000,000)は公的資源条例の区分22.8(32600項以降)に準じてSan Gabriel and Lower Los Angeles Rivers流域の保護と回復のためにSan Gabriel and Lower Los Angeles Rivers and Mountains Conservancyに割り当てられる。

(2) 六千万ドル(\$60,000,000)は公的資源条例の区分23(33000項以降)および79570項の(c)号に定義された流域に準じてSanta Monica Bay, the Upper Los Angeles River and the Upper Santa Clara River流域の保護および復元のためにSanta Monica Mountains Conservancyに割り当てられる。

(3) 三千万ドル(\$30,000,000)は公的資源条例の区分21の第4.6章(31170項以降)に準じて、Santa Ana River流域の保護および復元のためにState Coastal ConservancyのSanta Ana River Conservancyプログラムに割り当てられる。

(4) 三千万ドル(\$30,000,000)は公的資源条例の区分22.7(32550項以降)に準じて、Baldwin

Hills and Ballona Creek流域の保護と回復のため、および日照りによる流出や雨水流出を付け替えるためのプロジェクト向けにBaldwin Hills Conservancyに割り当てられる。

(e) 四千万ドル(\$40,000,000)は公的資源条例の区分22.9(32630項以降)に準じて、San Diego郡の流域の保護および復元のためにSan Diego River Conservancyに割り当てられる。

(f) 一億三千五百万ドル(\$135,000,000)は公的資源条例の区分21(31000項以降)に準じて、海岸流域の保護および復元のためにState Coastal Conservancyに割り当てられる。

(g) 一億五千万ドル(\$150,000,000)は以下のSacramentoおよびSan Joaquin Rivers流域の保護および復元のために以下のように割り当てられる:

(1) 一億ドル(\$100,000,000)は公的資源条例の区分22.3(32300項以降)に準じて、デルタの保護および復元のためにSacramento-San Joaquin Deltaに割り当てられる。固有種の復元に役立ち、過度な塩の浸食による否定的な影響を低減するプロジェクトが最優先される。また、連邦絶滅危惧種保護法1973(Federal Endangered Species Act) (16 U.S.C. Sec. 1531 et seq.)および、California絶滅危惧種保護法(California Endangered Species Act) (釣りおよび狩猟条例の区分3第1.5章(第2050項以降))に準じて記載されている種にとって重要な生息環境を復元するプロジェクトにも最優先権が与えられる。基金はデルタにある公共レクリエーション施設の改善、および地域機関や非営利団体がデルタ内の十分なサービスを受けていないコミュニティに対する公園やレクリエーション機会へのアクセスを増やすための助成金としても使用することができる。保護団体はデルタからのグリーンハウスガス排出を低減するためのプログラムを実施できる。

(2) 二千万ドル(\$20,000,000)は公的資源条例の区分22.5に準じてSan Joaquin River Parkwayの実施のためにSan Joaquin River Conservancyに。

(3) 三千万ドル(\$30,000,000)は公的資源条例の節5845.9により作成されたLower American River Conservancy基金に。野生動物保護委員会(Wildlife Conservation Board)はこれらの基金を公的資源条例の区分5の第10.5章(第5845項以降)を実施するために使用する。

(h) 一億七千万ドル(\$170,000,000)は、以下のように河川パークウェイに割り当てられる:

(1) 七千万ドル(\$70,000,000)はCalifornia河川公園条例2004(California River Parkways Act of 2004)に準じて天然資源庁に(公的資源条例の区分5の第3.8章(第5750項以降))。天然資源庁の長官は基金の少なくとも65パーセントを条件不利コミュニティの利益となるプロジェクトに割り当てる。残りの基金で、長官は条件不利コミュニティには分類されない、より貧しいコミュニティの利益を検討する。

(2) 一千万ドル(\$10,000,000)は、Guadalupe River回廊地帯に沿った生息環境の復元、公共のレクリエーション、水質改善向けにリバーパークウェイプロジェクトを実施するために非営利団体組織や地域の公共機関への助成金としてState Coastal Conservancyに支出。

(3) 一千万ドル(\$10,000,000)は、Russian River回廊地帯に沿った生息環境の復元、公共のレクリエーション、水質改善向けにリバーパークウェイプロジェクトを実施するために非営利団体組織や地域の公共機関への助成金としてState Coastal Conservancyに支出。

(4) 一千万ドル(\$10,000,000)は、Santa Clara River回廊地帯に沿った生息環境の復元、公共のレクリエーション、水質改善向けにリバーパークウェイプロジェクトを実施するために非営利団体組織や地域の公共機関への助成金としてState Coastal Conservancyに支出。

(5) 一千万ドル(\$10,000,000)は、Tijuana River回廊地帯に沿った生息環境の復元、公共のレクリエーション、水質改善向けにリバーパークウェイプロジェクトを実施するために非営利団

体組織や地域の公共機関への助成金として State Coastal Conservancyに支出。

(6) 一千万ドル(\$10,000,000)は、Carmel River 回廊地帯に沿った生息環境の復元、公共のレクリエーション、水質改善向けにリバーパークウェイプロジェクトを実施するために非営利団体組織や地域の公共機関への助成金として State Coastal Conservancyに支出。

(7) 一千万ドル(\$10,000,000)は、Napa River 回廊地帯に沿った生息環境の復元、公共のレクリエーション、水質改善向けにリバーパークウェイプロジェクトを実施するために非営利団体組織や地域の公共機関への助成金として State Coastal Conservancyに支出。

(8) 一千五百万ドル(\$15,000,000)はSan Diego Bay流域のリバーパークウェイプロジェクト向けにState Coastal Conservancyに支出。

(9) 一千五百万ドル(\$15,000,000)はSan Diego 郡のSanta Margarita River流域のリバーパークウェイプロジェクト向けにState Coastal Conservancyに支出。

(10) 一千万ドル(\$10,000,000)は、Upper Truckee River回廊地帯に沿った生息環境の復元、公共のレクリエーション、水質改善を実施するためにCalifornia Tahoe Conservancyに支出。

(i) 一億五千万ドル(\$150,000,000)はLos Angeles Riverおよびその支流を復元するプロジェクトに、以下のように利用可能である：

(1) 七千五百万ドル(\$75,000,000)は公的資源条例の区分22.8(32600項以降)および本法規の第79508項に準じてSan Gabriel and Lower Los Angeles Rivers and Mountains Conservancyに。

(2) 七千五百万ドル(\$75,000,000)は公的資源条例の区分23(第33000項以降)および本法規の第79508項に準じてSan Monica Mountains Conservancyに。

(j) 三億ドル(\$300,000,000)は以下のように野生動物保護委員会に割り当てられる：

(1) 釣りおよび狩猟条例の区分2の第4章(第1300項以降)に準じる、Sacramento、Smith、Eel、およびKlamath Rivers、さらにDel Norte、Humboldt、Marin、Mendocino、Sonoma、Carrizo Plain郡のその他の河川流域の保護および復元のため。

(2) 公的資源条例(Public Resources Code)区分10.4(第10330項以降)および釣りおよび狩猟条例の区分2第4章条項3.5(1360項以降)に準じた樺森林地帯や放牧地の保護および復元。

(3) 釣りおよび狩猟条例の区分2の第4章(第1300項以降)に準じて、川岸生息環境、渡り鳥の生息環境、遡河性の魚類、湿地帯生息環境、およびその他の流域の鳥の取得および復元。

(4) 助成金は釣りおよび狩猟条例区分3第10章(第2800項以降)に準じて採択された自然群落保存計画法案(Natural Community Conservation Plans)、および連邦絶滅危惧種保護法(16 U.S.C. Sec. 1531 et seq.)に準じて採択された大規模地域Habitat Conservation Plansを実施するという州のコミットメントの履行を支援する基金を含む場合がある。

(5) 本号に準じて利用可能な金額の内、合計一千万ドル(\$10,000,000)は農家が農業活動を流域の保護および野生動物の保護に統合する際の支援に利用可能。優先権は、資源保全地区とのパートナーシップを含むプロジェクトに与えられる。

(6) 本号に準じて利用可能な金額の内、合計五千万ドル(\$50,000,000)は釣りおよび狩猟条例第1363項により設定されたOak Woodlands Conservation基金に充当され、釣りおよび狩猟条例区分2第4章の第3.5条項(第1360項以降)に準じて支出される。

(7) 本号に準じて利用可能な金額の内、合計三千万ドル(\$30,000,000)はCalifornia Rangeland, Grazing Land, and Grassland Protection Act (公的資源条例の区分10.4(第10330項以降))に準じて牧草地の保護に利用可能である。

(8) 本号に準じて利用可能な金額の内、六千万ドル(\$60,000,000)以上は、自然群落保存計画法案(釣りおよび狩猟条例区分3第10章(第2800項以降))に準じて採択された自然群落保存計画の保存目的を促進させるプロジェクトに利用可能である。最優先権利は、水界生態系の保護を含む計画に与えられる。本項に準じた基金は必要な軽減義務を相殺するために使用されない。

(k) 少なくとも二千五百万ドル(\$25,000,000)は公的資源条例の区分23.5(第33500項以降)に準じて、Coachella Valle流域の保護および復元のためにCoachella Valley Mountains Conservancyに割り当てられる。

(l) 一億五千万ドル(\$150,000,000)は河川、流水および水質の保護に重要なアメリカ杉およびその他の森林に高い優先権を与え、州公園システム内の流域の土地および影響を与えるユニットの保護と回復のためにDepartment of Parks and Recreationに割り当てられる。本項に準じて認可されたその他の目的に加えて、Department of Parks and Recreationは基金を州公園水供給および廃水処理システムの効率および効果を改善および向上するために基金を割り当てることができる。

(m) 六千万ドル(\$60,000,000)は農地、放牧地、管理湿地帯、森林についての流域復元および保存プロジェクト向けにDepartment of Conservationに割り当てられる。

(1) 少なくとも一千三百万ドル(\$13,000,000)以上を公的資源条例の第9084項に準じた助成金に使用。

(2) 少なくとも三千百万ドル(\$31,000,000)以上を公的資源条例の区分10.2(第10200項以降)の目的に使用。

(3) 一千万ドル(\$10,000,000)はWatershed Coordinator Grant プログラムに使用される。

(n) 一億ドル(\$100,000,000)はOcean Protection Council に対して以下のプロジェクト向けに割り当てられる: (1) 海岸、湾、海岸河口、沿岸エコシステムに流入する汚染物質の量を減らす; および (2) 海岸および沿岸海洋資源を海面

レベルの上昇、海洋の酸化および関連する有害性などの影響から、沿岸海洋生息環境の回復力の増加を含むがこれに限定されない、海岸および沿岸資源の保護。これらのプロジェクトには浜辺、海外の入り江および流域、湾、および海洋保護領域を含む沿岸エコシステムを保護および復元するプロジェクトを含むがこれらに限定されない。この金額の内、委員会は少なくとも五百万ドル(\$5,000,000)を地域の海岸プログラム海面レベル上昇助成金プログラムに使用し、地域の海岸プログラムが、海面レベルの上昇のモデリング、脆弱性評価、適応計画およびポリシー開発を含む海面レベルの上昇に対処するために更新することを支援する。

(o) 合計二億ドル(\$200,000,000)は基金か天然資源庁に充当され、釣りおよび狩猟条例区分3第13章の第2条項(第2940項以降)の条項に適合する天然資源庁のSalton Sea Management プログラムを実施する水関連プロジェクト、さらにCalifornia州が2003年法規の第611, 612, 613, 614章の条項に準拠するという義務を満すために使用される。これらの法規はSalton Seaの復元を含むQuantification Settlement Agreementの実行および実施を促進するために制定された。天然資源庁はこれらの基金をエコシステムの復元、大気品質の改善、著しい条件不利コミュニティの経済的回復などの複数の利点を提供するプロジェクトに拡大できる。

(1) 本項に準じて充当された金額の内、少なくとも二千万ドル(\$20,000,000)は、New River Water Quality, Public Health, and River Parkway Development Program (新しい河川水品質、公共衛生、河川公園道路開発プログラム) との一致を目的として、公的資源条例の第71103.6に記載のとおり利用できる。

(2) 本項に準じて割り当てられた金額のうち、合計百万ドル(\$1,000,000)は、著しい条件不利コミュニティ向けの技術的支援、奉仕活動、取り組みを提供しているSalton Sea Integrated Watershed Plan が利用可能である。

(p) 五百万ドル(\$5,000,000)は第85280項に記載のDelta Scienceプログラム向けにDelta Stewardship Councilに割り当てられる。

(q) 五千万ドル(\$50,000,000)は第7048項に準じたUrban Streams Restorationプログラム競争的補助金用に部門に割り当てられる。部門は基金の少なくとも65パーセントを条件不利コミュニティの利益となるプロジェクトに割り当てて。残りの基金で、部門は条件不利コミュニティには分類されないより貧しいコミュニティの利益を検討する。

(r) 二千万ドル(\$20,000,000)はDepartment of Forestry and Fire Protectionに都市森林プロジェクトへの助成金として割り当てられる。このプロジェクトはCalifornia Urban Forestry Act (公的資源条例の区分4パート2.5の第2章(第4799.06項以降))に準じて雨水の管理、収集または保存、地域の地下水供給の再充填、水供給の改善、または浸透、堆積物管理による水質の改善、および浸食管理を行う。

(s) 千五百万ドル(\$15,000,000)は、公的資源条例の第32301項の(f)号に定義されているデルタレガシーコミュニティでの廃水処理の改善により水質を改善するプロジェクト、およびデルタにあるレクリエーション施設に対する支出、助成金、融資金としてDelta Protection Commissionに割り当てられる。基金はDeltaレガシーコミュニティ、または都市生活、農業、漁業目的に使用される地下水または表面水の品質を脅かす汚水処理タンク方式の故障を伴うDeltaレガシーコミュニティ世帯に役立つ廃水改善プロジェクトに拡大する場合がある。基金はまたDeltaレクリエーション施設の廃水処理システムの効率と効果の改善と向上にも割り当てられる。優先権は公衆衛生の有害性に対処するプロジェクトに与えられる。当該プロジェクトは、排水システムの統合または手頃な処理テクノロジーを提供するための地域的なメカニズムを特定、計画、設計、および実施する。

(t) 二千万ドル(\$20,000,000)は動力化されていないレクリエーション向けの河川へのアクセスを提供するプロジェクト、および本目的のた

めに第86166項の(a)号に定義された資格のある事業体への助成金として、Department of Parks and Recreationに割り当てられる。絶対優先権はマッチング基金を含むプロジェクトおよび条件不利コミュニティや経済の疲弊した地域に役立つプロジェクトに、それらが費用負担を含むかどうかに関わらず、与えられる。

(u) (1) 二千万ドルは(\$20,000,000)Pacific Flyway CenterをSuisun Marshの近隣に建設し、Department of Fish and Wildlifeによって運営するために野生動物保護委員会(Wildlife Conservation Board)に割り当てられる。Department of Fish and Wildlifeはセンターを運営するために非営利団体と契約する場合がある。当該センターは公衆に対し、水鳥、海岸に生息する鳥、固有植物や動物に恩恵をもたらすCaliforniaの湿地帯、農地(水田を含む)、川岸領域の重要性、さらに気候変動をもたらすガスを吸収する湿地帯の価値を教育する、および類似の教育目的で使用される。センターの事業者は教育目的で条件不利コミュニティから住民、特に学生を、センターに呼ぶ特別な努力を行う。Wildlife Conservation委員会がこれらの基金の全てまたは一部分が本プロジェクトを完了するために不要であると判断する場合は、不要な部分を(j)号の目的に割り当てることができる。

(2) (A) (1)項により割り当てられた金額の内、Wildlife Conservation委員会は最高四百万ドル(\$4,000,000)を、主な目的が野生生物の保護である非営利団体に対する信託基金を設定するための助成金を作成し、その利息はPacific Flyway Centerを運営し、条件不利コミュニティからセンターに住民を呼ぶ目的だけに使用される。

(B) Department of Fish and Wildlifeの認可を得て、非営利団体はPacific Flyway Centerの運営を別の非営利団体に譲渡できる。上記譲渡が行われる場合は、信託基金は新しい非営利団体に譲渡される。

(3) 本項によって割り当てられた基金が2028年1月1日までに全額使用されない場合、残りの基金は第86123項の目的でWildlife Conservation Boardに充当される。

(v) 八千万ドル(\$80,000,000)はState Coastal Conservancyに対し、Matilija Damの廃止、および関連する堤防および洪水管理の向上、給水の改善、およびMatilija CreekとVentura Riverについての関連プロジェクト、さらにVentura River沿いのリバーパークウェイプロジェクト用に割り当てられる。保護団体はこれらの基金の全部または一部をVentura郡に助成する場合がある。リバーパークウェイプロジェクトの最優先権は条件不利コミュニティの利益となるプロジェクトに与えられる。State Coastal Conservancyがこれらの基金の全てまたは一部分が本プロジェクトを完了するために不要であると判断する場合は、不要な部分を(f)号の目的に割り当てることができる。

(w) 合計二千五百万ドル(\$25,000,000)が、水界生態系、自然の土地の管理、Californiaの野生動物資源の保護または保存を改善するための調査およびトレーニングに使用される施設用地の取得、建設および開発のためのマッチング基金として、University of California Natural Reserve System(カリフォルニア大学自然保護システム)に割り当てられる。優先権は、気候変動の影響、グリーンハウスガス排出の削減、および気候変動影響に対する自然系の適用の研究を進めるプロジェクトに与えられる。

(x) (1) 五千万ドル(\$50,000,000)は、流域の衛生に悪影響を及ぼす野火の脅威を低減する目的で86166項の(a)号に定義されているように、資格のある事業体に対して保護団体の管轄区内の助成金を出す目的で基金からSierra Nevada Conservancyに充当される。プロジェクトは、有害な油の除去、火災後の流域の修復、深刻な野火、気候変動、およびその他の障害に対する森林の復元力を促進する森林管理の実践、さらに流域の衛生に悪影響を及ぼす野火のリスクを低減するための地域計画の開発を目的とする。優先権は一致する基金を含む助成金に与えられるべきであるが、この優先権は、経済的に恵まれていないコミュニティおよび経済の疲弊した地域に恩恵を与える助成金に対しては低減または削除される。

(2) 五千万ドル(\$50,000,000)は、流域の衛生に悪影響を及ぼす野火の脅威を低減する目的で86166項の(a)号に定義されているように、資格のある事業体に対してSierra Nevada Conservancyの管轄区外の領域に助成金を出す目的で基金からDepartment of Forestry and Fire Protectionに充当される。プロジェクトは、有害な油の除去、火災後の流域の修復、深刻な野火、気候変動、およびその他の障害に対する森林の復元力を促進する森林管理の実践、さらに流域の衛生に悪影響を及ぼす野火のリスクを低減するための地域計画の開発を目的とする。優先権は一致する基金を含む助成金に与えられるべきであるが、この優先権は、経済的に恵まれていないコミュニティおよび経済の疲弊した地域に恩恵を与える助成金に対しては低減または削除される。

86083. 本条項のその他の要件に適合して、本条項に準じて支出された基金は第86166項の(a)号に定義されている資格のある事業体への助成金に使用される場合がある。資格のある事業体への基金は州または連邦機関が所有する土地におけるプロジェクトに使用される場合がある。助成金プログラムに割り当てられた基金を除き、基金は当該基金を受領している州当局により、本条項に一致する流域改善プロジェクトを実施するために直接使用される場合がある。本条項に準じて助成金を作成する際は、当局は費用分担を含む申込み、および費用分担を含むかどうかに関わらず条件不利コミュニティおよび経済の疲弊した地域の利益となる助成金に優先権を与える。

86084. (a) プロジェクトが本条項に準じた基金の資格を得るためには、プロジェクトには流域の保護および復元、水供給および水質への利点、または河川、小川、森林、牧草地、湿地帯またはその他の水関連資源に関連するエコシステムへの利点が必要である。

(b) (1) 本条項に準じて充当された基金は、森林、牧草地、湿地帯、川岸の生息環境、海岸資源、および沿岸海洋生息環境の保護および復元のため、これらの資源を保護し流域の衛

生を低減する可能性がある開発を避けるための土地や地役権を取得するため、さらに本条項により全体的または部分的に資金提供されたプロジェクトの下流としての水供給の品質および水量を保護または改善するためのその他の提案を実行するために使用される。有害な油の除去、火災後の流域の修復、および適切な固有の植物を利用する森林管理および植林を含むがこれらの限定されない森林再生プロジェクトは、森林再生に関する利用可能な最高の科学をベースとし、生態学的価値を保護および復元し、さらに野火、気候変動、およびその他の障害に対する森林の復元力を促進するために実行される必要がある。

(2) Sierra Nevadaおよび類似の森林タイプでのUnited States Forest Serviceの土地における有害な油の除去活動は、通常はSierra Nevada Watershed Improvement Programの目的、およびUnited States Forest Service General Technical Report PSW-GTW-220を含む利用可能な最高の科学に一致する。

86085. 本条項に準じて基金を受領している事業体で、基金を私有地に消費した事業体は、支出の目的がプロジェクトタイプのベストプラクティスに等しく維持される目的で、私有地の同意または利益を確認する。

86086. (a) (1) 本条項に準じてプロジェクトに基金を受領する地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体は、これらの基金の最大20パーセントを使用して信託基金を設定し、当該プロジェクトの維持や監視への支払を支援するためだけに使用することができる。

(2) 本条項からの資金でプロジェクトの権益を取得した地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が、プロジェクトの権益を別の公共機関、先住民部族、または非営利団体に譲渡する場合は、プロジェクトの権益を維持するために設定した信託基金の所有権も譲渡する。

(3) この号は州機関には当てはまらない。

(b) 地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が本号に準じた信託基金を設定しない場

合、当該機関、部族または組織は助成金を与えた州当局に対し、当該機関、部族または組織が利用可能な基金を使用して実行されるプロジェクトを維持できることを証明する必要がある。

(c) 基金からの利息は、プロジェクトの実施をモニターし、プロジェクトおよび本条項に準じて実施された給水および水質利点を維持する目的にのみ使用される。

(d) プロジェクトの権益が接收された場合、または地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体がプロジェクトの権益が、この条項の支出目的を満たさないと判断する場合は、信託基金と未消費の金利が資金を提供した当局に充当される。当局に返金された基金は本章に準じたプロジェクトにだけ利用できる。

86087. 本条項に準じて割り当てられた基金は、釣りおよび狩猟条例の区分2第6.5章(第1650項以降)に適合する単一または複数の小規模プロジェクトに資格のある申請者に、その章が有効であるかどうかに関わらず、助成される。

86088. 2019年4月30日までに、天然資源庁は本条項に準じた充当金を受領する各州当局に対してガイドラインの適切な一貫性を保証するために、助成金認可ガイドラインを提供することを推奨する。各機関は、自身のガイドラインを適用する際に、天然資源庁の推奨を考慮するべきである。

86089. 本条項に準じて基金を受領している機関はCaliforniaの固有動物、鳥、魚類を利するプロジェクトを最優先する。

第2条項 水供給改善のための土地および水管理

86090. 一億ドル(\$100,000,000)が基金から86166項(a)号に定義されている資格のある事業体に対する競争的補助金を与える目的でWildlife Conservation Boardに充当され、公共や個人の放牧地、荒地、湿地帯、牧草地、沿岸領域、水辺の品質を改善し、地下水の再貯蔵やこれらの土地からの水供給を改善し、生態学的価

値の保護や復元に一致する水質の改善を目的とする。

86091. 本条項に準じて割り当てられた基金は、釣りおよび狩猟条例の区分2第6.5章(第1650項以降)に適合する単一または複数の小規模プロジェクトに資格のある申請者に、その章が有効であるかどうかに関わらず、助成される。

86094. 本条項に準じた助成金を与える際には、Wildlife Conservation Boardは以下のプロジェクトを優先する:

(a) 水供給または水質の改善に最も費用効率が良く、魚類や野生動物に最大の利点を与える。

(b) マッチング基金を含む。

(c) 条件不利コミュニティまたは経済の疲弊した地域の利益になる。

(d) 侵入植物の管理および撲滅、沿岸生息環境、牧草地や湿地帯の復元が目的であり、土地からの水の流入を改善し、侵入植物種による水の利用を低減するその他のプロジェクト。

86096. プロジェクトが本条項に準じた基金の資格を得るには、プロジェクトに水供給または水質の利点、またはその両方が必要である。水供給を増やすために侵入植物の削除を目的とするプロジェクトは、植物が除去される土地が維持されることを申請者が保証する場合に限り、資金供給される。

86097. (a) (1) 本条項に準じて基金を受領する地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体は、これらの基金の最大20パーセントを使用して信託基金を設定し、資金供給されたプロジェクトの維持や監視への支払を支援するためだけに使用することができる。

(2) 本区分からの資金でプロジェクトを請け負う地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体がプロジェクトを維持できなくなった場合は、信託基金の権益を、プロジェクトを維持する意思がありそれが可能な別の公共機関、先住民部族、または非営利団体に譲渡する。

(3) この号は州機関には当てはまらない。

(b) 地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が本(a)号に準じた信託基金を設定しない場合、当該機関、部族または組織は助成金を与えた州当局に対し、プロジェクトを適切な状況で維持できることを証明する必要がある。

(c) 本項に準じて利用可能な基金から設定された信託基金からの利息は、本条項に準じて実施されたプロジェクト、およびその水供給と水質利点を維持する目的にのみ使用される。

(d) プロジェクトの権益が接收された場合、または地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体がプロジェクトの権益が、この条項の支出目的を満たさないと判断する場合は、信託基金と未消費の金利が充当され、Wildlife Conservation Boardに返金される。返金された基金は本条項により許可されたプロジェクトにだけ利用できる。

86098. 本条項の実施において野生動物保全委員会(Wildlife Conservation Board)は、私有地の保全活動または生息地の持ち出し手形メカニズムの自主的な使用のため、土地所有者にインセンティブの定率補助金を提供する場合がある。

86099. 本項に準じて利用可能な資金の少なくとも10割は、条件不利コミュニティに直接的な利益を与えるプロジェクトに割り当てられる。上記の利益には放牧地の改善などが含まれる。これらのプロジェクトは条件不利コミュニティへの技術的支援、奉仕活動、取り組みを含む。

第3条項 自然保護団体

86105. 四千万ドル(\$40,000,000)は森林、牧草地、湿地帯、シャパラル、川岸の生息環境、およびその他の流域の土地を含む、流域の土地の衛生を保護、復元、改善するプロジェクト向けにCalifornia Conservation Corpsに基金から充当される。プロジェクトは、公共の土地における地域的およびコミュニティレベルの燃料の危険性低減、侵入植物の除去、小川、下線、および川岸の復元プロジェクトを含むがこれらに限定されない。California Conservation Corpsは本項に準じた基金の少なくとも50パーセン

トを、認定された地域の自然保護団体への助成金として割り当てる。プロジェクトは水質、水供給の信頼性、川岸または流域の衛生を改善する。プロジェクトは非営利団体または公共機関と連携して実行する。

第4条項 セントラル・バレーの漁場の復元
86106. (a) California州民は、セントラル・バレーの遡可性鮭を含む固有の魚類個体群の保護、復元、強化はCalifornia州の環境的および経済的正常性にとって必要であると確認し宣言する。

(b) 魚類は適切な生息環境と、河川や支流への適時の流量の両方を必要としている。

(c) 州役員会は本条項により提供された基金、およびその結果得られた州委員会が判断した魚類生息環境の復元が、セントラル・バレーの固有魚類個体群および漁業の復元に不可欠であると記載する。

(d) 部門、Department of Fish and Wildlife、Delta Stewardship Council、Delta Conservancy、Wildlife Conservation Board、Central Valley Flood Protection Board、連邦Bureau of Reclamation、合衆国魚類野生生物局、およびNational Marine Fisheries Serviceなどを含む多くの州および連邦機関は、セントラル・バレー固有魚類および漁場生息環境を復元するポリシーや計画を準備しているが、これらのポリシーや計画には十分な資金が提供されていない。

(e) 多くの州法および連邦法は、セントラル・バレー固有種の個体群や魚類生息環境の復元を求めているが、これらの法規の要件を実行するために利用可能な資金が十分ではなかった。

(f) 四億ドル(\$400,000,000)が基金から固有魚類のセントラル・バレー個体群および魚類の生息環境の復元のために天然資源庁に充当される。

(1) (A) 天然資源庁長官はCentral Valley Salmon Habitat Partnershipの代表者、適切な地域、州、および連邦の漁業および水質管理およびその他の機関、非営利団体、商用漁業組織、大学、地域機関、および関連する科学的専門性を備えた

先住民部族で、上流域からの代表者を含む物からなるCentral Valley Fisheries Advisory委員会を任命する。委員会は本条項に準じて割り当てられた基金の年間支出を長官に助言する。委員会は本条項に準じてプロジェクトを提案し、プロジェクトの作成を指示し、長官の承認を受ける。

(B) 委員会は地方政府および水道当局、先住民部族、および非営利団体を含むセントラル・バレーの各河川流域からの代表者と密接に作業し、流域の条件に最適で、本節の他の要件を満たすプロジェクトを開発する。

(C) プロジェクトの提案に当たり、委員会は恩恵を受ける魚種のライフサイクル全体を考慮し、河川流域の各プロジェクトの効果と、その他の河川流域のプロジェクトとの効果の相互作用を考慮すべきである。委員会は深刻な野火や広域にわたる樹木の枯死を含む、劣悪な流域の衛生から生じる悪影響も考慮する。

(2) 本項に準じて資金供給されたプロジェクトは、プロジェクトの運営を継続するために最小限の支出で、固有魚類の自立個体群数を増やす、または既存の魚類個体群が将来自立するのに貢献する。基金は魚類の孵化には支出できない。

(3) 委員会は、洪水管理の改善、水質の改善、水供給の改善、地下水持続可能性の強化、水界改善、固有魚種やその生息環境状況を改善しつつグリーンハウスガス排出を削減する、などの複合利益を提供するプロジェクトを最優先する。委員会はまた、既存の流動様式に統合可能で、幅広い流動条件にわたる複合種への利益を提供するプロジェクトにも高い優先権を与える。委員会は、California固有の魚種の回復計画や回復戦略に適合するプロジェクトにも高い優先権を与える。

(4) 支出は保全地役権などの設備投資プロジェクト、プロジェクトの効果測定に必要な水測定、氾濫原拡大などの魚類生息環境を復元または強化するプロジェクト、魚類の歴史的な生息環境への再導入、魚類の通り道の改善、産卵お

よび飼育生息環境の造成または強化、およびその他のプロジェクト向けである。漁場強化プロジェクトの一環としての土地または地役権の取得は自発的売り手からとする。プロジェクト費用にはプランニング、環境精査、プロジェクトの影響の緩和、および認可を含むものとする。高い優先権は、成魚または幼魚に農地または氾濫原生息環境へのアクセスを提供し、それにより幼魚の生育と食糧製造機会を提供するプロジェクトに与えられる。

(5) 本項により認可された基金の内、天然資源庁の長官は最高一千万ドル(\$10,000,000)を、設備投資および関連するプログラム目的の1つまたは複数の助成金に割り当て、科学的小および技術的連携の改善、さらに教育機関、部門、Department of Fish and Wildlife、州委員会、およびその他の州機関の間でのコミュニケーションとトレーニングを改善するために使用できる施設のために高等教育機関に割り当て、エコシステムおよび水産科学の発展および管理が採択され、高等教育機関および州政府機関全体に採用されることを確実にする。

(g) 委員会からの推奨に基づき。天然資源庁の長官は本項の目的を実行するために任意州または地方機関、先住民部族、または非営利団体に助成金を与える場合がある。長官は高い優先度を、マッチング基金を含むプロジェクト、地方機関を主要機関とするプロジェクト、Sacramento Valley Salmon Resiliency Strategy (2017年6月に天然資源庁により公開、その後の修正を含む)で提案された行動を支援するプロジェクト、National Marine Fisheries Serviceが発行したCalifornia Central Valley Salmon and Steelhead Recovery Plan、その他類似の戦略に与える。

(h) 本項に準じて充当された金額のうち、三千万五百万ドル(\$35,000,000)以上の金額は、California Riparian Habitat Conservation プログラム(釣りおよび狩猟条例区分2第4章(第1385項以降))に準じた氾濫原への再結合、川岸や側方流路の生息地の回復活動、および魚類および野生動物に重要な流域上流の森林と牧草地系統

の回復と保護を含むがこれに限定されない、プロジェクトのために利用できる。本号に適用される第79738項の(f)号。マルチステークホルダープロセスによる官民のパートナーシップが支援するプロジェクト、またはサーモンやステールヘッドに有益となる地域的活動の特定、設計、実施を手引きする科学的アプローチと測定可能な目標を使用する支援するプロジェクトが優先される。

(i) 本項に準じて充当された金額の内、五百万ドル(\$5,000,000)はCentral Valley Salmon Partnership Habitat Implementation Planの開発を支援するために使用可能である。

(j) 長官は、Dennett Damの完全な廃止に追加基金が必要である場合は、当該ダムからの廃止に高い優先権を与えるものとする。

(k) 本条項の下で基金を受領する地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体は、これらの基金の最大20パーセントを使用して信託基金を設定し、その利益を資金供給されるプロジェクトの維持や監視への支払を支援するためだけに使用することができる。

(1) 地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体がプロジェクトが維持や監視を継続できなくなった場合は、天然資源庁の長官の承認を受けて、信託基金の所有権を別の公共機関、先住民部族、または非営利団体に転送できる。

(2) この号は州機関には当てはまらない。

(3) 地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が(1)項に準じた信託基金を設定しない場合、当該機関、部族または組織は天然資源庁の長官に対し、当該機関、部族または組織が利用可能な基金を使用してプロジェクトを維持できることを証明する必要がある。

(4) プロジェクトの全体または一部が維持できないまたは接收された場合、信託基金および未使用の利息は天然資源庁に充当される。当局に返金された基金は本章に準じたプロジェクトにだけ利用できる。

(l) 本項に準じて天然資源庁に充当された金額の内、七百万ドル(\$7,000,000)は、Orovilleダムの麓のFeather River上流での固有魚類の復元時の、小石の復元、川床の復元、鮭の生息環境の復元プロジェクト向けに、Department of Fish and Wildlifeに充当される。

第7章 地下水の持続性と貯蔵

86110. (a) 合計六億七千五百万ドル(\$675,000,000)が区分6の2.74編(第10720項以降)に適合する持続可能な地下水管理を支援するプロジェクトやプログラム向けに基金から部門に充当される。基金は、地下水供給を保護、強化、改善する地下水持続可能性計画およびプロジェクトの実施を通じて、持続可能な地下水管理を促進する競争的補助金に使用される。本段落に準じて与えられた全助成金の少なくとも10パーセントは、地下水盆が条件不利コミュニティの地下にある地下水持続可能性機関に与えられる。

(b) 合計一千万ドル(\$10,000,000)が基金から州委員会に充当され、Office of Sustainable Water Solutionsにより小規模および条件不利コミュニティに対して学際的な技術的支援プログラムを実施するため、さらに条件不利コミュニティおよび公共による地下水持続可能性機関への関与および地下水持続可能性計画の開発と実施への関与を支援するために使用される。

86111. (a) 第86110項により承認された基金の内、六億四千万ドル(\$640,000,000)は以下の目的で第10721項の(k)項に準じて地下水持続可能性計画を実施する地下水持続可能性機関への助成金として使用できる:

(1) 地下水再貯蔵および保存プロジェクトで、自発的売り手からの土地および地下水くみ上げ地点の取得、実行可能性調査および環境への適合、配水系統、モニタリング施設などの施設の計画を含むがこれらに限定されない。本項に準じて与えられた助成金は二千万ドル(\$20,000,000)を超過しないものとする。

(2) 区分6のパート2.74(第10720項以降)に準じた地下水持続可能性計画を実施するプロジェ

クト。基金の資格のあるプロジェクトは、実行可能性調査、環境への適合、地下水利用を開発するためのエンジニアリング作業および特定のプロジェクトの持続生産、利用測定、および革新的な意思決定支援ツールを含むがこれらに限定されない。

(3) 塩水侵入を精査し対処し、気候変動に関連した将来の影響を含むプロジェクト。

(4) 第10721項(k)号に準じた地下水持続可能性計画を作成するための地下水持続可能性機関へのマッチング助成金。いかなる助成金も百万ドル(\$1,000,000)を超過せず、いかなる地下水持続可能性機関も2つ以上の助成金を受領しないものとする。

(b) 本節により承認された基金の内、合計五百万ドル(\$5,000,000)は本項に準じて行われる投資の参考となる調査に利用可能である。調査活動は以下を含むがこれらに限定されない。地球物理学調査、システムレベルモデリングおよび分析、地域の意思決定に適用可能な新規方法およびツールの開発、新規再充填メソッドのセクター横断的な経済的およびポリシー分析、地下水の再充填を著しく強化する新規アプローチの開発、および目的に沿った水処理および再利用。

(c) 本項により承認された基金の内、部門は最高一千万ドル(\$10,000,000)を、地下水持続可能性機関が飲料水の品質分析を行う際に役立つ、公的にアクセス可能な意思決定ツールの開発のために割り当てる。この分析は、持続可能な生産の開発および精査、望ましくない結果、測定可能な目標およびその他必要なターゲットを含む。意思決定支援ツールは、水供給または汚染の課題に直面するリスクにあるコミュニティの判断に役立つ脆弱性評価も支援する。当該ツールは干ばつ脆弱性評価などの他の試みにも利用可能で、州役員会にある水インジケーターの人権にもリンクするものとする。

(d) 本項により認可された基金の内、部門は最高五百万ドル(\$5,000,000)を、設備投資および関連するプログラム目的の1つまたは複数の助成金に割り当て、教育機関、部門、州委員会

の間でのコミュニケーションと調整を改善するために使用できる施設のために高等教育機関に割り当て、地下水科学の発展および管理が効果的に採択され、高等教育機関および州政府機関全体に採用されることを確実にする。

(e) 本項の下で基金を受領する地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体は、これらの基金の最大20パーセントを使用して信託基金を設定し、本節に準じて取得した土地に対する機関または組織の利権の維持および監視への支払を支援するためだけに使用することができる。

(1) 本項からの資金で土地の権益を取得した地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が、その権益を別の公共機関、先住民部族、または非営利団体に譲渡することを決定した場合は、土地の権益を維持するために設定した信託基金の所有権も譲渡する。

(2) この号は州機関には当てはまらない。

(3) 地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が本号に準じた信託基金を設定しない場合、当該機関、部族または組織は助成金を与えた州当局に対し、当該機関、部族または組織が利用可能な基金から取得される土地を維持できることを証明する必要がある。

(4) 土地の権益が接収された場合、または地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体が土地の権益が、この章の支出目的を満たさないと判断する場合は、信託基金と未消費の金利が資金を提供した当局に充当される。当局に返金された基金は本章に準じたプロジェクトにだけ利用できる。

86112. (a) 部門は本章に準じた基金の優先度を以下の項目に等しく与える:

(1) 部門によりくみ上げすぎであると指定された地下水盆、危機的なくみ上げすぎの状態になりつつある地下水盆、表面水と地下水が相互接続している地下水盆。

(2) 文書化された水質問題や地盤沈下、さらに表面流または地下水依存エコシステム、さらに

第10721項の(x)号に定義されたその他の望ましくない結果を抱える地下水盆。

(3) 州立公園や野生動物領域などの重要な州所有資源を保護する地下水盆。

(4) 許容可能な品質の洪水の水を地下水盆の再貯蔵に利用することを支援するプロジェクト。この革新的な複合利益コンセプトは、洪水の危険性の低減、持続可能な地下水管理、エコシステムの復元、水供給源の信頼性からなる4つの重要なCalifornia水管理目的の一つにする。

(A) プロジェクトは、貯水池に適応可能な洪水および保存貯蔵運営の改良、既存の貯水池の放水路施設の改良、新規または拡大洪水バイパスならびに一時的な洪水貯水地領域の氾濫、休耕または休眠期における洪水の水の農地への利用、既存の地下水再貯蔵施設の利用の増加を含む場合がある。

(B) プロジェクトは、洪水の水を地下水の再充填に使用するプロジェクトを含む場合があり、これには洪水ハザードの低減と地下水の持続性の利点の両方が備わっている。

(C) 洪水ハザードの低減および地下水の持続可能性に恩恵を与えるプロジェクト。プロジェクトの実行可能性はエコシステムの復元や水供給の利点にも支えられている。

(b) 第86110項で充当された資金の内、部門は最高一千万ドル(\$10,000,000)を以下の目的に使用できる:

(1) 州全域にわたる洪水の水の再貯蔵向け使用の可能性を査定し、洪水ハザードの低減と地下水持続可能性ニーズのある州内の近接性や送水接続に基づいて所在地を優先する。

(2) 優先所在地のパイロット調査を完了し、潜在的な水資源管理の革新性を示し、洪水ハザードの低減と地下水の再貯蔵を促進する。

(3) 分析ツールと革新的な水管理技術を識別し実演して、利用可能な洪水の水および地下水盆の再貯蔵の開発を支援する。

(4) 地下水の再貯蔵利点の経済的収益化技術を開発する。

(5) 部門の気候変動メソドロジの水供給および洪水管理適用への応用を実演する。

(6) 技術的支援を地下水持続可能性機関および地域の洪水管理機関、さらに州と連邦の調整洪水機関にも提供する。

(c) 部門は助成金を与える際には以下の基準を考慮する:

(1) 地下水の利用による望ましくない結果を防ぐまたは修正するためのプロジェクトの可能性。

(2) 地下水の貯蔵、信頼性、再貯蔵、または連結利用を最大化するためのプロジェクトの可能性。

(3) 持続可能な地下水管理を支援するためのプロジェクトの可能性。

(4) 持続可能な地下水管理法(区分2.74編(第10720項以降))の目標を達成するためのプロジェクトの年換算した費用効率。

(d) 地下水持続可能性機関を含む、第86166項(a)号で定義された資格のある事業体が、助成金の資格がある。基金の優先度は持続可能な地下水管理法を実施する地域機関に与えられる。

(e) 本章に基づき財政的支援を受けるために、プロジェクト総費用の50割以上のローカルコストの分担が必要になる。費用負担要件は、条件不利コミュニティまたは経済の疲弊した地域に直接的な利益を与えるプロジェクト、またはその利益の大部分が地下水に依存するエコシステムを復元することであるプロジェクトに対しては、免除または低減される場合がある。

(f) Department of Fish and Wildlifeが、プロジェクトの結果として魚類や野生動物に加えられた危害は緩和され、潜在的な影響はさほどでもないことを認証しない限り、助成金は与えられない。

(g) 資格のあるプロジェクトには、運河および浸透容量の改善を含むインフラストラクチャー改善なども含まれる。

86113. (a) 本項の目的では「地区」はBorrego Water District地区を意味する。

(b) 第86110項で充当された金額の内、三千五百万ドル(\$35,000,000)は地区に対し以下のプログラム向けの助成金として与えられる:

(1) 自発的売り手からの土地の取得および地下水くみ上げ権利の取得で、Borrego Valley Groundwater BasinのBorrego Springs Subbasin境界内での地下水くみ上げを、持続可能な地下水管理法(区分6第2.74編(第10720項以降))に準じた長期的に持続可能なレベルまで引き下げるためのプログラム。取得した土地はDepartment of Parks and Recreation、非営利団体、またはその他の公共機関に譲渡され将来的に管理される。

(2) 都市および農業用水の保全、およびゴルフ場などのレクリエーション施設での使用を含む、水の最終利用効率。

(3) 本項に準じて取得された土地の復元。

(4) 地下水盆の再充填および再利用向けの雨水の収集。

(5) 持続可能な地下水管理法を実施している地区のその他のプロジェクト。

(c) (1) 本項の実施には地区による費用負担は不要である。Borrego Springsのコミュニティは著しい条件不利コミュニティであり、過剰な地下水のくみ上げによりAnza-Borrego Desert State Parkの重要な資源に影響を与える可能性があり、その年間500,000人の訪問者は年間四千万ドル(\$40,000,000)と予想される貢献をし、さらに600の雇用で地域に貢献していることから、これは正当化される。

(2) 当該地区は(b)号の(2)および(4)項に準じて助成金を与える際には受益者からの費用負担を求める場合がある。

(d) 本助成金の条件として、地区は以下の両方に同意する必要がある:

(1) 現在灌漑されていない土地は灌漑されることはないこと、さらに現在灌漑されている土地はさらに集中的に灌漑されることはない、ことを確実にする措置を実施する。

(2) 地区が負担する水購入の全費用を支払うための新規開発、さらに地区がその開発を引き受けるために行う水プロジェクトの全費用の支払が求められる。

(e) (1) 土地の権益を取得するために本条項の下で基金を受領する地区または非営利団体は、これらの基金の最大20パーセントを使用して信託基金を設定し、土地の権益の維持、監視、復元への支払を支援するためだけに使用することができる。

(2) 本章からの資金で土地の権益を取得した地区または非営利団体が、土地の権益を別の公共機関または非営利団体に譲渡する場合は、土地の権益を維持するために設定した信託基金の所有権も譲渡する。

(3) この号は州機関には当てはまらない。

(4) 地区または非営利団体が本号に準じた信託基金を設定しない場合、当該機関または組織は部門に対し、当該機関または組織が利用可能な基金から取得される土地を維持できることを証明する必要がある。

(5) 土地の権益が接収された場合、あるいは地区または非営利団体が、土地の権益はこの章の支出目的を満たさないと判断する場合は、信託基金と未消費の金利が地区に充当される。地区に返金された基金は本章に準じたプロジェクトにだけ利用できる。

(f) 当該地区が本項に記載されたプログラムの実施に必要としない基金がある場合は、本地区により非営利団体またはDepartment of Parks and Recreationに助成され、Anza-Borrego Desert 州立公園に近接する土地を取得し、公園内の地下水源に影響を与える可能性のある当該土地の開発や灌漑を防ぐために使用される。これらの土地は当該地区の境界の内側または外側である場合があるが、Borrego Valley地下水盆のBorrego Springs Subbasinの境界内である必要がある。これはBorrego Springsコミュニティや公園訪問者が利用する飲料水の水源である。当該土地は野生動物の生息環境に利用できる。

(g) 当該地区は本項により認可されたプログラムの全部または一部を実行するために非営利団体に助成金を与える場合がある。

第8章 野生生物向けの水、PACIFIC FLYWAYの復元、動的生息環境管理

86120. 合計三億ドル(\$300,000,000)は基金からWildlife Conservation Board (本項では以降「委員会」)に充当され、自発的売り手から水を取得し、保存および輸送権を取得して、小川、河川、野生動物保護区、湿地帯生息環境領域、河口における魚類および野生動物の状況を改善する。連邦セントラル・バレープロジェクト改善法案(Central Valley Project Improvement Act)(公法 102-575表題34)の送水ゴールを満たすために高い優先度が与えられる。役員会は、野生動物保護に利点があると認める場合に水利権の取得、長期的なリース契約、または譲渡を調整する場合がある。役員会は、本項に準じて購入した水利権または貯蔵権を、販売、譲渡、貯蔵しても魚類や野生動物に有害ではないと判断する場合は、販売、譲渡、または貯蔵する場合がある。何年後か役員会が魚類および野生動物目的の水を必要としなくなった場合、役員会は水利権または送水権を一時的に販売またはリースする場合がある。政府法規第13340項に関わらず、役員会による本項に準じた水利権の売却利益は、会計年度に関わらず、直接的に役員会に充当される。役員会は、水利権または送水権の販売、リース、または譲渡から得た利益を、本項により認可された保全目的を達成するために使用する。本章に準じて支出された基金を使用して取得した水は、魚類および野生動物またはエコシステムに恩恵を与えるプロジェクトにのみ使用するものとする。

86121. (a) 合計五千万ドル(\$50,000,000)は私有地の魚類および野生動物に対する水供給や水質条件を改善する目的で基金からDepartment of Fish and Wildlifeに充当される。Department of Fish and Wildlifeは、私有地の保全活動または生息地の持ち出し手形メカニズムの自主的な使用のため、土地所有者にインセンティブを提供する場合がある。上記インセンティブは魚類

および野生動物に必要な水の量が非常に変動するため、適切に柔軟かつ応答可能であるように作成する。

(b) Department of Fish and Wildlifeは本項により提供された基金の一部を、釣りおよび狩猟条例区分2第6.5章(1650項以降)の対象ではない生息環境の復元や水質改善プロジェクトの承認を、効率よく処理するためのプログラムによる認可を開発するため、さらに本章を実施するために使用する。

86122. (a) 三億ドル(\$300,000,000)は基金から沿岸およびセントラル・バレーの鮭やスチールヘッドの漁業復元プロジェクトのためにWildlife Conservationに充当される。野生動物保護委員会(Wildlife Conservation Board)は、California絶滅危惧種保護法(釣りおよび狩猟条例区分3の第1.5章(第2050項以降))に準じて記載された鮭およびスチールヘッド種の回復に寄与するプロジェクトを優先し、商用およびレクリエーション向け鮭漁を強化し、釣りおよび狩猟条例区分6のパート1の第8章(第6900項以降)の目的を達成する。

(b) 本項により充当された金額の内、最高一億ドル(\$100,000,000)は設備投資プロジェクト向けの地域機関に対するマッチング基金として使用され、魚道条件の改善、遡可性鮭の生息環境の復元、特に春の雪解けによる鮭の幼魚の育成環境、川の奔流を阻害しているダムがあるSacramento Valleyの河川の改善のためのプログラムの実施に使用される。

(c) 本項により充当された金額の内、少なくとも一億ドル(\$100,000,000)はSacramentoおよびSan Joaquin Riversとその支流、Deltaに給水口から遡河性の魚類を選抜するための魚類用ふるいを設置するために支出される。高い優先権は、天然資源庁により2017年6月に公開されたSacramento Valley Salmon Resiliency Strategyで高い優先権があると識別されたプロジェクトに与えられる。

86123. (a) 二億八千万ドル(\$280,000,000)は生息環境、地役権の取得、復元による渡り鳥

の保護、またはその他のプロジェクト、さらに野生動物保護区や野生生物の生息環境に水を提供して、今後修正される場合もあるCentral Valley Joint Venture Implementation Planに記載の以下の目的を満たすために基金からWildlife Conservation Boardに充当される:

(1) 私有地での保護活動を含む本項を実施するプロジェクト。

(2) Sacramento River Basinでの川岸や湿地帯の生息環境の保護および復元。

(3) San JoaquinおよびTulare Basinsでの川岸や湿地帯の生息環境の保護および復元。

(b) 本項により充当された金額の内、四千万ドル(\$40,000,000)は釣りおよび狩猟条例の第3467項に準じて設定されたCalifornia Waterfowl Habitat Preservation Accountに、釣りおよび狩猟条例区分4第1編の第2章第7条項(第3460項以降)に準じたCalifornia Waterfowl Habitatプログラム、Fish and Wildlife部門のCalifornia Landowner Incentiveプログラム、Wildlife Conservation BoardのPermanent Wetland Easementプログラム、さらに第1018項に準じて認可されたプロジェクトを含む休耕地での水鳥の巣作りやその他の野生動物の生息環境の設定または強化の目的で預託される。

(c) 本項により充当された金額の内、一千万ドル(\$10,000,000)は、狩猟やその他の野生動物に依存するレクリエーション機会を個人の土地所有者との自発的な契約を通じて公共に提供する目的で、釣りおよび狩猟条例の第1572項に準じて設定されたShared Habitat Alliance for Recreational Enhancement (SHARE) Accountに預託され、Fish and Wildlife部門により管理される。

(d) 本項により充当された金額の内、少なくとも一億一千万ドル(\$110,000,000)は連邦セントラル・バレープロジェクト改善法案(公法102-575表題34)の第3406項(d)号の条項を完全な順守を達成するために、野生生物の保護区への水の取得および送水、さらに関連する

インフラストラクチャープロジェクトに支出される。

第8.6章 SACRAMENTO地域の水の信頼性および 生息環境の保護

86124. (a) 一千万ドル(\$10,000,000)は基金から部門に対し、水フォーラム契約(Water Forum Agreement)の目的と同等の目的に適合するプロジェクト向けに、Sacramento Area Water Forumの代理として、Regional Water AuthorityとSacramento市に充当される。資格のあるプロジェクトには、American River下流の流量、温度状況、生息環境を改善するための施設、研究、およびその他のアクション、さらに水利用効率と保存の向上、または表面水と地下水供給の統合を改善し干ばつ年の水供給の信頼性を提供するプロジェクトが含まれる。

(b) Regional Water Authorityと水フォーラムは助成金により資金供給された研究、プロジェクト、プログラムを共同で開発し承認する。最優先権はAmerican River下流の水温状況の改善、および水供給源の改善と環境の保護という水フォーラムの同等の目的双方に貢献するプロジェクトまたはプログラムに与えられる。当局は水供給および水効率プロジェクトの被譲与者である。Sacramento市は、水フォーラムを代表し、環境保護、水温調査、生息環境復元プロジェクトの被譲与者である。

(c) プロジェクトパッケージに割り当てられる合計金額はプロジェクトの総費用の50パーセントを超過しないものとする。

(d) 本項に準じて充当された基金のいずれも、新しい表面水貯蔵の建設、または既存の貯水池の増築には支出されないものとする。

第9章 バイエリア地域の水の信頼性

86125. 二億五千万ドル(\$250,000,000)は、集合的にBay Area Regional Reliability Partnership (BARR)として知られる8つの水機関からなるグループ向けの助成金として基金から部門に充当され、以下の領域のいずれかにおける地域全体の利点のために表面水貯蔵の利点を拡張するための新規施設に使用される:

干ばつ時の水供給の信頼性、飲料水の品質、緊急貯蔵、これは通常San Francisco Bay Area Regional Reliability Drought Contingency PlanのFinal Mitigation Project Listに記載される。Contra Costa Water地区はパートナーシップを代表して助成金を受領する場合があるが、BARRパートナーシップが助成金受領時に支配構造を取り入れ、基金を直接受領する資格がある場合は別である。San Francisco Bay Area Regional Reliability Drought Contingency Planに参加している水機関は、基金に記載されているプロジェクトの1つまたは複数に決定または指定できるが、単一プロジェクトに決定される金額はプロジェクトの全費用の50パーセントを超過しないものとする。(d) 本項に準じて充当された基金のいずれも、新しい表面水貯蔵の建設、または既存の貯水池の増築には支出されないものとする。

第10章 送水および水保存の改善

86126. 干ばつが緩和されても、干ばつの影響はSan Joaquin Valleyを含む州全体の多くの領域で感じられる。水利用者の干ばつ状態の影響をさらに悪化させるのは、Sacramento-San Joaquin Deltaからのポンプでのくみ上げを制限する法的要件である。干ばつとくみ上げ制限両方の結果の一つは、減少した表面水供給に代わる手段としての地下水くみ上げの著しい増加であった。地下水くみ上げの増加は地下水面を低下させ、その結果井戸は乾き地盤は沈下した。San Joaquin Valleyの西側では特に著しい。Friant-Kern運河は水消費や地下水の再貯蔵の両方に利用される運搬性能の60パーセントを失った。運搬性能が復元され増加されない限り、沈下は悪化し続け、住民への供給を地下水に大きく依存している条件不利コミュニティを含む地域のコミュニティは、悪影響を受け続ける。この州による投資から、失業の増加の防止、地下水の安定化、さらにCaliforniaの食糧供給の更なる安定化などを含む、多大な公共の利益が見込まれる。

86127. 合計七億五千万ドル(\$750,000,000)は、基金から部門に対しFriant Water Authority

への助成金として充当され、MaderaおよびFriant-Kern運河への送水量の復元および増加を含む、送水設備改善に使用され、結果として地下水再貯蔵の増加、洪水の水の送水および利用の改善、水保全が得られる。本項により提供された基金での改善は、該当する州法または連邦法および契約に適合して完了される。

86128. 合計一億ドル(\$100,000,000)は、釣りおよび狩猟条例の第2080.2項に参照されているSan Joaquin Riverを復元するための和解契約のパラグラフ11に定義されているプロジェクトを支援する行動のために、基金から天然資源庁に充当される。支出を行う前に、着手する特定のプロジェクトについて当該契約の設定当事者による公式な協力が求められる。

86129. Barker SloughからNorth Bay Aqueductへの水の迂回は一覧された魚種に悪影響を与え、大規模な都市圏に供給されている水質にも悪影響を与える。迂回をNorth Bay AqueductからSacramento Riverに移動する多くの公共の利益がある。

86130. 合計五百万ドル(\$5,000,000)が、Sacramento RiverからNorth Bay Aqueductへの水の分岐を計画し、記載された魚種への悪影響を低減し当該送水路の水を利用している住民に高品質の飲料水を提供するために、基金から部門に充当される。

第11章 OROVILLEダムの洪水の安全性

86131. OrovilleダムはSacramento Valleyに洪水制御を提供している。Orovilleダムに洪水制御を含めることは、Orovilleダムから水を受領している公共水機関の義務ではなかった。Orovilleダムの洪水制御機能は連邦政府が支払っている。

86132. 合計二億ドル(\$200,000,000)は基金から省にOrovilleダムの放水路の修復および再建目的で充当される。

86133. 合計二億一千万ドル(\$21,000,000)は基金から部門に充当される。千五百万ドル(\$15,000,000)はSutter Butte Flood Control Agencyとの連携によるFeather Riverの堆積物管

理、さらにLive OakとVeronaの間の除去のために支出される。これらの基金のうち六百万ドル(\$6,000,000)は、下流の洪水制御やエコシステムの復元を提供するOroville Wildlife Areaでの洪水の水衰退プロジェクト向けにSutter Butte Flood Control Agencyに助成金として与えられる。

86134. 合計百万ドル(\$1,000,000)は基金から部門に充当され、Office of Emergency Services' Standardized Emergency Management System (SEMS)に適合する緊急時準備協力およびコミュニケーション向けの設備投資プロジェクトや装置用のButte郡への助成金として使用される。

第12章 総則

86151. (a) 自主的な生息環境の復元、水質改善および複合利益氾濫原復元を伴うプロジェクトにおいては、本区分の条項を管理している各機関は機関の間での協力を努め、釣りおよび狩猟条例区分2第6.5章(1650項以降)の条項(その章が有効であるかに関わらず)および自主的な生息環境の復元向けのプログラムによる認可を含むがこれらに限定されない、有効なプロジェクト承認および認可機構を開発し活用して、プロジェクトの遅延を避け、プロジェクトの実施に支出した資金を最大に活用する。

(b) 取得、地役権、復元またはその他のプロジェクトを通じて主に渡り鳥を保護するために作成されているプロジェクトは、連邦のMigratory Bird Joint VentureパートナーシップのCaliforniaを包含する部分により設定された計画および推奨事項に一致するものとする。

(c) 本区分に準じて条件不利コミュニティまたは経済の疲弊した地域に基金を提供する機関は、財政的支援を申し込んでいるコミュニティを支援するために、技術的および助成金申請作成支援を含む、財政的支援を提供する場合がある。基金はこれらのコミュニティを支援している非営利団体や地域公共機関に提供される場合がある。

(d) 本区分に準じて基金を受領している期間は、公的資源条例の第9003項に準じて、資源保全地区のサービスを契約する場合がある。

(e) 機関は費用負担の一部として合計プロジェクト費用の25パーセントまでを現物出資できるものとする。機関は費用負担の一部として寄付された土地の値を安価に評価できる。

(f) 土地取得の提案を検討している機関は、提案している当該土地の最終所有者が、土地を取得価格を保護する状態を維持し、当該土地が適切に管理されていない場合に近接している土地に生じるであろう何らかの問題を防ぐ能力を考慮する必要がある。

(g) 本区分に準じて設定された信託基金は Uniform Prudent Management of Institutional Funds Act (機関投資家の慎重な管理の統一法案)の要件に準じて管理される(管理法案の区分9第7編(第18501項以降))。

(h) 取得、地役権、復元またはその他のプロジェクトを通じて主に水辺の生息環境を保護するために作成されたプロジェクトは、釣りおよび狩猟条例区分2第4.1章(1385項以降)に準じた California Riparian Habitat Conservation プログラムにより設定された計画および推奨事項を考慮すべきである。

(i) 管理機関は、以下の基準の両方を満たすプロジェクトに対し与えられた基金の50パーセントの前払いを支払う:

(1) プロジェクトの発議者が条件不利コミュニティまたは86166項の(a)号に定義されている資格のある事業体、あるいはプロジェクトは条件不利コミュニティを利する。

(2) プロジェクトに与えられた助成金は百万ドル(\$1,000,000)未満である。

(j) 資格のある助成金費用は、合衆国行政管理予算局および予算ガイドラインに定義されている間接費、さらに合理的な間接費を含むものとする。

(k) 特定のプログラムや被譲与者に指定された基金を受領している機関は、既存の州法や規則

ならびに本区分の要件を満たすために必要な最低処理金額で、これらの基金の支出または譲渡を処理する。基金の支出や転送は有効かつ費用効率が良く迅速であり、通常は基金の受領者による依頼から90日以内に行われることが、本区分の意図である。

86152. 機関は、実践的な範囲で、本区分に準じてなされた支出の結果得られる、人および環境用途に生成される水の量を定量すべきである。機関は、実践的な範囲で、本区分に準じて提案する支出の結果得られる、人および環境用途に生成される水の品質の改善を定量すべきである。

86153. 本区分のその他の条項に適合する範囲で、本区分に準じて助成金を与える州全体機関は、北および南California、沿岸および内陸地域、SierraやCascadeの丘陵地帯を含む州全体にわたる資格のあるプロジェクトに基金を均等に割り当てるように努力する。

86154. 本区分に準じた助成金の申請者は、地域の統合された地域的水管理計画がある場合は、助成金提案書がそれに適合しているかどうかを示す必要がある。しかし、統合された地域的水管理計画との適合性はいかなる助成金の要件ではなく、助成金提案書が統合された地域的水管理計画と適合していない場合にも優先度が低くなるわけではない。

86155. (a) 本区分の他条項に関わらず、人口が100,000未満で平均世帯収入が州平均世帯収入の100パーセント未満である地域の公共機関は、包括的にその管轄区内であるプロジェクト向けの助成金に対し35パーセント以下のマッチング基金を提供する必要がある。地域の公共機関に助成金を与えている州当局は、州当局がプロジェクト完了まで地域の公共機関に対して支払を待つよう依頼することはプロジェクトを実行不可能にすると判断する場合、プロジェクトの部分的な建設前に、基金を提供する場合がある。

(b) 本項のいずれも、州当局が費用負担を必要としない条件不利コミュニティまたは経済

の疲弊した地域への助成金を作成することを妨げない。

86156. 本区分に準じて行われた融資の利払いを含む返済、および利子所得は、基金に預託され、当該融資金を認可した章または項の目的にのみ使用される。

86157. (a) 本区分により利用可能な基金の充当金を受領する各州当局は、成功の評価基準の設定およびプロジェクトステータスの報告、および州債券の説明責任についての基金の全用途のインターネットウェブサイトには責任を負う。

(b) 本区分により利用可能な基金の充当金を受領する各州当局は、以下を行う:

(1) 本区分により資金供給されたプロジェクトの結果の評価。

(2) 第86003項に準じた機関の報告書に、(a)号に記載の評価を含める。

(3) 本区分により資金供給されたプロジェクトが期間内にスコープ内で完了することを保証する。

86158. (a) 本区分に準じて州機関により実行されるプロジェクトでは、本区分により資金供給された各プログラムに割り当てられた基金の10パーセントまでが、プロジェクトの設計、選択、実施に必要な計画、監視、報告、さらに利点の検証に支出される。本区分に準じてプロジェクトに助成金を受領している資格のある事業体は、プロジェクトの設計、選択、実施に必要な計画、監視、報告用の十分な基金も受領する可能性がある。本節は設備投資プロジェクトまたは助成金プロジェクト向けの「準備プラン」「施工図」および「建築」として当局が通常使用する基金を制限するものではない。

(b) 建設管理に関連する許可および計画チェック費用、合理的な管理費用、間接的なプロジェクト料金および費用は、建設費用の一部としてみなされる。プロジェクトの計画および設計に割り当てられたプロジェクト費用、さらに直接および間接的な管理費用は、プロジェクト費用の別項目に記載する。

86159. 政府法規の第16727項に関わらず、第6章(第86080項以降)および第8章(第86120項以降)に準じて提供された資金は、非営利団体が上記章の目的に適合するプロジェクトに関連する会計法規の第22064項に記載の融資を返済するための、助成金または融資金として使用される。

86160. 本区分の下で任意の州当局に割り当てられた基金の合計5パーセントを超過しない金額は、本区分に記載されたプログラムおよびプロジェクトの管理費用の支払に使用できる。

86161. (a) 水質監視データは、州委員会により管理されている地表水モニタリングデータシステムまたは地下水モニタリングデータシステムと互換性があり一致する方法で収集し州委員会に報告すべきである、区分6の第4.9編(12400項以降)に一致する。流域モニタリングデータは、Department of Conservationにより管理されている州全体の流域プログラムと互換性があり一致する方法で収集しDepartment of Conservationに報告する。

(b) 本区分に準じて助成金または融資金を与える州機関は、地域、州、および連邦認可およびその他の要件を満たすための特殊な支出を含める場合がある。

(c) 本区分により資金供給された各プログラムに割り当てられた基金の1パーセントまでが、本区分に記載されたその他の金額に加えて、水供給、水関連の生息環境、および当該プログラムに関連する水質を改善するための方法の調査に支出できる。

86162. (a) 本区分に準じて助成金または融資を分配する前に、本区分の下での助成金または融資プログラムを管理するために本区分により利用可能である基金からの充当金を受領する各州当局は、プロジェクト提案書および評価ガイドラインを開発し採用すべきである。当ガイドラインには監視および報告要件が含まれ、授与される助成金額の上限を含むものとする。ガイドラインには地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体により合理的な諸経費または間

接経費の回収についての禁止を含むべきではない。州当局がすでに本区分の要件に準拠するプロジェクト提案書および評価ガイドラインを開発し適用している場合は、それらのガイドラインを使用するものとする。地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体によって生じた諸経費または間接経費は払い戻しの対象であり、本項に準じた基金の提案に否定的に影響しない。

(b) 助成金または融資を分配する前に、州当局は3回の地域でのパブリックミーティングを開催しパブリックコメントを考慮に入れてからガイドラインを完成するものとする。州当局はパブリックミーティングの少なくとも30日前に提案書および評価ガイドラインの草案をインターネットウェブサイトに掲載する。ミーティングは1回は北Californiaで、1回はCaliforniaのセントラル・バレーで、1回は南Californiaで開催されるものとする。上記3つの地域に管轄区を持たない機関は、管轄区のない地域でのミーティングに欠席できる。採択後は、州当局はガイドラインの複写を財務委員会および立法機関の適切なポリシー委員会に送信する。

(c) 本区分に準じてプロジェクトを請求する少なくとも45日前に、本区分に準じて基金を管理している州当局は、助成金申し込みのためのガイドラインを電子的形態でウェブサイトに掲載する。プロジェクト提案および評価ガイドラインは、本区分に適用される要件に基づく基準のみを含める。

(d) 本区分のいずれも、機関が既存の法律を執行し準拠することを妨げない。

86163. 本区分により資金供給された各プロジェクトは以下の要件を満たす:

(a) 本区分に準じた公的資金の投資が、基金を分配している機関が定義する、最も重要な州全体の需要および公的資金の優先事項に対処する公共の利益を生じること。

(b) 本区分により承認された基金の充当および支出において、民間、連邦、または地域基金を活用するプロジェクト、または最大の公共の利

益をもたらすプロジェクトが優先されること。本区分に準じて基金を受領する州当局はその基金を可能な限り有効に活用すべきであるが、当局は小規模公共機関、さらに条件不利コミュニティまたは経済の疲弊した地域に貢献しようとする機関による費用負担の限界を考慮すべきである。

(c) 資金を受領したプロジェクトは、基金を受領する根拠となった章または条項の目的を促進する。

(d) 本区分に準じて水資源に関する意思決定を行う際には、州および地域機関はこれらの決定を知らしめるために利用可能な最高の科学を利用する。

(e) 実践的な範囲で、本区分により利用可能な基金により支援されているプロジェクトは、当該プロジェクトが水供給および水質法案2018 (Water Supply and Water Quality Act of 2018) からの基金を受領していることを公衆に示す掲示を含む。

(f) 実践的な範囲で、本区分からの利益を供給されるプロジェクトは、政府法規の第65041.1項の条項に適合する州計画の優先度、および政府法規の第65080項(b)号の(2)項-(B)の条項に適合する持続可能なコミュニティ戦略を促進する。

(g) 実行可能な範囲で、本区分に含まれる私有地の流域観察は保全地役権と土地所有者の自発的な参加を用いて達成され、これには公的資源条例の区分10.2 (10200項以降)と区分10.4 (10330項以降)に準じた恒久的保全地役権、自発的な生息地の持ち出し手形メカニズム、および私有地の保全活動が含まれるがこれらに限定されない。

86164. 本区分により提供される資金は、Delta (デルタ) 送水施設の設計、建設、運営、緩和、またはメンテナンス費用の支払いには使用されない。これらの費用については、これら施設の設計、建設、運営、緩和、または管理から利益を得る水資源担当に責任がある。

86165. (a) 本区分は法律の下で1914年12月19日以前に充当された水利権を含むがこれに限定されない、源泉の任意の領域、源泉の流域、源泉の郡、またはその他の任意の水利権保護をいかなる方法でも軽減せず、損なわず、あるいは影響を与えない。本区分は区分2第2編の第1章の第1.7条項(第1215項以降)の10505、10505.5、11128、11460、11461、11462、11463、および節12200~12220の適用には影響しない。

(b) 本区分の目的で、Sacramento River水理学地域から迂回され送水された水を、デルタのSacramento River水理学地域外で使用している地域は、2018年1月1日以降に当該目的で建設される施設からの水の迂回や送水により、利便性を享受できる地域に直接隣接しているとはみなされない。

(c) 本区分のいずれも、区分35第4編の第2章(第85320項以降)に準じて建設または運営される新規送水に関連する請願を含む、区分2パート2第10章(第1700項以降)の妥当性を超越、制限、修正しない。

(d) 明示的に記載されていない限り、本区分のいずれも第106節と第106.5節による水利権の優先性、水利権の変更、地方自治体の利益に提供される保護を含むがこれらに限定されない、迂回や水利用に関する州役員会の規則に関連する、手続き的および実体的両方の、既存の法的保護を超越、低減、または影響しない。本区分のいずれも、州役員会の既存期かが水の迂回または利用を規制すること、またはCaliforniaの水利権に対する裁判所の既存の競合管轄権を、拡張または変更しない。

(e) 本区分のいずれもCalifornia Wild and Scenic Rivers Act (公的資源条例区分5第1.4章(第5093.50項以降))または、連邦 Wild and Scenic Rivers Act (16 U.S.C. Section 1271 et seq.)に影響せず、本区分に準じて認可された基金は、荒廃河川および景勝河川またはその他の河川がCalifornia Wild and Scenic Rivers Actまたは連邦Wild and Scenic Rivers Actに準じた保護の対象となる値に悪影響を及ぼすことはない。

(f) 本区分のいずれもSacramento-San Joaquin Delta Reform Act of 2009 (Division 35 (85000節より開始))または、公的資源条例の区分22.3(第32300項以降)を含むがこれらに限定されないその他の適用法を、超越、制限、修正しない。

(g) 法律のその他の条項に関わらず、本区分に準じて土地を取得した機関または非営利団体は、Natural Heritage Preservation Tax Credit Act of 2000 (公的資源条例の区分28 (第37000項))を利用できる。本区分に準じて充当され競争的補助金プログラムには指定されていない基金は、自然遺産保全税クレジット法案2000 (Natural Heritage Preservation Tax Credit Act of 2000)に準じて一般基金を返金する目的で使用することも可能である。

(h) 本区分に準じて提供された資金、およびそれら資金の充当または移動は、釣りおよび狩猟条例区分3の第9章(第2780項以降)を目的とする資金の転送とはみなされない。

86166. (a) 本区分に準じて補助金、融資、および契約を受領する資格のある応募者はHealth and Safety法規の116275項の(h)号に定義されている公共機関、州立大学、大学が管理する国立研究所、資源保全地区、非営利団体、公共事業、相互水道企業、公共水道システム、Water法規の10617項に定義されている都市水道事業者、連邦認定先住民部族、連邦機関所有または管理のCaliforniaの土地、Native American Heritage Commission's California Tribal Consultation Listに記載の州先住民部族である。本区分に準じて資金供給された州機関は、機関から基金を受領するプロジェクトタイプの計画、設計、開発に経験がある資格のある申請者、またはこれらの分野からコンサルティングの手助けを受けられる資格のある申請者を優先する。

(b) (1) 本区分の下での基金の資格を得るには、Public Utilities Commissionにより規制される公共事業、または相互水道企業により提出されたプロジェクトであり明確かつ限定的な目的を備え、さらにプロジェクトは投資家で

はなく水道システムの顧客の利益となるべきである。

(2) 本区分の下での資金供給の資格を得るには、都市水供給者は都市水管理計画法(区分6の第2.6編(第10610項以降))に準じた都市水管理計画を採用し提出する必要がある。

(3) 本区分の下での資金供給の資格を得るには、農業水供給者は農業水管理計画法(区分6の第2.8編(第10800項以降))に準じた農業水管理計画を採用し提出する必要がある。

(4) 第10608.56節に準じて、農業水供給者または都市水供給者は、区分6の第2.55編(第10608項以降)の要件に準拠する限り、本区分の下で資金供給される助成金受領の資格がある。

(5) 本区分の他の条項に関わらず、本区分に準じた基金を受領している機関は、当該機関が本区分の目的を達成するための最も効果的な方法が以下の助成金であると判断する場合に、百万ドル(\$1,000,000)未満の予算の非営利団体に対し、百万ドル(\$1,000,000)以下の助成金を与える際に、費用負担要件を低減または削除することが可能である。

86167. 実行可能な場合は、本区分に準じて資金供給されたプロジェクトは、公的資源条例の第14507.5項に定義されているように、California Conservation Corpsまたは認定されたコミュニティ保全団体のサービスを使用する場合がある。本区分の下で基金を受領している公共機関は、California Conservation Corpsまたは認定コミュニティ保全組織、または退役軍人、里親制度の受領者、農業従事者、または地域の若者に保全や復元プロジェクトに関するジョブトレーニングや教育機会を提供しているその他の非営利団体が関与するプロジェクトに対して追加の優先権を与える。

86168. 本区分により利用可能になった基金の割当を受領した州当局は、州債券の説明責任のインターネットウェブサイトを設定し以下のそれぞれについて報告する義務がある:成功の評価基準、条件不利コミュニティまたは経済の

疲弊した地域への貢献の評価基準、上記評価基準を満たすための進捗、本区分の下で資金提供されたプロジェクトの状況、本区分の下で当局が受領した基金の全用途。天然資源庁の長官は、本区分に準じて行われた支出、およびそれらの支出から得られた利益を、立法機関に年次報告する。

86169. 本区分に準じて発行され売却された債券の利益は、第86192項に準じて発行された借換債券の利益を除き、州財務省により設定されるWater Supply Reliability and Drought Protection Fund of 2018に預託する。

86169.1. 政府法規の第13340項に関わらず、Water Supply Reliability and Drought Protection Fund of 2018の資金は会計年度に関わらず、本区分に設定された方法で本区分の目的に充当される。本区分に準じて利用可能であり認可された基金は、本区分の記載によるのみ利用可能および支出可能であり、立法機関または知事によるその他の目的での充当金または送金の対象ではない。

86170. 政府法規表題2区分第3編第3.5章(第11340項以降)は本区分の下で認可されたプログラムまたはプロジェクトの開発や実施には適用されない。

86171. (a) 本区分により提供された基金は、本区分に準じて資金供給されたプロジェクトの環境緩和の費用を除き、環境緩和の費用の支払に使用すべきではない。

(b) 本区分により提供された基金は、環境強化またはその他の公共の利益のために使用すべきである。

(c) (a)と(b)号に関わらず、本区分の下での支出に直接関係し制限されている環境への影響の緩和費用は、本区分により提供された基金により支払われるものとする。

(d) 本区分に準じて利用可能な基金は、Delta (デルタ) 送水施設の設計、建設、運営、緩和、またはメンテナンス補習費用の支払いには使用されない。

86172. 本区分を実施する各事業体は、比較的高い費用効率、耐久性、環境品質の強化を組み合わせたプロジェクトを優先して資金供給すべきである。

86174. 本区分の第6章(第86080項以降)に準じた取得は自発的売り手からのものとする。

86177. プロジェクトの費用効率への要件は、全体的な利益および費用分析を必要としない。

86178. 本区分を実施する機関は、新規または革新的なテクノロジーや実践を採用するプロジェクトを特別に考慮する。これには、水供給、野火の削減、生息環境の改善、侵入植物制御、洪水制御、土地利用、下水処理を含むがこれらに限定されない複数の戦略および管轄区の統合を支援する意思決定支援ツールを含む。

86179. 公共機関、先住民部族または非営利団体とFish and Wildlife省またはWildlife Conservation Boardとの間で本区分、または区分26.7(第79700項以降)に準じて資金供給された作業のための契約は、助成金を提供するための契約も含めて、釣りおよび狩猟条例第1501.5節の要件の対象となる契約とみなされ、そのため公共事業または公共の改善とはみなされず、さらに労働法規(Labor Code)区分2第7編の第1章(第1720項以降)の対象ではない。

86179.1. 優先権は、Deltaおよびそれに依存している種に影響するアクティビティへの基金の支出について与えられる。依存している種とはSan Francisco Estuary Institute-Aquatic Science Centerが2016年に作成したレポート「A Delta Renewed: A Guide to Science-Based Ecological Restoration in the Sacramento-San Joaquin Delta」に一致する。

86179.2 本法案の実行日以降に、本法案または区分26.7(第79700項以降)に準じて任意の機関により行われた助成金の付与に際しては、地域の公共機関、先住民部族、または非営利団体によって生じた諸経費または間接経費払い戻しの対象であり、本節に準じた基金の提案に否定的に影響すべきではない。資格のある助成金費

用は、合衆国行政管理予算局および予算ガイドラインに定義されている間接費、さらに合理的な間接費を含むものとする。非営利団体の場合は、当該団体が連邦政府と協議した間接費の原価率があればそれを適用して、助成金は間接費の払い戻しを提供する。協議した原価率がない場合は、当該団体は合衆国行政管理予算局が定義した修正合計間接費の10割であるデフォルト原価率を使用することを選択できる。

86179.3. 本区分に準じて与えられた助成金はいずれも、コミュニティが洪水ハザードに晒されるリスクが緩和されずに増加することや、公共所有の洪水保護施設の洪水送水容量の全体的な提言を引き起こすことはない。

86179.4. 土地取得のために助成金を受けるにあたり、Wildlife Conservation Boardは自発的に財産税を支払う組織を優先する。

第13章 会計規定

86180. (a) 第86192項に従って発行された借換債の額を含まない、総額八十八億七千七百万ドル(\$8,877,000,000)の債券、本区分に明記された目的の実行のために使用される基金を提供し、政府法規第16724.5項に準じた一般財源保証債支出回転資金(General Obligation Bond Expense Revolving Fund)を返金するために発行および売却できる。売却時の債権にはカリフォルニア州の有効かつ拘束力がある義務があり、カリフォルニア州は、完全な信頼と信用によって、元金と利息が満期になり支払い可能となるときに債券の元金と利息の期限内の支払いをこれによって誓約する。

(b) 会計係は、第86182項に準じた委員会が認定した債券を売却する。債券は、政府法規第16731項に準じて委員会が採択した決議案に規定の諸条件を基準として売却される。

86181. 本区分で認定される債券は、政府法規第16727項(a)および(b)号を除き、一般財源保証債州法に記載のように、準備、実行、発行、売却、支払、および償還される。さらに、本法規が修正される場合は、債券および本区分

に適用され、これにより本区分に完全に明記されているように本区分に組み込まれる。

86182. (a) 本区分で認定される債券の一般財源保証債州法に準じた発行および販売を認可する目的のみで、Water Supply Reliability and Drought Protection会計委員会をこれにより設定する。本区分の目的のために、当該用語が一般財源保証債州法で使用されているとおり、Water Supply Reliability and Drought Protection Finance委員会を「委員会」とする。

(b) 会計委員会は、会計部長、会計係、監査役で構成される。他のいかなる法条項にもかかわらず、委員会の会員は、直接出席するが、自らの立場で委員会の会員として行動し代表者を任命できる。

(c) 会計係は、委員会の議長としての役割を担う。

(d) 委員会の大多数は会計委員会のために活動できる。

86183. 会計委員会は、必要または望ましいかにかかわらず本区分に規定の行動を実行するために本区分によって認定された債券の発行、発行する場合、発行および売却される債券数を決定する。次第に債券の連続発行を実行するためにこれらの行動を認定および売却できる。全ての債権は、どの時点においても発行および売却のために認定する必要はない。

86184. 一般財源債州法(State General Obligation Bond Law)の目的のために、政府規定(Government Code)第16722項に規定のように「委員会」とは、天然資源庁長官を意味する。

86185. 毎年、同じ方法で州の他の歳入の回収と同時に回収される。州の通常の歳入に加えて、毎年の債権の元金と利息の支払いに必要な合計金額が支払われる。追加の金額を回収する必要があるあらゆる法規を実行するための歳入の回収に関して全ての役人は法で定められた義務を有する。

86186. 政府規定(Government Code)第13340項にかかわらず、本区分の目的のためにこれによって財務省の一般基金(General Fund in the

State Treasury)から以下の総額に等しい金額を充当する。

(a) 元金と利息が満期になり支払い可能となるときに、本区分に準じて発行および売却される債券の元金と利息の支払いに必要な合計金額。

(b) 会計年度にかかわらず充当される第86189項の規定を実行するために必要な合計金額

86187. 役員会は、本区分の目的のために、政府法規の第16312項に従ってプール資金投資委員会(Pooled Money Investment Board)に対してプール資金投資口座(Pooled Money Investment Account)から第86189項に準じて引き下ろした金額より少ない金額を融資するように依頼する場合がある。依頼金額は、委員会が決議により本区分の実行の目的のために売却を認可した、第86192項に準じて認可した借換債券を除いて、未売却の債券金額を超過しないものとする。委員会は、貸付の取得および返金のためにプール資金投資委員会(Pooled Money Investment Board)が要求する書類を作成する。貸付金は、本目に従って分配されるために基金に預け入れられる。

86188. 本区分の他の規定または一般財源債州法(State General Obligation Bond Law)にかかわらず、債券の利息が連邦税目的に指定の条件に基づき総所得から除外される、あるいは連邦税に利益を与えるという趣旨の地方債法律顧問の意見を含む債券を会計係が売却し、これら債券の免税状態を維持し、本州の基金を代表して連邦法に基づく他の利益を得るために連邦法に基づき要求または望まれる場合、会計係は、債券収入の投資のための口座、およびこれら収入の投資利益のための口座を個別に管理する、払い戻し金、違約金、または連邦法が要求する他の支払いのために、これら収入や利益の使用または使用の指示、または債券収入の投資および使用に関する他の行動を取ることができる。

86189. 本区分を実行する目的のために、会計部長は、第86192項に準じて認定され、第86187項に準じた貸付額以下で未だ返済されず、本節に準じて一般基金(General Fund)から

引き出され未だ一般基金(General Fund)に返還されていない借換債を除き、委員会が承認し本目を実行する目的のために売却される売れ残りの債権額を超過しない額を一般基金(General Fund)から引き出す権限がある。回収された金額は、基金に預託される。本項に基づき利用可能な資金は、本目を実行する目的のために債券を売却して得た収入とプール資金投資口座(Pooled Money Investment Account)にある資金の利息を加えて、一般基金(General Fund)に返す。

86190. 本区分に準じて売却された債券の割増金および経過利息から算出された基金に預け入れされている全ての資金は、一般基金(General Fund)に送金する前に起債費用の支払いに使用できる場合を除き、基金に蓄えられ、割増金から算出された金額を蓄え、債券利息の支出に対する与信枠として一般基金(General Fund)の送金に利用できる。

86191. 一般財源保証債州法に準じて、債券発行費用は、プレミアムがある場合はそれも含めて、債券の利益から支払われる。債券の売却から得た割増金から起債を支払わない限り、これら費用は、適用可能な債券売却によって本区分から資金援助される各プログラムに均等に分配される。

86192. 本区分に準じて発行および売却された債券は、一般財源債州法(State General Obligation Bond Law)の一部である政府規定(Government Code)の第4章の表題第2第3編区分4の第6条(第16780項以降)に従って返金できる。本区分に従った債券の発行のための州の投票者による承認には、本区分に従って最初に発行された債券または以前に発行済みの借換債の払い戻しのために発行された債券の発行の承認が含まれる。本区分によって認定されるように借換債の収入で返金する債券は、法で許可される、または時折修正され、債券の返金を認める内容が決議案に明記されている場合に限り法的に無効にできる。

86193. 本区分によって認定される債券の売却から得た収入は、カリフォルニア憲法

(California Constitution)第XIII B条に用いられている「税収入」ではなく、これら収入の支払金はこの条により制限されない。

セクション. 2. 本法案の第1項は、2018年11月6日の州総選挙で当該項に規定されている、水供給および水質法案2018が有権者により承認され次第ただちに有効になる。水供給信頼性および干ばつ保護プログラムに可能な限り早期に資金供給するためには、この法案が直ちに有効になる必要がある。

セクション. 3. 矛盾する条項

(a) 水供給および水質法案2018の条項および意図は、本項に矛盾する州法、法規、規則またはポリシーに優先され、ポリシーおよび本法案の意図は上記相対する法律、法規、規則、またはポリシーに優先する。

(b) 本区分が有権者により承認されたが、同じ選挙でより多くの有権者により承認された相反する投票区が勝り、さらに相反する投票区が後に無効になった場合、本法案が有効になることが有権者の意図である。

(c) 本法案により対応される問題を調整する競合または相反するイニシアティブがより多くの賛成票を集めた場合、本法案の相反しない全部分が実施される。

セクション 4. 本法のいずれの規定、またはその適用が無効である場合、その無効性は無効な規定または適用無しに有効とすることができる本法の他の規定または適用に影響せず、よって本法の本規定は分離可能とする。

セクション 5. 第2799.7項が釣りおよび狩猟条例に追加され、以下の通り修正された:

2799.7. 第2787項の(f)項は第2795項には適用されない。本条項のその他の条項および政府法規の第13340項に関わらず、2020年7月2日時点で、第2795項に準じて移動された基金は、水条例区分38の第8章(第86120項以降)の目的のために引き続きWildlife Conservation Boardに充当される。

セクション 6. 条項8 (第11860項節以降)が水条例区分6第3編第9章に追加され、以下の通り修正された:

第8章 グリーンハウスガス削減基金

11860. (a) 政府法規の第13340項、および衛生安全法規の第39710から39723を含めた、法のその他の情報に関わらず、衛生安全法規の区分25.5(第38500項以降)の実施の結果として水資源局により取得された手段に支払われた手数料、コンプライアンス費用、および購入された権限の費用増加は、政府法規第16428.8項に定義されているように、グリーンハウスガス削減基金から当該部門に引き続き充当され、衛生安全法規の区分25.5の実施の結果として Metropolitan Water District of Southern California(1969年法規の第209章、修正後)により取得された手段に支払われた手数料、コンプライアンス費用、および購入された権限の費用増加は政府法規第16428.8項に定義されているように、グリーンハウスガス削減基金から当該地区に引き続き充当される。

(b) 本項に準じて省に充当された基金は、State Water Resources Development System内で、State Water Resources Development Systemの管轄区内の消費者水保全プログラムで消費される。

(c) 本項に準じて地区に充当された基金は、当該地区の水保存、処理、送水、配水システム内で、当該地区の管轄区内の消費者水保全プログラムで消費される。

(d) (b)および(c)号により認可された消費者水保全プログラムのうち、最も高い優先権は79505.5項の(a)号に定義されている条件不利コミュニティ、および79702項の(k)号に定義されている経済の疲弊した地域の利益となるプログラムに与えられる。

(e) 本項に準じた全支出は衛生安全法規の区分26第2編の第4.1章(第39710項以降)の要件を満たす必要がある。当該省および地区はState Air Resources Boardに対し前年のプロジェクト

実施を、当年の実施計画と併せて、年次報告する必要がある。

(f) 本編により提供されるいかなる資金も、新しいDelta (デルタ) 送水施設の設計、建設、運営、緩和、メンテナンス費用の支払いには使用されない。本項により提供された基金のいずれも、新しい表面水保存施設の建設費用または、California AqueductまたはColorado River Aqueductの拡張費用の支払のために支出されない。これらの費用については、これら施設の設計、建設、運営、緩和、または管理から利益を得る水資源担当に責任がある。

(g) 本項に準じて着手されるプロジェクトからの環境への悪影響を低減し、防ぎ、緩和するためにあらゆる合理的かつ実行可能な措置をとるものとする。

11861. (a) 政府法規の第13340項、および衛生安全法規の第39710から39723を含めた、法のその他の情報に関わらず、衛生安全法規の区分25.5(第38500項以降)の実施の結果としてContra Costa Water 地区により取得された手段に支払われた手数料、コンプライアンス費用、および購入された権限の費用増加は、政府法規第16428.8項に定義されているように、グリーンハウスガス削減基金から当該地区に引き続き充当され、衛生安全法規の区分25.5(第38500項以降)の実施の結果としてSan Luis and Delta Mendota Water Authorityにより取得された手段に支払われた手数料、コンプライアンス費用、および購入された権限の費用増加は政府法規第16428.8項に定義されているように、グリーンハウスガス削減基金から当該機関に引き続き充当される。

(b) (1) 本項に準じてContra Costa Water地区に充当された基金は、当該地区の境界内で、当該地区内の消費者水保全プログラムで消費される。

(2) 本項に準じてSan Luis and Delta Mendota Water機関に充当された基金は、当該機関の水保存、処理、送水、配水システム内で、当該機関の

管轄権内の水保存、水質改善、水処理、水供給、および類似の水プログラムで消費される。

(c) (b)号に準じて割り当てられた基金のうち、最も高い優先権は79505.5項の(a)号に定義されている条件不利コミュニティ、および79702項の(k)号に定義されている経済の疲弊した地域、の利益となるプログラムに与えられる。

(d) 本項に準じた全支出は衛生安全法規の区分26第2編の第4.1章(第39710項以降)の要件を満たす必要がある。当該地区および機関はState Air Resources Boardに対し前年のプロジェクト実施を、当年の実施計画と併せて、年次報告する必要がある。

(e) 本項に準じて着手されるプロジェクトからの環境への悪影響を低減し、防ぎ、緩和するためにあらゆる合理的かつ実行可能な措置をとるものとする。

提案4

本投票対象法案はCalifornia憲法の第2条第8節の規定に従って州民に提出される。

本投票対象法案は複数の節を安全衛生法に追加するものである。そのため、追加を提案された新規条項はイタリック体で印刷され、それらが新規であることを示す。

法案

第1節 第6編3 (第1179節81以降) を以下の通り、安全衛生法第1部に追加する：

第 第6編3 2018年度小児病院債権法案 (CHILDREN'S HOSPITAL BOND ACT)

第1章 総則

1179.81. (a) 本編を2018年度小児病院債権法案とし、このように引用することができる。

(b) Californiaの地方小児病院のネットワークは、生命を脅かす病気や怪我に直面している子供たちに命にかかわる医療サービスを提供している。毎年百万回以上、家族の支払い能力に関わらず、子供たちがこれらの病院でケアを受けている。

(c) 小児病院はまた、専門の治療とケアを提供し、小児白血病、癌、心不全、糖尿病、鎌状赤血球貧血、および嚢胞性線維症などの深刻な疾患および疾病に苦しんでいる子供の生存を増加させている。

(d) 小児病院はまた、小児科医、小児科専門医、およびその他の子供治療者に必要不可欠な訓練を提供し、California州のすべての子供に有益な重要な医学研究を行っている。

(e) ただし、支払われない治療を提供する負担と医療費の増加により、施設の近代化と拡大、病気の子供を世話するために必要な最新の医療技術や特別な医療機器を購入する小児病院の能力は著しく損なわれている。

(f) したがって、州民はCalifornia州の子供の健康、福祉、安全を改善するために、小児病院の資本改善計画のための安定した資金源を提供したいと考えている。

1179.82 本編で使用されている以下の用語の意味を記載する：

(a) 「当局」とは、州政府法第15431節に従って設立されたCalifornia医療施設融資当局を意味する。

(b) 「小児病院」とは、次のいずれかを意味する：

(1) 下記に記載されるCalifornia大学総合急性期病院：

(A) California大学Davis小児病院。

(B) Los Angeles、California大学Los Angeles校のMattel小児病院。

(C) California大学Irvine校の大学小児病院。

(D) California大学San Francisco校の小児病院。

(E) California大学San Diego校の小児病院。

(2) 政府プログラムの対象となる多くの子供たちおよびCalifornia州児童サービスプログラムの対象となる特別な保健医療ニーズのある子供たちに対して総合的な小児科サービスを提供する、第6編 (第1179節の10以降) または第6編の1 (第1179節の50以降) に準じた助成金を

受けたCalifornia州の非営利団体の、またはその事業団体の一般救急病院。

(c)「委員会」は第1179節91に従って設立された小児病院債券法(Children's Hospital Bond Act)財務委員会を意味する。

(d)「基金」とは、第1179節83に従って設立された小児病院債券法基金を意味する。

(e)「助成金」とは、本編に準じたプロジェクトのための小児病院に対する、または本編に準じた適格病院に対する、当局による基金の配分を意味する。

(f)「プログラム」とは、本編に準じて設立された小児病院プログラムを意味する。

(g)「プロジェクト」とは、本編に基づいて全体または一部の融資または借換を受ける小児病院の建設、拡張、改築、改装、備品、装備、融資、または借換のことである。「プロジェクト」には、2018年1月1日以降にこれらの費用が発生した小児病院の建設、拡張、改築、改装、備品、融資または借換が含まれる。「プロジェクト」には、この本編により資格を持つ二つ以上の小児病院によって共同で行われる、上記内容の一つまたは複数の組み合わせも含まれる。

第2章 小児病院プログラム

1179.83 本節に基づいて発行および販売された債券の収入は本節により設立された小児病院債券法基金に預けられる。

1179.84 小児病院プログラムの目的は、小児病院の資本改善プロジェクトのための安定したすぐに使用可能な資金源を提供することにより、California州の重度の病気の子供の健康と福祉を改善することである。本節で規定されるプログラムは公益にかない、公共の目的を果たすものであり、州民の健康、福祉、安全を促進する。

1179.85 当局は、第1179節82の(g)号に定義されているプロジェクトの資金調達のため任意の小児病院に、もしくは第1179節86の(c)号に従った病院に助成金を授与する権限がある。

1179.86 (a) 本節に基づく補助金のために利用可能な資金総額の18%は第1179節82の(b)号第(1)項に定義されている小児病院に授与するものとする。

(b) 本節に基づく補助金のために利用可能な資金総額の72割は第1179節82の(b)号第(2)項に定義されている小児病院に授与するものとする。

(c) 本編に基づく補助金のために利用可能な資金総額の10%は、(1)福祉・施設法第14105節98の(a)号(25)項で定義された公立病院、または(2) California州非営利法人またはその運営組織である、本法第1250節に基づいて認可された一般的急性期病院のどちらかである、California州児童サービスプログラムの対象となる小児への小児科サービスを提供する病院に対する助成金のために利用可能とする。基金は、適格な病院の小児科プログラムの建設、拡張、改築、改装、備品、装備に関してのみ使用するものとする。第1179項節82の(b)号に定める小児病院は本号に基づく補助金の対象とならないが、2033年6月30日までに使い果たされていない、本号に基づいて利用可能な基金は小児病院からの申請に利用可能とする。当局は、本号の目的をさらに進めるために採用する手続きに基づき、助成金を授与する。

1179.87 (a) 当局は、この法律の採択後90日以内に、本編に基づく助成金の授与申請書を書面で作成するものとする。当局は、以下の要件に基づき、本編の制限を受け、本編の目的をさらに進めるため、助成金を資格のある小児病院に授与するものとする。

(1) 助成金が、政府の健康保険プログラムの対象となる、貧困で、十分なサービスを受けておらず、保険に入っていない子供の医療へのアクセスの拡大または向上に寄与する。

(2) 当該補助金が、児童のヘルスケアや小児患者の治療成績の改善に寄与する。

(3) 当該小児病院が未払いまたは支払不足の場合も貧困層または一般小児患者にケアを提供している。

(4) 当該小児病院が、脆弱な小児層へのサービスを提供している。

(5) 当該小児病院が小児科指導・研究プログラムを推進している。

(6) プロジェクトの準備状況とその実行可能性のデモンストレーション。

(b) (1) 本編の条件との適合についての承認を得るため、資金の申請を当局に提出するものとする。

(2) 当局は、60日を超えない範囲内で延滞せずに助成金を処理・授与するものとする。

(c) 当該小児病院に授与される助成金総額が1179節86の(a)号に準じる全小児病院への助成金のために利用可能な基金総額の五分之一を超えてしまう場合、第1179節82の(b)号第(1)項で特定された小児病院は助成金を申請せず、当局は当該小児病院に助成金を授与しないものとする。この助成金の制限があるものの、2033年6月30日までに使い果たされていない第1179節86の(a)号に基づく基金は、第1179節82の(b)号第(1)項で特定された小児病院からの申請に利用できるものとする。

(d) 当該小児病院に授与される助成金が1179節86の(b)号に準じる全小児病院への助成金のために利用可能な基金のうち一億三千五百万ドル(\$135,000,000)を超えてしまう場合、1179節82の(b)号第(2)項で特定される小児病院は助成金を申請せず、当局は当該小児病院に助成金を授与しないものとする。この助成金の制限があるものの、2033年6月30日までに使い果たされていない第1179節86の(b)号に基づく基金は、第1179節82の(b)号第(2)項で定義された小児病院からの申請に利用できるものとする。

(e) いかなる場合でも、プロジェクトの資金調達のための助成金が小児病院によって決定され当局によって承認されたプロジェクトの総費用を上回ることはないものとする。

(f) 助成金を授与されたすべてのプロジェクトは、適切な期間内に完了するものとする。小児病院が助成金の授与に指定された条件に基づいてプロジェクトを完了できなかったと当局が判

断した場合、当局は助成金の全部または一部の返還を含む対応を求めることができる。本編に基づいて助成金を受けている小児病院は、プロジェクト完了証明書を当局に提出するものとする。

(g) 助成金は、基金内に資金が十分にあると当局が判断した場合にのみ、本節に従って利用可能とする。当局がそのための基金内の資金が不十分であると当局が判断した場合は、本節のいかなる事項によっても当局は交付金の授与を義務付けられない。

(h) 当局は、毎年、本編の目的のために利用可能な金額を決定することができる。本プログラムの管理費は、実費または1%のいずれか小さい方を超えないものとする。

1179.88 California州監査局は、助成金が本編の要件に合致した方法で適時に授与され、債券収入の受領者が本編の該当する条項に従って資金を使用していることを確実にするため、定期的な監査を行うことができる。

第3章 会計条項

1179.89 借換債の額を含まない、総額十五億ドル(\$1,500,000,000)の債券を、本編に明記された目的の実行のため、および州政府法の第16724節5に準じた一般義務債券経費回転基金を払い戻すするために発行および売却できる。売却時の債権には州の有効かつ拘束力がある義務があり、州は、完全な信頼と信用によって、元金と利息が満期になり支払い可能となるときに債券の元金と利息の期限内の支払いをこれによって誓約する。

1179.90 本編で認定される債券は、一般財源保証債州法(State General Obligation Bond Law) (州政府法タイトル2第4部第3編第4章 (第16720節以降)) に記載のように、準備、実行、発行、売却、支払、および償還されるものとする。および当該法規の全条項は、当該債券および本編に適用され、これにより本編に完全に明記されているように本編に組み込まれる。

1179.91 (a) 本編によって認定される債券の一般財源保証債州法（タイトル2第4部第3編第4章（第16720節以降））に準じた発行・売却を認定する目的に限り、小児病院債券法委員会をここに設立する。本編において、当該用語が一般財源保証債州法で使用されているとおり、小児病院債券法の融資委員会を「委員会」とする。委員会は、経理責任者、資金管理責任者、財務官または任命された代表者で構成される。財務官は、委員会の議長としての役割を担う。委員会の大多数により委員会を代表できる。

(b) 当局は、一般財源保証債州法（タイトル2第4部第3編第4章（第16720節以降））の目的により「役員会」と指定されており、本編に従ってプログラムを運営するものとする。

1179.92 委員会は、第1179節84に明記された活動を遂行する為に本編に準じて認可された債券の発行が必要または望ましいかどうかを決定し、必要または望ましいと決定する場合、発行および売却される債券数を決定するものとする。逐次発行債券は当該の措置を漸進的に遂行するために承認・販売できるが、一度にすべての債券を発行または売却する必要はない。

1179.93 毎年、同じ方法で州の他の歳入の回収と同時に回収される。州の通常の歳入に加えて、毎年の債権の元金と利息の支払いに必要な合計金額が支払われる。追加の金額を回収するために必要なあらゆる法規を実行することは、歳入の回収に関して法により義務を課された全ての役人の義務である。

1179.94 州政府法第13340節に関わらず、本編の目的のため、州財務部門一般基金から以下の総額に等しい金額を引き続き充当する。

(a) 元金と利息が満期になり支払い可能となるときに、本編に準じて発行および売却される債券の元金と利息の支払いに毎年必要な金額。

(b) 会計年度に関わらず充当される第1179節95を実行するために必要な金額。

1179.95 本編を実行する目的のために、財務官は、本編を遂行する目的で委員会によって販売を承認された未払債券の額を超えない範囲

で、一般基金からの引き出しを承認することができる。回収された全額が基金に預託される。本節に基づいた利用可能な金額は、本編を遂行する目的で債券の売却から受領した収入から一般基金に返還するものとする。

1179.96 売却された債券の割増金および未払利息から得られた基金に預けられた全資金は基金に留保され、債券利息のための支出に対する貸し勘定として一般基金への移動のために利用可能とされる。

1179.97 州政府法の表題2第4目の第3編第4章（第16720節以降）に従い、債券の発行に要した費用は債券の発行費から支払われる。これらの費用は、本債券法によって資金提供される各小児病院に比例して分配される。

1179.98 当局は、本編を遂行する目的で、州政府法第16312節に基づき、コマーシャルペーパーを含むがこれに限定されない他の認可された暫定資金融資を含むプール資金投資口座からの融資をプール資金投資委員会に要請できる。依頼金額は、委員会が決議により本編の実行の目的のために売却を認可した未売却の債券金額を超過しないものとする。当局は、貸付の取得および返金のためにプール資金投資役員会が要求する書類を作成するものとする。融資金は、本編に従って委員会により分配されるために基金に預け入れられるものとする。

1179.99 債券は、一般財源債州法の一部である州政府法のタイトル2第4部第3編第4章第6条（第16780節以降）に従って払い戻しできる。本編に記載される債券の発行のための州の投票者による承認には、本編に従って最初に発行された債券または以前に発行済みの借換債の払い戻しのために発行された債券の発行の承認が含まれる。

1179.100 本編または一般財源債州法（タイトル2第4部第3編第4章（第16720節以降））の他の規定にかかわらず、財務官が、指定された条件に従うことを条件に、当該債券に対する利息が連邦税務目的の総収入から除外されるといふ債券委員会の意見を含む本編に準じた債券

を販売する場合、財務官は債券投資とその収入に対する利益のための個別の口座を維持できる。財務官は、手数料、違約金、または連邦法の下で必要とされるその他の支払いのため、またはこれらの債券の非課税状態を維持し、州の資金のために連邦法の下で他の優位性を得るために必要な、または望ましい債券利益の投資と利用に関するその他の措置をとるため、これらの収益または収入を直接使用することができる。

第4章 総則

1179.101 本条によって認定される債券の売却から得た収入はCalifornia州法の第13条Bに用いられている「税収入」ではないため、州議会はこれら収入の支払金は当該の条により課される制限を受けないことをここに認め、宣言する。

1179.102 本編の他の規定にかかわらず、本編の規定は分離可能である。本編の規定またはその適応のいずれかの条項が無効である場合、その無効性は、無効な規定または適用なしで効力を持つ他の条項またはその適応に影響してはならない。

提案5

本投票対象法案はCalifornia州憲法(Constitution)第2条第8節の規定に従って州民に提出される。

本投票対象法案はCalifornia州憲法の複数の節を修正し、複数の節を歳入・課税法 (Revenue and Taxation Code) に追加するものである。そのため、削除を提案された既存の条項は取り消し線を入れて印刷され、新規条項は新規であることを示すためにイタリック体で印刷される。

法案

第1節. 本法を州民による提案13の救済を守るための住民発議(People's Initiative to Protect Proposition 13 Savings)とし、そう称することができる。

第2節. California州憲法第13条A第2節は以下の通り修正される。

第2項. (a) (1) 「全現金価額」とは、1975-76年税金法の下で「全現金価額」として示される郡の査定員による不動産評価額、またはこれ以降、1975年査定以降の購入、新築、または所有者変更の際の不動産評価額である。1975-76年までの全現金価額についてまだ査定されていないすべての不動産を、評価を反映するために再査定することができる。本節において、再建築された不動産の公正な市場価格が災害前の公正な市場価格に匹敵する場合、「新築」には知事が宣言した災害後に再建築された不動産を含まない。本節において「新築」という用語には、州議会が定める耐震補強部品の建設または再建築からなる既存構造の部分は含まれない。

七かしながら、

(2) 1986年11月5日以降2019年1月1日まで、州議会は、適切な状況下でまた州議会が定める定義および手続きに準じて、第13条第3節(k)号および履行のための法規の下での住宅所有者の免除対象の資格のある不動産に居住する55歳を超える者は誰でも、(b)号で認められている調整をして、免除対象となる不動産の基準年度価値を、同じ郡内に位置し、元の不動産の売却から二年以内に本人の主たる住居として本人が購入または新築した、同価値以下の代替住居に移転できる。以下のために

(3) (A) 本節において「~~いかなる~~以下の定義が適用されるものとする:

(i) 「55才を超える者は誰でも」には、婚姻した夫婦の片方が55才を超える場合を含む。本節の目的上「代替

(ii) 「代替住居」とは、不動産か動産かにかかわらず、住むための場所を構成する建物、構造物、その他の住まい、およびそれが位置する土地を意味する。本節において二つの住居ユニットとは二つの別々の戸建てとみなされるものとする。この

(B) 本項は1986年11月5日以降に購入または新築された代替住居に適用される。

加えて、

(4) 1988年11月9日以降、2019年1月1日まで、州議会は郡境内にある影響を受ける地方機関と協議した上で、各郡幹部委員会に対し、基準年度価値の移転に関する本号の規定を当該郡にある代替住宅および州内の別の軍に位置する元の不動産に対して適用することを許可することができる。本項における「影響を受ける地方機関」とは、毎年の固定資産税歳入の分配を受け取る市、特別地区、学区またはコミュニティカレッジの地区を指す。本項は、郡が基準年度価値移転に関する本号の規定を採択した日以降に購入または新築されたいかなる代替住宅にも適用されるが、1988年11月9日より前に購入または新築された代替住宅には適用されない。

その

(5) 1990年6月6日以降2019年1月1日まで、州議会は、55歳を超える住宅所有者の元の不動産から代替住宅への基準年価値移転に関連する本号の規定を、重度障害のある住宅所有者にも拡大適用できるが、本項の有効日以降に購入または新築した代替住宅に限る。

(6) (A) 2019年1月1日以降、法令で規定されている適用手続および定義の限りにおいて、第13条第3節(k)号に基づく55歳以上の人または重度障害者である住宅所有者の住宅所有者免税が適用される不動産の基準年度価値は、以前の移転件数や代替住宅の価値、代替住宅が同じ郡内にあるかどうかに関わらず、元の不動産の売却から2年以内に本人が本人の主たる居住地として購入または新築されたいかなる代替住宅にも移転されるものとする。

(B) 本項の目的上、以下が適用される：

(i) 元の不動産の基準年価値移転の資格のある人によって購入または新築された、より高い価値がある代替住宅について、代替住宅の基準年価値は元の不動産の全現金価値と代替住宅の全

現金価値の差額を元の不動産の基準年価値に加算して算出するものとする。

(ii) 元の不動産の基準年価値移転の資格のある人によって購入または新築された同等以下の価値の代替住宅について、代替住宅の基準年価値は元の不動産の基準年価値を元の不動産の全現金価値で割り、その額に代替住宅の全現金価値を掛けることによって算出するものとする。

(b) 全現金価値は、任意の年に年間2%を超えない年間インフレ率を、または税金管轄区内の消費者物価指数または同様のデータに示される減少を反映する可能性がある。または、実質的な損害、破壊、または価値の下落を引き起こすその他の要因を反映して減少する可能性がある。

(c) (a)号の目的上、州議会は「新築」という用語に以下を含まないことを規定できる。

(1) アクティブソーラーエネルギーシステムの建設または追加。

(2) 州議会が定めるように、本項の施行日後に建設または設置される火災用スプリンクラーシステム、他の消火システム、火災探知機、またはfire egressの建設改善設備の建設または設置。

(3) 建設、設置または改良が住居を重度障害者がよりアクセスしやすいものにするを目的としている場合、住宅所有者控除の条件に適用一戸建てまたは複数世帯住宅の一部または構造要素の本項の施行日以降の建設、設置、または改良。

(4) 建設、設置または改良が住居を重度障害者がよりアクセスおよび利用しやすいものにするを目的としている場合、既存の建物や構造物の一部または構造要素の本項の施行日以降の建設、設置、除去、または改良。

(5) 州議会が規定した通り、2019年1月1日以降に完了される雨水貯留システムの建設または追加。

(d) 本節において「所有権の変更」という用語は、土地収用手続きにより、または逆収用判決につながった公的機関による取得により当該不

動産を取得する人が当該不動産から退去させられた場合は、同等の不動産の交換としての不動産の取得を含まない。取得された不動産はその規模・実用性・機能の点でより小さく、または政府の行為によって退去させられた州民の移動を管理する州議会によって定義された州規則に適合している場合、代替不動産と同等とみなされる。本号は1975年3月1日以降に取得された不動産にも適用されるが、本号の規定が施行されてから行われた不動産の査定にのみ影響する。

(e) (1) (A) 本節の他の規則にもかかわらず、知事の宣言の通り、州議会は天災によって大きく損傷あるいは倒壊した不動産の基準年価値を損傷または倒壊した不動産の代替として取得または新築された同じ郡内の同等の不動産に対して移転できると規定するものとする。

(2)

(B) 第(3)項(C)号に規定されている場合を除き、本号項は1985年7月1日以降2019年1月1日までに取得または新築された同等の代替不動産および1985-86財政年度およびそれ以降2018-19財政年度までの基準年価値の決定に適用される。

(3)

(C) (i) 第(1)項(A)号によって許可された同じ郡内にある不動産の基準年価値移転に加えて、州議会は郡内の影響を受けた地方当局との協議の後、知事が宣言した災害により大きく損傷または損壊した同じ州の別の郡内にある不動産の基準年価値を、適用する郡内にあり、当該不動産の代替として元の不動産の重大な損傷または損壊から3年以内に取得または新築される同等以下の価値の相当する代替不動産に対して移転することを認める条例を採用することを各郡監督委員会に対して許可できる。本項に準拠した不動産の基準年度価値の移転によって不動産所有者にもたらされる利益の範囲と金額は、(a)号に準じた不動産の基準年度価値の移転により不動産所有者にもたらされる利益の範囲と金額を超えてはならない。本項一号「影響を受ける地

方当局」とは、毎年の従価税歳入割り当てを受ける市、特別地区、学区またはコミュニティカレッジの地区を指す。

本項

(ii) 本号は、知事が宣言し、1991年10月20日以降、2019年1月1日前に起きた災害によって大きく損傷または倒壊した不動産は、大きく損傷または倒壊した物件の代替として取得または新築された同等の代替不動産、そして1991-92財政年度およびそれ以降2018-19財政年度までの基準年価値の決定に適用される。

(2) (A) 本節の他の規則にかかわらず、2019年1月1日以降、知事が宣言した災害によって大きく損傷または倒壊した不動産の基準年価値は、当該代替不動産が(f)号(2)項で指定されているとおり同等か否か、代替不動産が同じ郡に位置しているかに関わらず、大きく損傷または倒壊した物件の代替として取得または新築された不動産に移転されるものとする。

(B) 本項において、以下が適用される：

(i) 元の不動産の基準年価値移転の資格のある人によって購入または新築されたより高い価値がある代替不動産について、代替不動産の基準年価値は元の不動産の全現金価値と代替不動産の全現金価値の差額を元の不動産の基準年価値に加算して算出するものとする。

(ii) 元の不動産の基準年価値移転の資格のある人によって購入または新築された、同等以下の価値がある代替不動産について、代替不動産の基準年価値は元の不動産の基準年価値を元の不動産の全現金価値で割り、その額に代替不動産の全現金価値を掛けることによって算出するものとする。

(f) (e)号の目的上：

(1) 災害直前の価値の50割を超える物理的な損害がある場合、不動産は大きく損傷または倒壊したと言える。損害には災害によりアクセスが制限されることによる不動産価値の減損も含まれる。

(2) 代替不動産が規模・有用性・機能について代替される不動産と同等であり、取得された不動産の公正な市場価格が代替される不動産の災害前の公正な市場価格に同等な場合、代替不動産が大きく損傷または倒壊した不動産と同等であるとされる。

(g) (a)号において「購入」および「所有権の変更」という用語は、次の場合を含むがこれには限らない、1975年3月1日以降の配偶者の間の不動産の購入または移転を含まない。

(1) 配偶者または死亡した譲渡人の生存配偶者の有益な使用のための受託者への譲渡、またはそのような信託の受託者による委託者の配偶者への移転。

(2) 配偶者死亡時に効力を生ずる配偶者への移転。

(3) 不動産決済契約または結婚の解消または法的な別居に関する判決に関連した、配偶者または元配偶者への移転。

(4) 配偶者間のみににおける共同所有者の利益の作成、譲渡または終了。

(5) 不動産決済契約または結婚の解消または法的別居の判決に関連し、法人における配偶者の利益と引き換えに、法人資産の配偶者または元配偶者への分配。

(h) (1) (a)号において、議会の定める親子間の購入または移転、および州議会の定める親子間のその他の不動産の全現金価値の初めの百万ドル(\$1,000,000)の購入または移転の場合、「購入」または「所有権の変更」には譲渡人の主たる住居の購入または移転を含まない。本号は自発的な移転および裁判所命令または司法判決による移転の両方に適用される。

(2) (A)号(B)に従い、本項を追加する措置が効力を生じる日以降に発生する購入または移転時から、(1)項で定められた排除事項は、祖父母の親としての条件を満たす当該の孫の親のすべてが購入または移転の日の時点で死亡している場合、そうでなければ第(1)項の条件に合致する、州議会の定める祖父母と孫との間の不動産の購入または移転にも適用される。

(B) 譲受人である孫が(1)項に準じて除外された別の購入または移転を通じて主たる住居またはその利益も受領した場合は(A)号に準じて主たる住居の購入または移転を除外してはならない。(1)項に準じて除外できる購入または移転に準じて、孫に移転された主たる住居以外の不動産の全現金価値、および前文の結果として除外の要件を満たさない主たる住居の全現金価値は(A)項の目的上、(1)項に特定された全現金価値百万ドル(\$1,000,000)の適用に含まなければならない。

(i) (1) 本節の他の条項にかかわらず、第(5)項に別途規定されている場合を除き、州議会は、(2)項に定義される汚染された不動産の要件を満たすものに関して、次の両方ではなくいずれかが適用されると定めるものとする。

(A) (i) (ii)項の制限を条件として、1998年11月4日以降、2019年1月1日まで、(b)号により許可されて調整された汚染不動産の要件を満たす不動産の基準年度価値は、本項に別途の定めのある場合を除き、代替不動産が汚染されていない場合の汚染不動産の公正な市場価値と同等以下の公正な市場価値をもつ場合、汚染不動産の要件を満たす不動産の代替として取得または新築された代替不動産に移転することができる。他の郡の監督委員会が当該郡内の影響を受けた地方機関との協議の後に郡の間の基準年価値の移転を許可する決議を採択した場合、要件を満たす汚染不動産の基準年価値は他の郡にある代替不動産に移転することができる。

(ii) 本号は要件を満たす汚染不動産の所有権が売却または別の方法で移転されてから五年以内に取得または新築された代替不動産にのみ適用される。

(B) 要件を満たす汚染不動産上の環境問題の改善が、その不動産上に位置する構造物の破壊を必要とする、または当該構造物に大きな損傷をもたらすことになる場合、修復された構造物または代替構造物が規模、有用性、および機能の点で元の構造物と同等なら、「新築」という用語には、当該不動産上の環境問題の修復後に実施される大きく損傷した構造物の修理や要件を

満たす汚染不動産上の損壊した構造物を代替する構造物の建設を含まない。

(2) 本号において「要件を満たす汚染不動産」とは次のすべての居住用または非居住用不動産を意味する。

(A) 環境問題の存在が当該不動産の取得または建設時に所有者または第(3)項に記載される関連する個人または組織に知られていた場合を除き、毒物または危険物の存在の性質上の、およびこれを含むがこれに限らない環境問題、またはそうした環境問題の是正の結果、居住不可能となった居住用不動産および使用不可能となった非居住用不動産の場合。本号において、環境問題によって、またはこれに関連して起こる健康被害の結果として当該不動産が人間の居住に適合しなくなる場合、居住用不動産は「居住不可能」とされ、環境問題によって、またはこれに関連して起こる健康被害の結果として当該不動産が健康に害があり、占有に不適切となる場合、非居住用不動産は「使用不可能」とされる。

(B) California州または連邦政府の機関により毒性または環境危険物もしくは環境浄化地域として指定された場所に位置している場合。

(C) 環境浄化活動完了の前にその上に一つまたは複数の構造物があり、そうした環境浄化活動の結果一つまたは複数の構造物が大きく損傷または倒壊した不動産。

(D) 環境問題や不動産の環境浄化に関して、当該不動産の所有者が関与または黙認した行為または不作為によって (A)号に記載のとおり居住不可能または使用不可能となっていないことを主要政府機関が確約している場合。

(3) 該当する場合、所有者が以下のいずれかの方法で当該行為または不作為を行った個人または組織に関係していれば、不動産の所有者が不動産を居住不可能または使用不可能にした行為または不作為に関与または黙認したことが反証を許す推定とされる。

(A) 当該個人の配偶者、父母、子供、祖父母、孫またはきょうだいである。

(B) その組織の親会社、子会社または関連会社である。

(C) その組織の所有者である、またはその法人の管理権限がある。

(D) その組織によって所有されているまたは管理されている。

この推定がくつがえられない場合、所有者は(1)項の(A)号または(B)g)に規定された救済を受けてはならない。この推定がくつがえるか否かの決定をする際に、主要政府機関の所見に拘束されない評価者に対し、満足のいく証拠を提示することによってこの推定をくつがえすことができる。

(4) 本号は1995年1月1日以降に取得または建設された代替不動産およびこの日以降に行われた不動産の修繕にのみ適用される。

(5) (A) 本節の他の規定に関わらず、2019年1月1日以降、第(1)項(A)号(ii)の制限を条件として、要件を満たす汚染不動産の基準年度価値は、要件を満たす汚染不動産が汚染されていない場合の公正な市場価値と同等またはそれ以下の公正な市場価値を代替不動産がもっているか否か、また、代替不動産が同じ郡内にあるかどうかに関わらず、要件を満たす汚染不動産の代替として取得または新築される代替不動産に移転される。

(B) 本項の目的上、以下が適用される：

(i) 本項に従って本人の元の不動産の基準年価値移転の要件を満たす人によって購入または新築された、より高価値の代替不動産について、代替不動産の基準年価値は元の不動産の全現金価値と代替不動産の全現金価値の差額を元の不動産の基準年価値に加算して算出するものとする。

(ii) 本項に従って本人の元の不動産の基準年価値移転の要件を満たす人によって購入または新築された、価値が元と同等以下の代替不動産について、当該代替不動産の基準年価値は元の不動産の基準年価値を元の不動産の全現金価値で割り、その額を代替不動産の全現金価値を掛けることによって算出するものとする。

(j) 別途の明確な定めのない限り、1988年11月1日より前に採択された本節への修正は、修正の発効日の後に起きた所有権の変更および完成した新築について有効である。別途の明確な定めのない限り、1988年11月1日より後に採択された本節への修正は、修正の発効日以降に起きた所有権の変更および完成した新築について有効である。

第3節. 歳入・課税法の第69節5は次のように修正される：

69.5. (a) (1) 法令の他の規定にかかわらず、California州憲法第13条A第2節(a)号に準拠して、第13条第3節(k)号および第218節により住宅所有者の免除対象となる不動産に居住する55才以上の人または重度恒久障害者は、本節に規定される条件および制限に従い、元の不動産が売却されるまで元の不動産の基準年価値が代替住宅に移転されないことを条件に、当該不動産の基準年価値を同じ郡内にあり、本人の主たる住居として元の不動産の本人による売却後2年以内に購入または新築された代替住居に移転できる。

(2) 元の不動産と代替不動産が同じ郡に位置しなければならないとする(1)項の規定にかかわらず、郡監督委員会が郡境内にある影響を受ける地方機関との協議を経て、(1)項の規定を代替住居が同郡に位置し、元の不動産が州内の他の郡に位置する場合にも適用するという条例を採択する場合、この制限は適用されない。本項に含まれる許可は、監督委員会によって採択された条例が次の要件をすべて満たす郡でのみ適用される：

(A) 監督委員会と郡境内にある他のすべての影響を受けた地方機関の間で協議された後に採択された。

(B) 他の郡に位置する元の不動産からの基準年価値移転請求のすべては、請求がCalifornia州憲法第13条2節(a)号および本節の両方の適用要件を満たす場合に許可されることを義務付けている。

(C) 他の郡に位置する元の不動産の査定員が決定する基準年価値が基準年価値移転請求認可との関係で許可されることを義務付けている。

(D) 同規則が五年以上の期間効力があると規定されている。

(E) 条例がその規定の適用開始日を特定している。ただし、特定された期日は1988年11月9日より前であってはならない。特定された適用期日は郡が条例を採択する日より一日前でもよい。

(b) (a)号の要件を満たすことに加えて、本節による固定資産税の軽減を請求する者は、次の条件が満たされる場合にのみ軽減措置を受ける資格がある：

(1) 請求者が、売却時または不幸や災害によって元の不動産が大きく損傷または倒壊した時、または代替住宅の購入・新築時から2年以内に元の不動産を所有し、これに居住している。

(2) 売却時または不幸や災害によって元の不動産が大きく損傷または倒壊した時、もしくは代替住宅の購入・新築時から二年以内であって、請求者が同不動産を所有および主たる住居として占有していれば、元の不動産は住宅所有者免除を受ける資格を有する。

(3) 元の不動産の売却時に、請求者または請求者と同居するその配偶者が少なくとも55才であるか、重度恒久障害者である。

(4) (a)号の規定による固定資産税軽減の請求時に、請求者が代替住宅の所有者であり、主たる居住地を占有しており、その結果として、同不動産は住居所有者免除の資格がある、あるいは同不動産が前の所有者による免除請求により既に免除を受けている場合を除き、今後免除資格を有する。

(5) 請求者の元の不動産が代替住宅の購入・新築から二年以内に請求者によって売却される。本項の目的上、代替住宅の購入・新築には、請求者の住居を構成する代替不動産の建物、構造物またはそのほかの住まいが位置することになる、第(3)項の(g)号に準じて代替住宅の一部を構成する土地部分の購入が含まれる。

(6) (2)項の(a)号に別途規定される場合を除き、第(5)項で規定された位置する土地部分を含む代替住宅が請求者の元の不動産と全く同じ郡に位置している。

(7) 請求者が本節の規定による固定資産税減免をこれまでに受けていない。ただし、55歳を超える人について本節が規定する税減免を請求者として認められた後に重度恒久障害者となった人には本節は適用されない。本州における本節の下での二重請求を防ぐために、郡の査定員は四半期ごとに州課税公平化委員会(State Board of Equalization)に対し、(f)号の規定に従って提出された請求からの情報および、査定員により認められた本項に基づくすべての請求とそれにより減免を受けたすべての請求者を完全に特定するために必要な、委員会が特定する郡の記録からの情報を歩抗告するものとする。役員会は当該情報が、請求者および配偶者の氏名および社会保障番号、請求者が申請する代替住宅の識別情報および場所の全部または一部を含むよう規定できる。当該情報は、データ処理媒体または他の媒体の形で、かつ郡の記録保持手続きおよび州の監査手続きに互換性のある形式で要求することができる。

(c) 本節により規定される固定資産税減免は、請求者の元の不動産または代替住宅もしくはその両方が以下のいずれかを含むがこれらに限られない場合に利用できるものとする。

(1) 協同組合住宅法人、共同アパートプロジェクト、分譲マンションまたは計画中のユニット開発内にある1ユニットまたは一区画当該ユニットまたは区画が請求者の元の不動産である場合は、査定員は請求者のユニットまたは区画および当該ユニットまたは区画の付属物として留保された共有エリアの持分の基準年価値だけを請求者の代替住宅に移転するものとする。当該ユニットまたは区画が請求者の代替住宅を構成する場合は、査定員は請求者の元の不動産の基準年価値を請求者のユニットまたは区画および当該ユニットまたは区画の付属物として留保された共有エリアの請求者の持分のみに移転するものとする。

(2) プレハブ住宅、またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている請求者が所有する土地。本項の目的上「請求者が所有する土地」には第62節1の(b)号に準じて査定される居住社所有の移動住宅パークにおける按分された持ち分が含まれる。

(A) プレハブ住宅、またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている土地が請求者の元の不動産を構成する場合、査定者は請求者の代替住宅にプレハブ住宅の基準年価値またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている土地の基準年価値のどちらかを移転するものとする。請求者の元の不動産を構成するプレハブ住宅が住民が所有する移動住宅パークの持分を含む場合、査定者は請求者の代替住宅に請求者のプレハブ住宅および当該パークの不動産持分の基準年価値を移転するものとする。(4)項の(g)号に規定されている通り、査定員は元の不動産の一部を構成しない土地部分の基準年価値を移転しない。

(B) プレハブ住宅、またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている土地が請求者の代替住宅を構成する場合、査定者は元の不動産の基準年価値を妥当な場合にプレハブ住宅、またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている土地のいずれかに移転するものとする。請求者の代替住宅を構成するプレハブ住宅が住民が所有する移動住宅パークの持分を含む場合、査定者は請求者の元の不動産の基準年価値を請求者のプレハブ住宅および同パークの持分の基準年価値に移転するものとする。(3)項の(g)号に規定されている通り、査定員は代替住宅の一部を構成しない土地部分に対し基準年価値を移転しない。

本号は、(d)号に特定された制限を受ける。

(d) 本節により規定される固定資産税減免は、共同借地人、共有借地人、共有財産所有者、または信託の現在の受益者として、元の不動産の共同所有者である請求者が利用できるが以下の制限を受ける：

(1) 戸建ての代替住宅がすべての共同所有者によって購入または新築され、各共同所有者が同代替住宅の所有権を保持する場合は、そうでない場合に残りの共同所有者の一部またはすべてが資格のある請求者になるか否かにかかわらず、請求者は本節の下で資格がある。

(2) 二つ以上の代替住宅が二人以上の共同所有者によって別々に購入または新築され、一人以上の共同所有者がそうでない場合に資格がある請求者になる場合、本節の下では一人の共同所有者のみが資格があるものとする。これらの共同所有者は誰が資格を得るかを相互の合意によって決めるものとする。

(3) 二つ以上の代替住宅が、元の不動産を共同不動産として保有していた二人以上の共同所有者によって別々に購入または新築された場合、55才の年齢に達している、または重度恒久障害者である共同所有者のみが本節の下で資格があるものとする。配偶者のいずれかが55才を超えている場合、誰が資格を得るかを相互の合意によって決めるものとする。

共同所有者が所有していた元の不動産が複数世帯住宅であった場合、(2)および(3)項によって課された制限は、(2)項の(b)号において特定された時に元の不動産の中で同じユニットを占有していた共同所有者にのみ適用される。

(e) 代替住宅が以前の所有者または元の不動産の所有者によって引き続き購入・新築されるか否かにかかわらず、査定員は元の不動産の売却時に、California憲法第13条Aの第2節(a)号および第110節1に基づいて、当該不動産の新しい基準年価値を決めることとする。

元の不動産の移転が、所有権の移転で(1)第110節の1または第5803節に従って現在の公正な市場価値での当該物件の再査定を必要とする、または(2)当該不動産が本項、第69節、第69節の3の要件を満たすため、基準年価値が本節、第69節、第69節の3に従って決定されることになる場合を除き、本節は適用されない。

(f) (1) 州課税公平化委員会が取り決め、査定員が要求により供する形式で、請求者が次の情報を査定員に提出しない限り、請求者は本節の下で規定される固定資産税減免の資格がない。

(A) 請求者と代替住宅の記録上の所有者である配偶者の氏名および社会保障番号。

(B) 請求者または元の不動産に請求者と共に居住していた請求者の配偶者がその売却時に55才以上であった、または重度恒久障害者であったことの証明。重度恒久障害者であることの証明となるのは、請求者の重度恒久障害の状態を証明する、免許を持つ適切な専門の内科医または外科医によって署名された証明書とする。55才を超えていることの証明がない場合、請求者は偽証の際は偽証罪の罰則を受ける条件で退職年齢に適合していることを保証するものとする。重度恒久障害者である請求者は以下のいずれかを提出するものとする。

(i) 当該の障害により代替住宅への引っ越しが必要となる具体的な理由と地域的要件を含む、代替住宅の障害関連要件を特定する、免許を持つ適切な専門の内科医または外科医によって署名された証明書。請求者は代替住宅が特定された障害関連要件を満たしており、代替住宅への移転の主な理由がこれらの要件を満たすためであることを立証するものとする。請求者または請求者の配偶者もしくは後見人が偽証の際は偽証罪の罰則を受ける条件で宣言した場合は、代替住宅への引っ越しの主たる目的が特定された障害関連要件を満たすことにあるということが反証を許す推定となる。

(ii) 代替住宅への引っ越しが障害により引き起こされる財政上の負担を軽減するためであるとの請求者の立証。請求者または請求者の配偶者もしくは後見人が偽証の際は偽証罪の罰則を受ける条件で宣言した場合は、代替住宅への引っ越しの主たる目的が障害により引き起こされる財政上の負担を軽減するためであるということが反証を許す推定となる。

(C) 元の不動産の住所および、わかれば査定員による区画番号。

(D) 請求者による元の不動産の売却日および請求者の代替住宅の購入または新築の日。

(E) 請求の日に代替住宅を主たる住居として占有していたことの請求者による声明。

(F) 本節に基づく請求は、(k)または(m)号に従うことを条件に、代替住宅の購入または新築が完了した日から三年以内に提出されなければならない。

(2) 第(1)項の(F)号に定められた申請期間が過ぎた後に申請された本節に基づく基準年価値の移転請求は、次のすべての条件に従うことを条件に、査定員によって考慮されるものとする。

(A) 請求に準じて認定された基準年価値移転は、請求が提出された査定年の賦課期日から適用される。

(B) (A)号に記載された査定年における代替不動産の全現金価値は、基準年価値が移転された査定年における当該不動産の全現金価値であり、以下の両方について(A)号に記載された査定年に織り込まれている。

(i) 第51節(a)号(1)項に従って毎年決められるインフレーション。

(ii) (h)号(4)項の(A)および(B)に記載された基準に準じる固定資産税減免の資格要件を満たさない対象不動産について発生するその後の新規建設。

(g) 本節の目的上：

(1) 「55才を超えた人」とは元の不動産の売却時に55才以上に達している人またはその配偶者を意味する。

(2) 「元の不動産の基準年価値」とは第110節1に従って決められた基準年価値であり、請求者により元の不動産が売却された日の直前の日に決定されるか、元の不動産が不幸や災害により大きく損傷または倒壊していて、所有者が元の不動産の上に再建しない場合には不幸や災害のあった直前の日に決定されるCalifornia州憲

法13条Aの第2項(b)号および第110節1の(f)号により認められる調整を受けている。

元の不動産の移転後に代替住宅が購入・新築された場合、「元の不動産の基準年価値」にも、第110節1の(f)号で許可されている、元の不動産の売却後の期間についてのインフレーション要因の調整が含まれる。「元の不動産の基準年価値」の計算に使用される基準年は、本節に準じて基準年価値が移転される不動産の基準年と見なされる。

(3) 「代替住宅」とは、不動産または動産にかかわらず、請求者が主たる住居として所有または占有していた住居を構成する建物、構造物またはその他の住まい、および当該の建物、構造物またはその他の住まいが位置し、請求者が所有していた土地を指す。本項の目的上、代替住宅を構成する土地とは住居のための場所として使用されている合理的な規模の当該区域のみを含み、「請求者が所有している土地」には請求者が第61節(c)号に記載された定期借地権または売買契約を結んでいる土地を含む。複数世帯住宅の各ユニットは別々の代替住宅と見なされる。非住居使用が当該不動産の住居としての使用に付随して起こるものにすぎない場合、本項における「住居のための場所として使用されている合理的な規模の区域」にはすべての土地が含まれる。本項における「請求者が所有する土地」には第62節1の(b)号に準じて査定される居住者所有の移動住宅パークにおける持分権が含まれる。

(4) 「元の不動産」とは、不動産または動産にかかわらず、請求者が主たる住居として所有・占有していた、住居を構成する建物、構造物またはその他の住まい、および請求者が所有していたその建物、構造物またはその他の住まいが位置する土地を指す。本項の目的上、元の不動産を構成する土地とは住居のための場所として使用されている合理的な規模の区域のみを含み、「請求者が所有している土地」には請求者が第61節(c)号に記載された借地権または売買契約を結んでいる土地を含む。複数世帯住宅の

各ユニットは別々の元の不動産と見なされる。当該不動産の非住居使用が住居としての使用に付随するものに過ぎない場合、本項において「住居のための場所として使用されている合理的な規模の区域」にはすべての土地が含まれる。本項における「請求者が所有する土地」には第62節1の(b)号に準じて査定される居住者所有の移動住宅パークにおける持分権が含まれる。

(5)「同等以下の価値」とは代替住宅の全現金価値の額が以下のいずれか一つを上回らないことを意味する：

(A) 代替住宅が元の不動産の売却日より前に購入または新築された場合は元の不動産の全現金価値の価格の100割。

(B) 代替住宅が元の不動産の売却日後の最初の年の間に購入または新築された場合は元の不動産の全現金価値の価格の105割。

(C) 代替住宅が元の不動産の売却日後二年目の間に購入または新築された場合は元の不動産の全現金価値の価格の110割。

本項の目的上、(h)号の(4)項に別途規定されている場合を除き、代替住宅が部分的に購入されたり、部分的に新築された場合、「代替住宅が購入または新築された」日は、購入日または建設完了日のうち遅い方となる。

(6)「代替住宅の全現金価値」とは、第110節1に従って決められた、購入または新規建設が完了した日および購入または新築完了後の全現金価値を意味する。

(7)「元の不動産の全現金価値」とは以下のいずれかを指す：

(A) California州憲法第13条A第2節(h)号の適用がなく、(e)号に従って決められた新しい基準年価値に、請求者の元の不動産の売却から代替住宅が購入された、または新が完了した日までの期間について、第13条A第2節(b)号および第110節1(f)号で認められた調整が加えられたもの。

(B) 元の不動産が不幸や災害によって大きく損傷または倒壊していて、所有者が元の不動産場所に再建しない場合には、不動産が位置する郡の査定員によりCalifornia州憲法第13条A第2節(h)号を適用せず、不幸や災害によって大きく損傷または倒壊した直前に決められる第110節による全現金価値に、請求者による売却日から代替住宅が購入されるか新築が完了した日までの期間について第13条A第2節の(b)号および第110節1の(f)号により許可された調整を加えたもの。

(8)「売却」とは検討される元の不動産の所有権の変更を意味する。

(9)「請求者」とは本節の規定により固定資産税減免を請求する人を指す。その人の配偶者が代替住宅の記録上の所有者の場合、本節の下で配偶者が申請する今後の請求において、(b)号の(7)項に特定された資格条件が満たされているかどうかを決める目的の上では、当該配偶者もまた請求者である。

(10)「住宅所有者の要件を満たす不動産」には所有者の主たる居住場所で、第205節の5に準じて減免の要件を満たす不動産が含まれる。

(11)「人」とは個人を意味し、会社、パートナーシップ、協会、法人、企業や他の法的な企業体やその他のいかなる種類の団体も含まない。「人」には信託の現在の受益人である個人を含む。

(12)「重度恒久障害者」とは第74節3の(b)号に記載された人を指す。

(13) 本節の目的上、土地または改良のいずれかが不幸や災害の前の土地または改良のいずれかの全現金価値の50割を超える物理的損害を負った場合、不動産は「不幸や災害によって大きく損傷または倒壊している」とされる。損傷には、不幸や災害がアクセスを制限し、恒久性を持つものである場合、当該不動産へのアクセス制限の結果として引き起こされた減損も含まれる。

(h) (1) 第(f)号の(1)項の(F)号に記載された請求が時宜にかなって行われると、査定員は本節に従って代替住宅の新しい基準年価値を調整するものとする。調整は次の日のうち最も遅い日に行われる：

(A) 元の不動産の売却日。

(B) 代替住宅の購入日。

(C) 代替住宅の新規建築が完了した日。

(2) 代替住宅の新しい基準年価値に基づく請求申請の前に代替住宅に課された税金およびそれに対して割り当てられる毎年の調整額は取り消されるか、当該税額が調整された新しい基準年価値を元に決定される時に支払い期限となる額を超えるまで請求者に払い戻される。

(3) 第75節10にかかわらず、元の不動産の売却前に取得された代替住宅の新しい基準年価値の調整を含み、本号を履行する目的では第3章の5（第75節以降）が使用される。

(4) 本節の下での請求が時宜にかなって申請・許可され、基準年価値の移転後の代替住宅について新規建設が行われる場合、本節に規定される固定資産税減免は改良された代替住宅にも適用される。従って、次の両方の条件が満たされた場合は新規建築の完了時に再査定は行われない。

(A) 新規建築が元の不動産の売却日から二年以内に完了し、所有者が査定者に完了後六カ月以内に新規建築の完了を書面で通知する。

(B) 新規建設の完了日における公正な市場価値および代替住宅の取得時の全現金価値が、(g)号の(7)項に準じて決められた元の不動産の全現金価値を上回らない。

(i) 請求者は、本節の下での固定資産税減免請求を取り消すことができ、(b)号の(7)項の目的での固定資産税減免を受けたと見なされない。査定者は書面での取消通知が次のような形で査定者の事務所に届いた場合、取消を許可する。

(1) 元の請求申請者によって署名された書面での取消通知が、元の請求が申請された査定者の事務所に届く。

(2) (A) 本項で別途規定される場合を除き、本節に従って認可された固定資産税減免の結果として、代替住宅に課される固定資産税に対する払い戻し小切手を郡が最初に発行する日の前に、取消通知が査定者の事務所に届く。減免の認可が固定資産税減免の払い戻しとならない場合は、本節に従って認可された固定資産税減免に一致する代替住宅に課される固定資産税またはその一部の支払いが最初に行われる前に取消通知が届く。税金の支払いが行われない場合は、本節に従って認可された固定資産税減免に一致する代替住宅に課される固定資産税またはその一部の支払い期限が過ぎる最初の日の前に取消通知が配達されるものとする。

(B) 但し、同不動産が引き続き住宅所有者の免除を受けるか否かにかかわらず、代替不動産が元の請求が申請されてから90日以内に請求者の主たる住居として明け渡されている場合は、本部の他の規定にかかわらず、減免が認可されてから六年以内に取消通知が査定者の事務所に配達される。取消が不動産の基準年価値を増大させる場合、または住宅所有者の免除が不適切に認可された場合、第506節の規定の通りの利息を含め適切なエスケープ査定または補足査定が課されることとする。エスケープ査定または補足査定の制限期間は、取消通知が査定者の事務所に配達される査定年度の7月1日までは開始してはならない。

(3) 通知には査定者によって要求される可能性がある手数料の支払いを添える。但し、手数料は直接経費および開発・間接経費（間接費、人件費、必需品、材料費、事務所費およびコンピュータ）の両方を含む、取消請求の手続きにかかる推定経費に関連する合理的な額を超えてはならない。

(j) (1) 元の不動産の基準年価値を同じ郡に位置する代替住宅に移転する件に関連して、本節

は(3)または(4)項に規定されている点を除外して、1986年11月6日以降に購入または新築された代替住宅に適用される。

(2) 元の不動産の基準年価値を別の郡に位置する代替住宅に移転する件に関連して、本節は、(4)項に規定されている点を除外して、代替住宅が位置する郡の条例において、(a)号の(2)項の(E)号に従って特定された日以降に購入または新築された代替住宅に適用されるが、1986年11月9日より前に購入または新築された代替住宅には適用されない。

(3) 重度恒久障害者による基準年価値の移転に関して、本節は1990年6月6日以降に購入または新規建設された代替住宅にのみ適用される。

(4) 本項を追加する法規によって(e)号になされた修正は、第69節の下で1991年10月20日以降に取得または新築された代替住宅にのみ適用され、1991-92財政年度から開始される。

(k) (1) (a)号の(2)項に準じて郡が条例の採択日の三年以上前に適用日を設定する条例を採択する場合は、条例採択日の三年以上前に代替住宅を取得または新築して、このため時期に適った請求を申請することが不可能となった請求申請の可能性のある請求者は、条例採択日から三年以内に請求申請すれば時期に適った申請をしたと見なされることとする。本項は本節の他の要件の適用免除として解釈されてはならない。

(2) 郡の査定員が第62節1の(b)号の(4)項に準じて、1989年1月1日から2002年1月1日までの間に起きた住民所有の移動住宅パークの所有権の持分の変更を反映させるために基準年価値を修正する場合は、修正の三年前以上に代替住宅を購入または新築した請求者で、このため時期に適った請求を申請することが不可能となった請求申請の可能性のある請求者は、所有権の持分の変更を反映させるために基準年価値を修正した日の通知から三年以内に請求申請すれば時期に適った申請をしたと見なされる。本項は

本節の他の要件の適用免除として解釈されてはならない。

(3) 本号は請求を申請する前に代替住宅を移転した請求者には適用されない。

(4) 本節に規定されているが本号に基づいて申請された固定資産税減免は、請求申請がなされた評価年度の賦課期日から事後的にのみ適用されるものとする。請求申請される日以前には払い戻しも取消もないものとする。

(l) 本節の下での基準年価値の移転が、無効になっている基準年価値の郡間移転を許可する条例に準じて査定員が誤って認定した場合、エスケープ査定を課すことはできない。

(m) (1) 2001年法令の613章により本節の(b)および(g)号に対する修正が下記に適用される：

(A) 元の不動産の同じ郡に位置する代替住宅への基準年価値の移転に関しては、1986年11月6日以降に購入または新築された代替住宅に適用される。

(B) 元の不動産の基準年価値を別の郡に位置する代替住宅に移転する件に関連して、代替住宅が位置する郡の条例において、(a)号の(2)項の(E)号に従って特定された日以降に購入または新築された代替住宅に適用される。ただし、1986年11月9日より前に購入または新築された代替住宅には適用されない。

(C) 重度恒久障害者による基準年価値の移転に関して、1990年6月6日以降に購入または新規建設された代替住宅に適用される。

(2) 本号に従う本節規定の固定資産税減免は、請求申請がなされる評価年度の賦課期日にのみ開始されるものとする。請求申請される日以前には払い戻しも取消もないものとする。

(n) 本節の下で申請される請求は公的文書ではなく、一般閲覧の対象ではない。ただし、請求は請求者またはその配偶者、請求者および請求者の配偶者の法的代理人、請求者またはその配偶者が現在の受益者となっている信託の受託者、請求者またはその配偶者が所有する不動産

の遺産執行人または遺産管理人による閲覧は可能である。

(o) 本号を追加する法令による本節の修正は、2012-13財政年度の賦課期日から適用される。

(p) 本節は2019年1月1日までに限り有効であり、その日をもって廃止される。

第4節. 以下の通り、第69節5が歳入・課税法に追加される。

69.5. (a) (1) 他の法令の規定にかかわらず、California州憲法の第13条A第2節の(a)号に準拠して、55才以上の人または重度障害者の第13条第3節の(k)号および第218節により住宅所有者の免除対象資格のある不動産の基準年価値は、本項に規定される手続きを行うことを条件に、代替住宅の価値にかかわらず、また本人の元の不動産の売却後二年以内に本人が本人の主たる住居として購入または新築した代替住宅が同じ郡に位置するか否かにかかわらず、代替住宅に移転されるものとする。但し、元の不動産の基準年価値は元の不動産の売却までに代替住宅に移転してはならない。

(2) 代替住宅の基準年価値の計算には次が適用される：

(A) 元の不動産の売却後二年以内に本人の元の不動産の基準年価値移転の資格のある人によって購入または新築された、より高価値の代替住宅の場合、代替住宅の基準年価値は元の不動産の全現金価値と代替住宅の全現金価値の差額を元の不動産の基準年価値に加算して算出される。

(B) 元の不動産の売却後二年以内に本人の元の不動産の基準年価値移転の資格のある人によって購入または新築された、同等以下の価値がある代替住宅の場合、代替住宅の基準年価値は元の不動産の基準年価値を元の不動産の全現金価値で割り、その解を代替住宅の全現金価値に掛けて算出される。

(b) (a)号の要件を満たすことに加えて、本節による固定資産税の軽減の資格がある者は、次の条件が満たされる場合にのみ軽減措置を受ける資格がある：

(1) 売却時または不幸や災害によって元の不動産が大きく損傷または倒壊した時、または代替住宅の購入・新築時から二年以内に本人が元の不動産の所有者かつ居住者である。

(2) 売却時または不幸や災害によって元の不動産が大きく損傷または倒壊した時、もしくは代替住宅の購入・新築時から二年以内に、本人が当該不動産を所有し、主たる住居として占有していれば、元の不動産は住宅所有者免除を受ける資格がある。

(3) 元の不動産の売却時に、本人または同居するその配偶者が少なくとも55才であるか、重度恒久障害者である。

(4) (a)号の規定による固定資産税軽減の申請時に、本人が当該不動産を所有し、主たる住居として占有していれば、当該不動産は住居所有者免除の資格がある、または、当該不動産が前の所有者による免除申請により既に免除を受けている場合を除いて、免除資格があるとみなされる。

(5) 本人の元の不動産が代替住宅の購入・新築から二年以内に本人によって売却される。本項の目的上、代替住宅の購入・新築には、本人の住居を構成する代替不動産の建物、構造物またはそのほかの住まいが位置することになる、第(3)項の(g)号に準じて代替住宅の一部を構成する土地部分の購入が含まれる。

(c) (1) 本節により規定される固定資産税減免は、本人の元の不動産または代替住宅もしくはその両方が以下のいずれかを含むがこれらに限られない場合に利用できるものとする。

(A) 協同組合住宅法人、共同アパートプロジェクト、分譲マンションまたは計画中のユニット開発内にある1ユニットまたは一区画。当該ユニットまたは区画が本人の元の不動産である場合は、査定員は本人のユニットまたは区画およ

び当該ユニットまたは区画の付属物として留保された共有エリアの持分の基準年価値のみを本人の代替住宅に移転するものとする。当該ユニットまたは区画が本人の代替住宅である場合は、査定員は本人の元の不動産の基準年価値を請求者のユニットまたは区画および当該ユニットまたは区画の付属物として留保された共有エリアの本人の持分に移転する。

(B) プレハブ住宅、またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている本人が所有する土地。本項の目的上「人が所有する土地」には第62節1の(b)号に準じて査定される居住者所有の移動住宅パークにおける按分された持分が含まれる。

(i) プレハブ住宅、またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている土地が本人の元の不動産を構成する場合、査定者は本人の代替住宅にプレハブ住宅の基準年価値またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている土地の基準年価値のどちらかを移転するものとする。本人の元の不動産を構成するプレハブ住宅が住民が所有する移動住宅パークの持分を含む場合、査定者は本人の代替住宅に本人のプレハブ住宅および当該パークの不動産持分の基準年価値を移転するものとする。(4)項の(g)号に規定されている通り、査定員は元の不動産の一部を構成しない土地部分の基準年価値を移転しない。

(ii) プレハブ住宅、またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている土地が請求者の代替住宅を構成する場合、査定者は元の不動産の基準年価値を妥当な場合にプレハブ住宅、またはプレハブ住宅およびその住宅が設置されている土地のいずれかに移転するものとする。請求者の代替住宅を構成するプレハブ住宅が住民が所有する移動住宅パークの持分を含む場合、査定者は請求者の元の不動産の基準年価値を請求者のプレハブ住宅および当該パークの持分の基準年価値に移転するものとする。(3)項の(g)号に規定されている通り、査定員は代替住宅の一部を構成しない土地部分に対し基準年価値を移転しない。

(2) 本号は、(d)号に特定された制限を受ける。

(d) 本節により規定される固定資産税減免は、共同借地人、共有借地人、共有財産所有者、または信託の現在の受益者として、元の不動産の共同所有者である者が利用できるが以下の制限を受ける：

(1) 戸建ての代替住宅がすべての共同所有者によって購入または新築され、各共同所有者が同代替住宅の所有権を保持する場合は、そうでない場合に残りの共同所有者の一部またはすべてが資格があるか否かにかかわらず、年基準価値移転申請者は本節の下で資格がある。

(2) 二つ以上の代替住宅が二人以上の共同所有者によって別々に購入または新築され、本節に準じて一人以上の共同所有者が別途基準年価値の移転の資格がある場合、すべての共同所有者は元の不動産の所有権の按分に比例して代替住宅に元の不動産の基準年価値を移転できる。

(3) 二つ以上の代替住宅が、元の不動産を共同不動産として保有した二人以上の共同所有者によって別々に購入・新築された場合、55才の年齢に達した人または重度恒久障害者のみが本項の下で資格があるものとする。両方の配偶者が55才以上の場合、元の不動産の基準年価値は元の不動産の所有権の按分に比例して代替住宅に移転されるものとする。

(4) 元の不動産の共同所有者が複数世帯住宅であった場合、(2)および(3)項によって課された制限は、(2)項の(b)号において特定された時に元の不動産の中で同じユニットを占有していた共同所有者にのみ適用される。

(e) 代替住宅が以前の所有者または元の不動産の所有者によって引き続き購入・新築されるか否かにかかわらず、査定員は元の不動産の売却時に、California憲法第13条Aの第2節(a)号および第110節1に基づいて、当該不動産の新しい基準年価値を決めることとする。n元の不動産の移転が、所有権の移転で(1)第110節の1または第5803節に従って現在の公正な市場価値での当該物件の再査定を必要とする、または(2)

当該不動産が本項、第69節、第69節の3の要件を満たすため、基準年価値が本節、第69節、第69節の3に従って決定されることになる場合を除き、本節は適用されない。

(f) (1) 本節により規定される固定資産税減免の資格を有する者は、州課税公平化委員会によって設定され、査定員が代替住宅の購入時に提供する書式で、代替住宅が通常は現行の公平な市場価格で再評価の対象となる時に、査定員に以下の情報を提供するものとする：

(A) 当該不動産に住み住宅所有者の免除資格がある各人の氏名および社会保障番号。

(B) 本人または本人と共に元の不動産に居住していた配偶者が同物件の売却時に少なくとも55才であるか、重度恒久障害者である証明。重度恒久障害者であることの証明となるのは、請求者の重度恒久障害の状態を証明する、免許を持つ適切な専門の内科医または外科医によって署名された証明書とする。55才を超えていることの証明がない場合、当該の者は偽証の際は偽証罪の罰則を受ける条件で退職年齢に適合していることを保証するものとする。重度恒久障害者である人は以下のいずれかを提出するものとする。

(i) 当該の障害により代替住宅への引っ越しが必要となる具体的な理由と、地域的要件を含む代替住宅の障害関連要件を特定する、免許を持つ適切な専門の内科医または外科医によって署名された証明書。その者は代替住宅が以上で特定された障害関連要件を満たしており、代替住宅への移転の主な理由がこれらの要件を満たすためであることを立証するものとする。本人またはその配偶者もしくは後見人が偽証の際は偽証罪の罰則を受ける条件で宣言した場合は、代替住宅への引っ越しの主たる目的が特定された障害関連要件を満たすことにあるということが反証を許す推定となる。

(ii) 代替住宅への引っ越しが障害により引き起こされる財政上の負担を軽減するためであることの本人による立証。本人またはその配偶者も

しくは後見人が偽証の際は偽証罪の罰則を受ける条件で宣言した場合は、代替住宅への引っ越しの主たる目的が障害により引き起こされる財政上の負担を軽減するためであるということが反証を許す推定となる。

(C) 元の不動産の住所および、わかれば査定員による区画番号。

(D) 本人による元の不動産の売却日および代替住宅の購入または新築の日。

(E) 請求の日に代替住宅を主たる住居として占有していたことの本人による声明。

(2) 本号に基づく書式は、代替住宅の購入または新築が完了した日から三年以内に提出されなければならない。本項に定められている申請期間が過ぎた後に申請された書式は、次のすべての条件に従うことを条件に、査定員によって考慮される。

(A) その申請に準じて認定された基準年価値移転は、申請書が提出された査定年の賦課期日から適用される。

(B) (A)号に記載された査定年における代替不動産の全現金価値は、基準年価値が移転された査定年における当該不動産の全現金価値であり、以下の両方について(A)号に記載された査定年に織り込まれている。

(i) 第51節(a)号(1)項に従って毎年決められるインフレーション。

(ii) (h)号の(4)項に記載された基準に準じる固定資産税減免の資格要件を満たさない不動産について発生するその後の新規建設。

(g) 本節において、以下の定義が適用される：

(1) 「55才を超えた人」とは元の不動産の売却時に55才以上に達している人またはその配偶者を意味する。

(2) (A) 「元の不動産の基準年価値」とは第110節1に従って決められた基準年価値であり、請求者により元の不動産が売却された日の直前の日に決定されるか、元の不動産が不幸や災害により大きく損傷または倒壊していて、所有者が

元の不動産の上に再建しない場合には不幸や災害のあった直前の日に決定されるCalifornia州憲法13条Aの第2項(b)号および第110節1の(f)号により認められる調整を受けている。

(B) 元の不動産の移転後に代替住宅が購入・新築された場合、「元の不動産の基準年価値」にも、第110節1の(f)号で許可されている、元の不動産の売却後の期間についてのインフレーション要因の調整が含まれる。「元の不動産の基準年価値」の計算に使用される基準年は、本節に準じて基準年価値が移転される不動産の基準年と見なされる。

(3) 「代替住宅」とは、不動産または動産にかかわらず、本人が主たる住居として所有または占有していた住居を構成する建物、構造物またはその他の住まい、および当該の建物、構造物またはその他の住まいが位置し、本人が所有していた土地を指す。本項の目的上、代替不動産を構成する土地とは住居のための場所として使用されている合理的な規模の区域であり「人によって所有されている土地」には人がセクション61の(c)号に記載された定期借地権または売買契約が結ばれている土地を含む。複数世帯住宅の各ユニットは別々の代替住宅と見なされる。当該不動産の非住居使用が住居としての使用に付随するものに過ぎない場合、本項において「住居のための場所として使用されている合理的な規模の区域」にはすべての土地が含まれる。本項の目的上「人が所有する土地」には第62節1の(b)号に準じて査定された居住地所有の移動住宅パークにおける所有権が含まれる。

(4) 「元の不動産」とは、人によって主たる住居として所有・占有していた不動産や個人不動産にかかわらず、住居を構成する建物、構造物またはその他の住まいまたは人によって所有されていたその建物、構造物またはその他の住まいが位置する土地を指す。本項の目的上、元の不動産を構成する土地とは住居のための場所として使用されている合理的な規模の区域のみを含み、「本人が所有している土地」には本人が第61節(c)号に記載された借地権または売買契約

を結んでいる土地を含む。複数世帯住宅の各ユニットは別々の元の不動産と見なされる。当該不動産の非住居使用が住居としての使用に付随するものに過ぎない場合、本項において「住居のための場所として使用されている合理的な規模の区域」にはすべての土地が含まれる。本項の目的上「人が所有する土地」には第62節1の(b)号に準じて査定された居住地所有の移動住宅パークにおける所有権が含まれる。

(5) 「代替住宅の全現金価値」とは、第110節1に従って決められた、購入または新規建設が完了した日および購入または新築完了後の全現金価値を意味する。

(6) 「元の不動産の全現金価値」とは以下のいずれかを指す：

(A) California州憲法第13条A第2節(h)号の適用がなく、(e)号に従って決められた新しい基準年価値に、本人の元の不動産の売却から代替住宅が購入された、または新が完了した日までの期間について、第13条A第2節(b)号および第110節1(f)号で認められた調整が加えられたもの。

(B) 元の不動産が不幸や災害によって大きく損傷または倒壊していて、所有者が元の不動産場所に再建しない場合には、不動産が位置する郡の査定員によりCalifornia州憲法第13条A第2節(h)号を適用せず、不幸や災害によって大きく損傷または倒壊した直前に決められる第110節による全現金価値に、本人による売却日から代替住宅が購入されるか新築が完了した日までの期間について第13条A第2節の(b)号および第110節1の(f)号により許可された調整を加えたもの。

(7) 「売却」とは検討される元の不動産の所有権の変更を意味する。

(8) 「人」とは個人を意味し、会社、パートナーシップ、協会、法人、企業や他の法的な企業体や、本節による固定資産税減免の資格を申請するいかなる種類の団体も含まない。「人」には信託の現在の受益人である個人を含む。

(9) 「住宅所有者の要件を満たす不動産」には所有者の主たる住居で、第205節5に準じて減免の要件を満たす不動産が含まれる。

(10) 土地または改良のいずれかが不幸や災害の前の土地または改良のいずれかの全現金価値の50割を超える物理的損害を負った場合、不動産は「不幸や災害によって大きく損傷または倒壊している」とされる。損傷には、不幸や災害がアクセスを制限し、恒久性を持つものである場合、当該不動産へのアクセス制限の結果として引き起こされた減損も含まれる。

(h) (1) 第(f)号に記載された書式が時宜にかなって提出されると、査定員は本項に従って代替住宅の新しい基準年価値を調整する。調整は次の日のうち最も遅い日に行われる：

(A) 元の不動産の売却日。

(B) 代替住宅の購入日。

(C) 代替住宅の新規建築が完了した日。

(2) 代替住宅の新しい基準年価値に基づく、本節に規定される固定資産税減免申請の前に代替住宅に課された税金、および新しい基準年価値に割り当てられる毎年の調整額は、取り消されるか、当該の新しい基準年価値に基づく決定時に支払うべき額を超えるまで請求者に払い戻される。

(3) 第75節10にかかわらず、元の不動産の売却前に取得された代替住宅の新しい基準年価値の調整を含み、本号を履行する目的では第3章の5(第75節以降)が使用される。

(4) 本節の下での書式が時宜にかなって申請され、基準年価値の移転後の代替住宅について新規建設が行われる場合、本節に規定される固定資産税減免は代替住宅にも適用される。従って、新規建設が元の不動産の売却日から二年以内に完了し、所有者が査定員に書面で新築の完了を完了から六カ月以内に通知した場合、新規建築の完了時に再査定は行われない。

(i) 元の不動産の代替住宅への基準年価値の移転に関しては、本節は2019年1月1日以降に購入または新築された代替住宅に適用される。

(j) 本節の下で申請される書式は公的文書ではなく、一般閲覧の対象ではない。ただし、当該書式は本人またはその配偶者、もしくは本人およびその配偶者の法的代理人、本人またはその配偶者が現在の受益者となっている信託の受託者、本人またはその配偶者が所有する不動産の遺産執行人または遺産管理人による閲覧は可能である。

(k) 本節は2019年1月1日に効力を生じる。

第5節. この措置の法的規定は州議会の各院の議員の3分の2の投票で修正でき、修正が本法令の主旨と一貫し、これを促進させるものである限り知事により署名されることができる。

第6節. 本法令の条項は分離可能である。本法の規定またはその適応のいずれかの条項が無効である場合、その無効性は、無効な規定または適用なしで効力を持つ他の条項またはその適応に影響してはならない。

提案6

本投票対象法案はCalifornia憲法の第2条8節の規定に従って州民に提出される。

この主導権は複数の節をCalifornia州憲法に追加するものである。そのため、追加を提案された新規条項はイタリック体で印刷され、それらが新規であることを示す。

法案

第1節. 調査結果と目的の記述。

(a) California州のガソリンおよび自動車所有に対する税金は全米最高レベルである。

(b) これらの税金は州民の同意なくして引き上げられた。

(c) 従って、州民は2017年法第5章で制定されたガソリン税と自動車税の最近の引き上げと今後のガソリン税と自動車税の引き上げに関し

て、有権者の承認を必要とするよう、ここに憲法を改正する。

第2節. ガソリン税および自動車税引き上げの有権者による承認。

第2節1. 以下のとおり、カリフォルニア憲法第13 A条に第3節5が追加される。

第3節5. (a) 法令の他の規定にかかわらず、州議会は、提案された税金が選挙民に提出され過半数の承認を得ない限り、自動車のガソリンまたはディーゼル燃料の販売、保管、使用または消費に対して、もしくはCalifornia州民が公共の幹線道路において自動車またはトレーラーコーチを運転する権利に対して、第3節に定義されるいかなる税金も課さず、引き上げず、延長しないものとする。

(b) 本節は、自動車のガソリンまたはディーゼル燃料もしくは自動車またはトレーラーコーチの運転の権利に対する、2017年1月1日に効力を生じた税率による税金には適用されない。2017年1月1日以降に課された当該の税金のいかなる税率引き上げも、本節で要求された選挙民による承認を得ない限り、停止されるものとする。

提案7

2017-2018通常議会の議会法案807により提案された法（2018年法第60章）はCalifornia憲法の第2条10節に従い、提出される。

本法案は政府法規に複数の節を追加し、夏時間法(Daylight Saving Time Act)の複数の節を廃止するものである。そのため、削除を提案された既存の条項は取り消し線を入れて印刷され、追加される新規条項は明示するためにイタリック体で印刷される。

法案

第1節. 連邦法により州が夏時間の年中適用を規定する権限を与えられ、州議会がこの適用の採択を考慮する場合、California州境沿いのコミュニティおよびCalifornia州とメキシコの国境沿いのコミュニティに対する夏時間の年中適

用による潜在的な影響を同州議会が考慮することを奨励することがこの行為の意図である。

第2節. 以下の通り、第6808節が州政府法に加えられる：

6808. (a) 州内の標準時間は連邦法により太平洋標準時として定められた第五タイムゾーンである。(15 U.S.C. セクション 261 and 263).

(b) 州内の標準時間は、3月の第二日曜日午前2時に開始され11月の第一日曜日午前2時に終了する夏時間の期間中一時間進めることとする。

(c) (b)号の規定にかかわらず、連邦法に準拠する限り、州議会は本節を3分の2の投票で夏時間の日時を変更することができる。但し、連邦法により州に夏時間の年中適用を規定する権限が与えられ、州議会が本節を3分の2の投票でその適用を規定する場合である。

セクション 3. Daylight Saving Time法のセクション1は廃止される。

セクション 1. ~~同法はDaylight Saving Time法として知られ、引用される。~~

セクション 4. Daylight Saving Time法のセクション2は廃止される。

セクション 2. ~~以下に規定する場合を除き、州内の標準時間は、グリニッジから西に120度の緯度であり、連邦議会制定法で現在「米国標準太平洋標準時」として知られ、記載され、指定されている。~~

セクション 5. Daylight Saving Time法のセクション3は廃止される。

セクション 3. ~~4月の最後の日曜日の午前1時から、10月の最後の日曜日の午前2時まで、本州の標準時間は、米国標準太平洋標準時として現在知られている標準時間より一時間進む。~~

セクション 6. Daylight Saving Time法のセクション4は廃止される。

セクション 4. ~~本州または本州の郡、市および郡、市、町または地区の担当官または部門による任意の行為の履行の時期に関して、もしくはいかなる権利が発生するかまたは権利の決定時期に関連して、もしくは本州の管轄下にある~~

人が行為を行うべきかまたは行うべきではない時間に関するあらゆる法律、法規、命令、制令、規則、規制において、ならびに本州、いかなる郡、市および郡、市、町または地区のあらゆる公立校およびあらゆるその他の機関において、ならびに本州で行われたまたは行われるべき行動におけるあらゆる契約または選択において、時間はこの法律の中で述べられた通りとし、それはそのように理解され、意図されるものとする。

セクション 7. Daylight Saving Time法のセクション5は廃止される。

セクション 5. これにより矛盾のある条項はすべて廃止される。

提案8

この主導権はCalifornia憲法の第II条セクション8項の規則の指示に従って州民に提出された。

この主導権は項を安全衛生法に追加するものである。そのため、提案された新規条項はイタリック体で追加および印刷され、それらが新規であることを示す。

提案された法案

セクション 1. 名前

本法案は「公正な透析費用法案」として知られる。

セクション 2. 認識および目的

本法案はCalifornia州民により採択され、以下の認識と目的を備える:

(a) 州民は以下を認識している:

(1) 腎臓透析とは、血液から排せつ物や余剰な水分を取り除くプロセスで、通常は患者の体外で行われ、その後血液は患者の体内に戻される。透析を必要とする患者が高品質な医療を受けられない場合、体内に毒素が蓄積し、死に至る。

(2) California州では、少なくとも66,000人のCalifornia州民が透析治療を受けている。

(3) わずか2社の多国籍、営利企業がCaliforniaにある透析診療所の3/4近くを運営管理し、Californiaにいる透析患者の70パーセント近くを治療している。上記2社の多国籍企業は透析業務から年間で十億ドル近い収益を上げ、そのうち年間約\$40億ドルはCalifornia州単独から収益を上げている。

(4) 連邦法は、民間健康保険会社が透析を提供し支払うことを義務付けているので、民間健康保険会社は顧客を代表して上記2社の多国籍透析企業に対して価格交渉をしようとはしない。

(5) そのため、営利目的の透析企業は、全く同じ透析治療に対してMedicareに請求するよりも四倍もの料金を民間健康保険の患者に課金している。

(6) わずか2社の多国籍企業が支配している市場では、Californiaは透析が公正に価格付けされ手頃であるようにする必要がある。

(7) 他州では、このような非常に脆弱な患者を、上記2社の多国籍企業から保護するための手段をとっている。

(8) California州の腎臓透析患者を保護するための法案制定の試みは、California州議会に影響力を行使するために2017年の上半期だけで\$600,000以上を費やした透析企業によりSacramentoで行き詰っている。

(b) 目的:

(1) 外来腎臓透析診療所が、腎臓疾患末期の患者に対し高品質かつ手頃な患者のケアを提供するように保証することが本法案の目的である。

(2) 本法案は州が実装し管理する中立予算を意図する。

セクション 3. セクション1226.7は安全衛生法に以下の通り追加された:

1226.7. (a) 慢性透析診療所による患者のケアに対する課金の合理的な限度; 公正な治療支払金額を越えて課金された金額の払い戻し。

(1) 本節の目的による「公正な治療支払金額」とは管理事業体または慢性透析診療所が負担した直接的な患者ケアサービス全費用および健康

管理の品質改善全費用の合計の115パーセントに等しい金額とする。

(2) 2019年1月1日以降に開始する各会計年度では、管理事業体またはその慢性透析診療所は支払者に毎年以下のように払い戻すものとする:

(A) 管理事業体は「不公平に課金された超過金額」を計算するものとする。この金額は、該当する場合、管理事業体の全慢性透析診療所が公正な治療支払金額を超過して提供した診療から得た、診療収入である。

(B) 管理事業体または慢性透析診療所は、支払済金額と、合理的に予測された支払われるべき金額に基づく比例ベースで、これらの金額は診療収入に含まれているため、支払人に(Medicare または、その他の連邦、州、郡、死、または地方政府支払人以外)不公平に課金された超過金額の合計金額を払い戻しする。

(C) 管理事業体または慢性透析診療所は、払い戻しが関連する会計年度末の90日前から210日を越えない期間内に本節が求める払い戻しを行うものとする。

(D) 会計年度内に、管理事業体または慢性透析診療所が単一の支払人に行うべき払い戻しが20ドル(\$20)未満である場合、管理事業体または慢性透析診療所はその払い戻しを行わず、小目(B)に準じて、本小目に準じて行われなかった払い戻しの全額を提供するものとする。

(E) 2020年1月1日以降に開始する各会計年度では、支払人に行われる払い戻しには民放第3289節小目(b)に規定のある利率で、支払人による支払日から累積して計算した利息を合算して支払うものとする。

(3) 2019年1月1日以降に開始する各会計年度においては、管理事業体は、部門が規定した形式およびスケジュールにのっとり、第(2)項の下で振り出した全払い戻しの報告書を維持し局に提供するものとする。この報告書には、第(2)項の下で求められる払い戻しが全額適時に行われなかった報告書の対象期間に含まれる各払い戻しの説明、理由およびその状況を含むも

のとする。管理事業体の最高経営責任者または主席専門官は、本項に基づいて部門に提出されたすべての情報が正確かつ完全であることを確認したのち、内容に満足したことを偽証罪の下で証明するものとする。

(4) 管理事業体またはその慢性透析診療所が本節の下で払い戻しを行う必要がある場合、会計年度の終了から210日以内に、管理事業体は不公平に課金された超過金額の5パーセントに等しい金額の罰金を部門に支払うものとする。ただし、当該罰金は十万ドル(\$100,000)を越えないものとする。本項に準じて収集された罰金は、慢性透析診療所を管轄する法律を実装し施行するために部門により利用されるものとする。

(5) 慢性透析診療所または管理事業体が部門による決定に異議を唱え、罰金を本小目または小目(b)に準じて精査するように求める場合は、慢性透析診療所または管理事業体は、10営業日以内に、第131071節に準じて公聴会を依頼することができる。慢性透析診療所または管理事業体は、すべての上訴が退けられ部門の地位が指示される場合は、あらゆる管理過料を支払うものとする。

(6) 管理事業体または慢性透析診療所が、本項の慢性透析診療所または管理事業体への適用が、特定の会計年度において、適正手続きに違反、または州法またはアメリカ合衆国憲法の元での正当な補償金を求める私有財産の取得に影響を与えることを訴訟で証明する場合、論争中の条項は、問題の会計年度に関しては、論争中の条項のどこに数字「115」が現れようと可能な限り低い整数に置換され、管理事業体または慢性透析診療所への当該条項の適用が、適正手続きに違反、または正当な補償金を求める私有財産の取得に影響しないようにするものとする。民事訴訟では、交換番号を提案し、「115」を提案された交換番号よりも低い整数との置き換えが、問題の会計年度において、適正手続きに違反、または正当な補償金を求める私有財産の取得に影響することを証明する義務は、管理事業体または慢性透析診療所が負う。

(b) 慢性透析診療所によるコンプライアンス報告。

(1) 2019年1月1日以降に開始する各会計年度においては、管理事業体は、当該管理事業体がCaliforniaで所有または運営する全慢性透析診療所の以下の全情報に関する報告書を維持し部門に提出するものとする:

- (A) 行った治療数。
- (B) 患者治療の直接費用。
- (C) ヘルスケア品質改善費用。
- (D) 請求済未払い金額と現金化予測金額との差を含む、治療収入。
- (E) 公正な治療支払金額。
- (F) 不公平に課金された金額。
- (G) 各支払人の払い戻し金額。ただし、患者の氏名や個人情報をも明らかにすることない一意の識別子により個々の患者を識別可能であるという条件とする。

(H) 小目(a)の(2)項サブパラグラフ(D)に準じて払い戻しが行われなかった支払人のリストとその金額。ただし、患者の氏名や個人情報を明らかにすることない一意の識別子により個々の患者を識別可能であるという条件とする。

(2) 本小目により維持が求められる情報および提出が求められる報告書はそれぞれ、米国公認会計士協会監査基準役員会の基準に準じて公認会計士により監査されるものとする。さらに、報告書に含まれる情報が、米国で一般的に許容されている会計原則に準じているか、情報が小目(1)の下で報告を求められているものであるかどうかについての当該会計士の意見も含むものとする。

(3) 管理事業体は部門が規定したスケジュール、形式、および形態で部門に報告書を毎年提出するものとする。管理事業体は当該会計年度末の210日以内に情報を提供するものとする。管理事業体の最高経営責任者またはその他の主席専門官は、本項(1)に基づいて部門に提出されたすべての報告書が正確かつ完全であること

を確認したのち、内容に満足したことを偽証罪の下で証明するものとする。

(4) 部門が、慢性透析診療所または管理事業体が本小目の項(1)の下で求められる情報の維持や報告書の適時提出を満たさなかった、本小目の項(1)の下で慢性透析診療所または管理事業体により報告された金額またはパーセントが不正確または不完全であった、または小目(a)により慢性透析診療所または管理事業体に求められる全額払い戻しが適時に履行されなかったことが十分に正当化されないと判断した場合は、部門は十万ドル(\$100,000)未満の金額を慢性透析診療所または管理事業体に対し罰金として請求するものとする。部門は違反の重大性、不正確な情報または不足していた情報の重要性、さらに説明の納得度に基づいて罰金金額を決定するものとする。本項に準じて収集された罰金は、慢性透析診療所を管轄する法律を実装し施行するために部門により利用されるものとする。

(c) 定義。本節の目的上:

(1) 「患者治療サービス直接費用」とは、慢性透析診療所をCaliforniaで開設しCaliforniaの患者にケアを提供するための業務に直接関連する費用を意味する。患者治療サービス直接費用とは、各患者が透析を受ける場所に関わらず(i)透析患者に直接ケアを提供する診療所の全要員を含む慢性透析診療所の非管理職要員の給与、賃金、および福利厚生で、それらの給与、賃金、および福利厚生が慢性透析診療所から直接支払られるか、または管理事業体、独立人材派遣会社、医師グループ、または慢性透析診療所と医師グループとのジョイントベンチャーを含むがこれらに限定されない提携サードパーティーあるいは提携していないサードパーティーとの調整により間接的に支払われるかに関わらない; (iii) 薬剤および医療用消耗品; (iv) 施設費用、で賃貸料、メンテナンス費用、水道光熱費を含む; (v) ラボ試験; および (vi) 建物の減価償却および焼却、賃貸借物件の改善、患者用消耗品、装置、情報システムのみを含む。本節の目的上「慢性透析診療所の非管理職要員」とは、透析

患者に直接ケアを提供する診療所の要員を含み、それには看護師、技術者および研修生、ソーシャルワーカー、登録栄養士、非管理職要員を含むが、施設管理者などの管理スタッフは含まない。患者治療サービス直接費用のカテゴリーは、部門の規制によりさらに規定される場合がある。

(2)「管理事業体」とは慢性透析診療所を所有または運営する人、会社、協会、パートナーシップ、企業、またはその他の事業体を意味し、当該人または事業体自体が直接ライセンスを保有しているかどうかに関わらず、ライセンスが発行されている。

(3)「ヘルスケア品質改善費用」とは慢性透析患者へのケアの提供に関連する、患者治療サービス直接費用以外の費用で、電子カルテ情報の維持、アクセス、または交換を必要とするCaliforniaでは実際には商品やサービスにまで拡張され、電子カルテテクノロジーを支援し、直接患者ケアに従事する非管理職慢性透析診療所要員を訓練し、患者中心の教育とカウンセリングを提供する。追加費用は、部門の規制により特定される場合がある。ただし、当該費用が実際に慢性透析診療所で慢性透析患者に対して提供されるサービスに支出される、健康の質を改善するために設計されているアクティビティに支出される、客観的に測定可能な検証可能な結果と達成を生じる方法で望ましい健康の結果が得られる可能性を向上することが条件である。

(4)「支払人」とは特定の患者に提供される治療の支払を支払う、または支払いに経済的な責任を負う人を意味し、患者やその後の個人、一次保険会社、二次保険会社、さらにMedicareおよびその他の連邦、州、郡、市、または地方自治体の支払人を含むその他の事業体を含む。

(5)「治療」とは慢性透析診療所が患者に提供するサービスのことである。

(6) 特定の会計年度の「治療収入」とは、当該会計年度に提供した治療に対して実際に受領した金額と、現金化予測収入の全額を意味する。

現金化予測収入は、一般的に公正妥当と認められた会計基準に準じて計算され、以下に基づいて合理的に予測されるものとする;(i)管理事業体または診療所が正式に契約している民間ヘルスケアプランの補償対象である患者の契約条項;(ii) 法規または規則により設定されたレートに基づくMedicare、Medicaid、Medi-Calからの収益、および政府支払人、商用ヘルスケアプランの二次的補償、患者、およびその他の支払人から最終的に徴収可能な予測金額; および(iii) 履歴徴収費用。

セクション 4. セクション1226.8は安全衛生法に以下の通り追加された:

1226.8. (a) 慢性透析診療所は、治療の提供や供給に際して区別すべきではなく、支払人が患者、民間支払人または保険会社、Medi-Cal、Medicaid、またはMedicareであることに基づくことを含むがこれらに限定されない、患者に提供された治療に対する支払人によって、患者に治療を提供または供給することを拒否しないものとする。

(b) 慢性透析診療所は、本章により課された要件に基づいてMedi-Cal、Medicaid、またはMedicareに補償されている患者に対するサービスを提供することを如何なる契約の下でも終了、短縮、修正、または不履行にしないものとする。

セクション 5. セクション1266.3は安全衛生法に以下の通り追加された:

1266.3. 公正な透析費用法案に実装および施行についてCalifornia納税者は財政的な責任を負わないことが州民の意図である。上記の意図を達成するため、第1266節に準じて慢性透析診療所に課金する料金を計算、請求、集金する際は、部門は第1226.7および1226.8節の実施および施行に伴う全費用を考慮すべきである。

セクション 6. 本法案のいずれも、安全衛生法の第1250節の小目(a)、(b)、(c)に準じて認可された医療施設には影響を意図しない。

セクション 7. 州公衆衛生局は、本法案の有効日の180日以内に本法案を実装するために必要な規則を発行するものとする。

セクション 8. カリフォルニア州憲法の第II項第10節の小目(c)に準じて、本法案は、州選挙時に州民の投票に委ねられた法案の結果、または州議会を通過し知事により署名された有効な法規いづれかにより修正される場合があるが、本法案の目的を進めるだけだけに限る。

セクション 9. 本法令の条項は分離可能である。この法案のいずれかの条項またはその適用が無効である場合、そうした無効は、その無効な条項または適用なく効力を生じることができない他の条項または適用に影響しないものとする。

提案10

この主導権はCalifornia憲法の第II条セクション8項の規則の指示に従って州民に提出された。

この取り組みにより、民法に項を無効にし追加する。よって、削除することを提案された現行の規定は取消線を入れて印刷され、追加することを提案された新しい規定は斜体で印刷されて新規部分であることを示す。

提案された法

手頃な価格の住宅法案(Affordable Housing Act)

California州の州民はここに以下を制定する:

セクション 1. 表題

本法案は「手頃な価格の住宅法案」として知られ、称される。

セクション. 2. 認定および宣言。

California州民はここに以下を宣言する:

(a) 住宅の賃貸価格は近年急騰している。Californiaの平均賃貸価格は国内の他の州よりも高く、全50州のうち、Californiaの賃貸価格は四番目に高い。

(b) Apartment ListによるとCaliforniaの寝室一つのアパートメントの平均賃貸価格は\$1,410で、わずか一年間で4.5%上昇している。

Los Angelesの寝室一つのアパートメントは月に\$1,350の費用がかかる。San Franciscoでは、\$2,450の費用がかかる。San Diegoでは、費用は\$1,560である。

(c) 連邦政府は、賃借人が収入の30%以上を住宅費用に費やしている場合、その家賃は手頃とは言えないと結論付けている。California州はCaliforniaの賃貸世帯の半数以上が(300万)世帯所得の30%超を、賃貸世帯の三分の一(150万超)が世帯所得の50%超を家賃に支払っていると理解している。

(d) National Low Income Housing Coalitionによると、最低賃金を得ているCalifornia州民は平均的な真室一つのアパートメントを賃貸するために週に92時間働く必要がある。

(e) いままでにならぬほどの多くのCalifornia州民(580万世帯)が住宅を賃貸するようになっている。州によると、Californiaの住宅持家率は1940年以来最低のレベルに落ち込んでいる。ミレニアル世代後半の四分の一(25-34歳)はいまだに両親と同居している。(アメリカ国勢調査局)

(f) California看護師協会、国際サービス従業員労働組合およびCalifornia教職員協会などの州全体にわたる労働組合は会員のための手頃な価格の住宅を優先課題にしている。例えば、Californiaの都心の教師たちは、給与の40%~70%を家賃に支払、多くは家賃を支払うために職場から一時間以上の場所に住まざるを得ない。

(g) 米国全体と比較して三倍も多いCalifornia州民は過密なアパートメントに暮らしている。(アメリカ国勢調査局)

(h) 当州はアメリカの総人口の12%でしかないが、Californiaには国内のホームレス人口の22%が集中している。(Department of Housing and Community Development)

(i) ホームレスは主要な公衆衛生問題である。Health Care for the Homeless Councilによると、ホームレスの人々は天寿を全うせずして亡

くなる可能性が三から四倍高く、伝染性疾患でなくなる可能性が高い。

(j) 連邦疾病予防管理センターは、影響を受けやすい集団は、その近隣の中産階級化により住宅を移転する場合に、平均余命の短縮、癌の罹患率の増加、さらには出生異常に直面すると警告している。

(k) 住宅費の高騰により、通勤者は職場から遠い場所に住み、通勤時間が長くなるため、交通渋滞を悪化させ、環境に悪影響を与える。Pew Charitable Trustsによる報告書は、片道90分以上かけて通勤しているCalifornia州民の数は2010年から2015年の間に40%増加した。この増加は職場の近くに手頃な価格の住宅不足していることの直接の結果である。

(l) Californiaの住宅危機の主な要因は20年前からの古い法律であるCosta-Hawkins賃貸住宅法案(Costa-Hawkins Rental Housing Act)である。Costa-Hawkinsは住宅用アパートメントや一軒家の家主に、1995年以降に建てられた建物については必要なだけ家賃を引き上げる権限を与えた；このような値上げを妨げる地域法にもかかわらず、Los Angelesの家主には1978年以降に建てられた建物、さらにSan Franciscoの家主には1979年以降に建てられた建物への家賃を必要なだけ引き上げる権限を与えた。

(m) Costa-Hawkinsはまた、1995年以前に建てられた建物が空き家である場合に、その賃貸料を市場価格まで引き上げることを可能にし、さらに家主に市場価格を決定させた。

(n) Costa-Hawkinsは市が、賃料を住民向けに手頃に維持する法律を実装することを妨げている。

セクション. 3. 目的および意図。

California州民はこれにより以下の目的および意図を宣言し本法案を制定する：

(a) Californiaの市や郡が、賃借人がその管轄区内に適切で手頃な価格の住宅を見つけられるようにする、地域ポリシーを開発し実施する権限を回復するため。

(b) 何百万人ものCalifornia州の賃借人の生活の質を向上し、危機的な住宅の課題に直面している、またはホームレス状態にあるCalifornia州民の数を減らすこと。

(c) Costa-Hawkins賃貸住宅法案を無効にすること。

セクション. 4. 手頃な価格の住宅法案は民法第1954.50、1954.51、1954.52、および1954.53を無効にすることで成文化される。

セクション. 4.1. 民法第1954.50項は無効となる。

1954.50.—本章はCosta-Hawkins賃貸住宅法案として知られ呼称される。

セクション. 4.2. 民法第1954.51項は無効となる。

1954.51.—本章で使用されている以下の用語の意味を記載する：

(a) 「比較可能なユニット」とは、~~ほぼ同等の居住空間、同数の寝室があり、同じまたは類似の地域にあり、さらに同じ、類似、または等しいアメニティや居住サービスを備えている賃貸ユニットを意味する。~~

(b) 「所有者」とは、~~本人としてまたは代理人を経由して行動し、賃貸用の居住用不動産を提供する権利を有する人であり、当該所有者に益する前任者を含むが、この用語はトレーラーハウスの駐車場の所有者または管理者、あるいはトレーラーハウスの所有者やその代理人は含まない。~~

(c) 「支配的な市場賃貸料」とは、~~42 U.S.C.A. 1437 (f)に準じて承認され、連邦規制の法規の表題24編888に準じてアメリカ合衆国住宅都市開発省により算出される賃貸料を意味する。~~

(d) 「公共団体」とは政府法規第811.2項に定められた意味と同じである。

(e) 「居住用不動産」とは、~~一人の居住を意図する居住施設またはユニットを意味する。~~

(f) 「借用」とは~~不動産物件の合法的な占有を意味し、リースまたはサブリースを含む。~~

セクション. 4.3. 民法第1954.52項は無効となる。

1954.52. (a) 法律のその他の条項に関わらず、居住用不動産の所有者は以下のいずれかに該当する居住施設またはユニットの当初およびそれ以降の全期間の賃貸料を決定する場合がある:

(1) 1995年2月1日以降に発行された建物使用許可証がある。

(2) 新築ユニット向け地域免除に準じて、1995年2月1日以前に公共団体の居住賃料制限命令からすでに免除されている。

(3) (A) 権原からその他の居住施設ユニットに譲渡可能である、または事業および職業法 (Business and Professions Code) の第11004.5節(b)、(d)、(f)号に指定されているように、号に細分化された所有権である場合。

(B) 本項は以下のいずれにも適用されない:

(i) 以前の借用人が所有者により第1946.1項に準じた通知により終了された、または第827項に準じて通知された賃借期間の変更により終了した居住施設またはユニット。

(ii) 分割者により善意の有償での買い手に対して分割して販売されていないコンドミニアム形式の居住施設またはユニット。本章の目的でのユニットの当初賃貸料は、本章の他の条項に管理される賃料でない限り、2001年5月7日に有効な合法的賃料である。しかし、コンドミニアム形式の居住施設またはユニットが(a)号の(1)または(2)項の基準を満たさない、または一つを除く居住施設またはユニットが分割者により善意の有償での買い手に分割して販売され、さらに分割者が販売せずに残ったコンドミニアム形式の居住施設またはユニットを、分割後少なくとも1年間にわたり自身の主な住居とし占有している場合、(3)項の副項(A)は、当該未販売のコンドミニアム形式の居住施設またはユニットに適用される。

(C) 当初またはそれ以降の賃料が1995年1月1日有効の命令または勅許条項により支配されている場合、以下が適用される:

(i) 本項に記載の不動産の所有者は、1999年1月1日に有効なすべての既存および新規借用に対する当初およびそれ以降の全期間の賃貸料を設定する。

(ii) 1999年1月1日以降、本項に記載の不動産の所有者は、以前の借用が1995年12月31日に有効であった場合に、新規借用に対する当初およびそれ以降の全期間の賃貸料を設定する。

(iii) 本項に記載の居住施設またはユニットの当初賃貸料は、当初賃貸料が1995年1月1日に有効な命令または勅令条項により制御されている場合は、1999年1月1日まで、第1954.53項の(c)号に準じて算出された金額を超過しない。本項に記載の居住用不動産の所有者は、1999年の1月1日までに、賃借人が自発的に退去した、放棄した、または民事訴訟法第セクション1161(2)項に準じて強制退去させられた居住施設またはユニットのみに対して当初およびそれ以降の全期間の賃貸料を決定する。

(b) (a)号は、所有者が直接的な出資または、政府法規の表題7区分1第4.3章(第65915項以降)に指定されたまたはそれ以外のあらゆる形式での支援を考慮して、公共機関との契約により合意している場合は適用されない。

(c) 本項のいずれも、立ち退きのベースを調整または監視するために存在している公共機関の権限に影響を与えない。

(d) 本項は、相当の健康、安全、火災、または建築基準法違反を伴う居住施設またはユニットには適用されないが、政府機関により証書が発行された大災害により引き起こされたもので、空室以前半年以上にわたり軽減がなかった場合を除く。

セクション. 4.4. 民法第1954.53項は無効となる。

1954.53.—(a) 法律のその他の条項に関わらず、居住用不動産の所有者は、以下のいずれかに該当する場合を除き、居住施設またはユニットの当初の賃貸料を決定する場合がある：—

(1) 以前の借用人が所有者により第1946.1項に準じた通知により終了された、または第827項に準じて通知された賃借期間の変更により終了した。ただし、法により許可賃料の変更は除く。本項の目的で、要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する、政府機関との契約または合意の所有者による終了または非更新は、第827項に準じた借用条項の変更と解釈される。

(A) 命令または勅許条項により居住施設またはユニットの賃貸料が制御されている管轄区では、要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する、政府機関との契約または合意を終了した、または更新に失敗した所有者は、当該契約または合意の終了または非更新日以降三年間は、当初賃貸料を設定しない。3年間の間に設定された新規借用がある場合、空き家だった居住施設またはユニットに設定された新規借用の賃貸料は、要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する政府機関との終了したまたは更新されなかった契約または合意の下での賃貸料に加えて、当該契約または合意の終了または取消後に認可された増加分を合わせた賃貸料である。

(B) 副項(A)は、要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する、政府機関との所有者の契約または合意に準じて、2000年1月1日に設定された12ヶ月以上の新しい借用に適用されない。これは当該居住施設またはユニットでの以前の空き室が、当該副項に規定された要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する政府機関との更新されなかった、または取り消された契約または合意に準じている場合を除く。

(2) 所有者が直接的な出資または、政府法規の表題7区分1第4.3章(第65915項以降)に指定されたまたはそれ以外のあらゆる形式での支援を考慮して、公共機関との契約により合意している場合は適用されない。

(3) 居住施設またはユニットの当初賃貸料は、当初賃貸料が1995年1月1日に有効な命令または勅令条項により支配されている場合は、1999年1月1日まで、第1954.53項の(c)号に準じて算出された金額を超過しない。

(b) (a)号は、同借地人、リース借手、正式な準借地人、正式なサブリース借手による、最初の雇用の賃貸料設定時に本人が占有していた全期間に対する、最初の雇用の更新を適用し、含む。

(c) 居住施設またはユニットの賃貸料は、当初賃貸料が1995年1月1日に有効な命令または勅令条項により制御されている場合は、1999年1月1日までに、本号に準じて設定される。以前の借用人が自発的に退去した、放棄した、または民事訴訟法第1161項(2)項に準じて強制退去させられた場合に、居住用不動産の所有者は、二回に限り、居住施設またはユニットの当初賃貸料を、直前の借用の実質的な賃貸料の15パーセントを超過しない金額、または比較可能なユニットの一般的な市場賃貸料の70パーセントにあたる金額のうち、どちらか大きい方の金額に設定する。

本号に準じて設定された当初賃貸料は、法律に準じて認可された賃貸料の増加分を代替または置換しない。

(d) (1) 本節または法律のその他の条項のいずれも、対象となる賃貸ユニットがサブリースされる場合に、賃貸料の賃貸契約における明示的な設定を不可能にするとはみなされないものとする。本節のいずれも、1996年1月1日以前に締結された契約義務を損なうとはみなされないものとする。

(2) 賃貸契約に準じて居住施設またはユニットに占有していた元の占有者が、当該物件に居住していない場合、所有者は1996年1月1日以前に居住施設またはユニットに居住していない合法的な転借人または受託者に対して、本節により許可された金額分賃貸料を上乗せすることができる。

(3) 本号は、一人以上の敷地の占有者が、上述の所有者との契約に準じて、居住施設またはユニットを合法に所有する占有者であり続けている、または1996年1月1日以前に居住施設またはユニットに居住していた合法的な転借人または受託者であるような居住施設またはユニットの部分的な変更には適用されない。本節の記載のいずれも、転借人または受託者への同意を留保する所有者の権利を拡大または縮小するとはみなされないものとする。

(4) 所有者による賃貸料の受領は、所有者が契約の当事者でありその後賃貸料を受け入れた賃貸人から書面による通知を受領しない限り、転借または譲渡を禁止している契約の放棄または執行の防止、あるいは当初賃貸料を設定する所有者の権利の放棄とはみなされない。

(e) 本項のいずれも、立ち退きのペースを調整または監視するために存在している公共機関の権限に影響を与えない。

(f) 本節は、以下のすべての条件を満たす場合は居住施設またはユニットには適用されない。

(1) 居住施設またはユニットが、災害による違反を除き、衛生安全法規の第17920.3節に定義されている、重大な健康、安全、火災、または建築法に違反していると、該当する政府機関による検査報告書で言及されている場合。

(2) 上記が空室日から少なくとも60日前に発行されている場合。

(3) 言及されている違反が、以前の賃借人の退去時に弱まっておらず、60日以上そのままの状態であった場合。しかし、60日期間は、当該言及を行った該当する政府機関により延長される場合がある。

セクション. 5. 手頃な価格の住宅は民法の第1954.54項に追加されることで成文化されるべきである。

セクション. 5.1. 第1954.54節が民法に追加され、以下のように修正された:

1954.54. (a) 市、郡、または市と郡は、居住施設や住宅ユニットに課金する賃貸料を設定または引き上げる家主の権限を管理する地域の許可条項、命令、または規則を採択する権限を有する。

(b) California州法に準じて、土地所有者の土地についての適正利益率権利は市、郡、または市と郡により削減されないものとする。

セクション. 6. 偏見のない解釈

本法案はその目的を達成するために幅広く解釈される。

セクション. 7. 修正および廃止

California州憲法の第2条第10節(c)号に準じて、州議会は氏名点呼投票により三分の二の賛成票を得、知事の署名を得ることで上院下院を通過した法規により本目的を促進させるために、本条項を修正することができる。有権者の大多数による承認を得ない限り、いずれの法規も、本法案により市、郡、または市と郡に回復された住居の賃貸料を設定する権限が有効になることを制限または削減しない。

セクション. 8. 可分性

本法のいずれの規定、または人あるいは状況へのその適用が無効である場合、その無効性は無効な規定または適用なしに有効とすることができる本法の他の規定または適用に影響せず、よって本法の本規定は分離可能とする。

セクション. 9. 相反する法案

住居の賃貸料を設定する地方政府機関の権限に関する本法令およびその他の法案が、同一の州選挙投票に現れた場合は、その他の法案の条項は本法令に矛盾するとみなされる。本法令が、それと矛盾するとみなされるその他の法案よりも多数の賛成票を獲得した場合、本法令の条項が有効となり、その他の法案は無効となる。

セクション. 10. 法的防御

その他の法律に関わらず、州、政府機関またはその他の職員が本法案の合憲性の抗弁に失敗した場合、有権者による承認の後、提案者は法案の合憲性を抗弁する目的で本法案の合憲性に異

議を申し立てる裁判を仲裁するための権限を有するものとする。これは、州裁判所または連邦裁判所のいずれか、さらに手続きが地方裁判所、またはCalifornia州の最高裁や合衆国最高裁による上訴、再審理となる場合がある。訴訟を抗弁する合理的な料金および費用は、California司法省により十分に充当される基金に課金される。

セクション. 11. 有効日

ここに記載がある場合を除き、本法案は有権者による承認の後日に有効になる。

提案11

この主導権はCalifornia憲法の第11条セクション8項の規則の指示に従って州民に提出された。

この主導権は項を労働法(Labor Code)に追加するものである。そのため、提案された新規条項はイタリック体で追加および印刷され、それらが新規であることを示す。

提案された法

項 1. 第7章(第880節以降)は労働法の区分2の2編に追加され、以下の通り修正された：

第7章 救急車サービス

第1条項 表題

880. 本法案は救急隊員の安全性および心構えについての法案(Emergency Ambulance Employee Safety and Preparedness Act)として知られ、呼称される。

第2章 認定および宣言

881. California州民は以下を宣言する：

(a) California州は国内で三番目に人口が多く、面積は最大で、地震、野火、洪水などの自然災害が多い。これらの状況により、良く訓練された救急隊員が求められる。

(b) Californiaでは、私企業が州民の74パーセントに対する一次的な緊急救命士(EMT)および救急医療隊員を提供している。残念ながら、自然災害、銃撃事件、集団災害などの大惨事は州および国全体であまりにも頻繁に発生してい

る。その他の第一応答者と同様に、EMTや救急医療隊員などの救急隊員は適切に訓練され、あらゆる種類の災害に対応し助けを提供できるようにする必要がある。

(c) EMTや救急医療隊員などの救急隊員を雇用している私企業は、彼らが自然災害に加えて、銃撃事件や集団災害に対応する準備をするための有給扱いの年間トレーニングを提供するものとする。

(d) 二十四時間体制で隣人に奉仕し、保護し、救命サービスを提供することに献身しているEMTや救急医療隊員などの救急隊員は特別な人々である。EMTや救急医療隊員などの救急隊員はしばしばトラウマになる事象を目撃する。雇用主は救急隊員に対して精神保健サービスを提供するものとする。

(e) EMTや救急医療隊員などの救急隊員は多忙であり、救命措置を提供するために勤務シフト内のいつでも活動に呼び出される。そのため、最高の状態を維持するために適切な食事や休憩時間を提供することが重要である。

第3条 志望動機

882. 救急隊員の安全性および心構えについての法案の目的は、EMTや救急医療隊員などの救急隊員が適切な訓練、食事および休憩時間、さらに精神保健向けの福利厚生を受領し、常に医療支援への911緊急タイプ要請に対応できるようにすることで、公衆衛生および安全を強化することである。

第4条 救急隊員の安全と心構え

883. トレーニング。

(a) 他の最低雇用資格および証明書に加えて、全救急隊員は毎年雇用主が支払う以下の各領域のトレーニングを受講するものとする。

(1) 銃撃事件や集団災害などへの対応。

(2) 自然災害への対応。

(3) 救急隊員や患者への暴力の防御。

(b) (a)号は救急隊員に無償で提供されるものとする。救急隊員は(a)号により求められるトレー

ニングに参加している間、通常の時間給を補填されるものとする。

(c) 本項に準じて提供される必要があるトレーニングは一般的に、アメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁の緊急管理機関(Emergency Management Institute)またはNational Training and Education Division(自然トレーニングおよび教育ディビジョン)またはその両方で提供されるコースと内容、範囲、品質において同等である。

884. 精神保健。

(a) 全救急隊員は雇用開始の30日以内に雇用主が費用負担する精神保健および健康教育を受け、その後は毎年雇用主が費用負担する精神保健および健康教育を受けるものとする。精神保健および健康教育は、救急隊員に利用可能な精神保健治療やサポートサービスについての情報を提供し、一般的な精神保健関連の疾患に関する情報を提供するものとする。

(b) 全救急隊員は従業員支援プログラム(EAP)を通じて、雇用主が費用負担する精神保健サービスの権利があるものとする。EAP範囲は、暦年当たり、課題あたり、最大10の精神保健治療を提供するものとする。

(c) 雇用主が費用負担する健康保険の資格がある全救急隊員は、長期的な精神保健治療サービスを提供する健康保険へのアクセスがあるものとする。

(d) 本節の目的で、「課題」とはストレス、気分の落ち込み、深い悲しみ、喪失、人間関係の問題などの精神保健状態、薬物中毒、親業の課題、さらにその他のEAPに記載されているメンタルヘルス状態の出現を意味する。

885. 食事および休憩時間。

(a) 全救急隊員は、産業福利厚生委員会(Industrial Welfare Commission)により処方された食事や休憩時間の資格を得る。

(b) 救急隊員は、食事や休憩時間に対して通常の時給を補填されるものとする。

886. 食事時間の人員。

(a) (1) 救急車の提供者は、救急隊員に対して業務シフトの最初または最後に食事時間をとるように求めるべきではなく、救急隊員が業務シフト中の食事時間に少なくとも二時間の間隔を空けることを許可する必要がある。

(2) 救急車の提供者は、救急隊員が本号の要件を満たす目的で、十分な休憩時間を取れるレベルで、人員配置を管理するものとする。

(b) (a)号の(1)項を満たさない食事時間は、一人の従業員が業務シフトで取る資格のある食事時間とはみなさないものとする。

887. 公衆衛生および安全性を保護するためのコミュニケーション。

以下に違反している法律の条項に関わらず：

(a) 公衆の衛生と安全性を最大に保護するために、救急隊員は、業務シフト中ずっと携帯可能な通信デバイスにより連絡可能であるものとする。

(b) 救急隊員が食事や休憩時間に連絡を受けた場合は、その特定の食事や休憩時間は業務シフト中に取り資格のある食事や休憩時間とはみなされない。

(c) 救急隊員が食事や休憩時間に連絡を受けなかった場合は、その特定の食事や休憩時間は業務シフト中に取り資格のある食事や休憩時間とはみなされる。

888. 定義。

本章で使用されているとおり、以下の全ての定義が適用される：

(a) 「救急隊員」は以下の要件の両方を満たす人である：

(1) 救急車サービスの提供に寄与する、救命士(EMT)、通信指令部員、医療隊員、またはその他の有資格または認可された救急車輸送要因。

(2) 救急車サービスの提供者により雇用されている。

(b) 「救急車の提供者」とは、救急車サービスを提供する雇用主であるが、(a)号の(1)項に含まれる説明を満たす人の直接の雇用者としての

機能に、州またはその他の政治的サブディビジョンを含まない雇用者を意味する。

(c) 「連絡された」とは、メッセージの受信や、または返信が必要な携帯通信デバイス経由で指示することを意味する。携帯通信デバイスの携帯および連絡可能状態を継続するための最低要件は「連絡された」とはみなされない。

(d) 「携帯通信デバイス」とは、ページャー、ラジオ、地域本部アラートボックス、インターコム、携帯電話、またはその他の通信方法を意味する。

(e) 「業務シフト」とは、救急車従業員により指定された作業時間で、開始時間と終了時間、さらに食事や休憩時間が含まれている。

889. これと矛盾する法律の他の条項があったとしても、第887と888節は既存のCalifornia州法の宣言法であり、それを改変または修正せず、2017年10月25日以降に保留、または開始されたCalifornia規則コード(産業福祉委員会(IWC) 指令No. 9-2001)または任意の修正、後継、交換法律、規則、またはIWC指令の違反を疑いのあるすべての訴訟に適用される。

第5条 修正

890. 州議会は、法規が本章の目的に適合し目的を促進する場合に、本章を氏名点呼投票により五分の四の賛成票を得、上院下院を通過した法規により修正することができる。本章の修正を意図する法案は、州議会の上院および下院いずれかを通過する少なくとも12営業日前に、法案が書面で州議会メンバーに配布され、その最終形式でインターネットに投稿されない限り、通過または法規にはならない。

セクション. 2. 偏見のない解釈。

本法案はその目的を達成するために偏見なく解釈される。

セクション. 3. 相反する法案。

(a) 救急隊員の労働条件に関する本主導権またはその他の主導権が、同一の州選挙投票に現れた場合は、その他の主導権は本主導権に矛盾するとみなされる。本主導権が多数の賛成票を獲

得した場合、本主導権の条項が有効となり、その他の法案は無効となる。

(b) この主導権が有権者により承認されたが、同じ選挙で有権者により承認された矛盾する主導権に全体的または部分的に優先させる場合で、当該矛盾する主導権が後に無効であるとされた場合は、本措置は他の法令を待たずに施行され、効力を持つ。

セクション. 4. 可分性。

本法令の条項は分離可能である。本法令の任意の部分、節、号、項、条項、文章、言い回し、単語、または本法案の適用が、管轄裁判所の任意の法定の決定によりなんらかの理由で無効とされた場合は、その決定は本法令の残りの部分の有効性には影響しないものとする。California州民はこれにより、本法令を採択することを宣言する。無効または違憲であると宣言されていないあらゆる部分、節、号、項、条項、文章、言い回し、単語、または適用は、本条例または適用の任意の部分の言及には関係なく、結果として無効であると宣言する。

セクション. 5. 法的防御。

本法案がCalifornia州の有権者により承認され、その後州法または連邦法の違反の疑いで法的な異議申し立ての対象となった場合で、知事および司法長官が本法案の抗弁を拒否する場合は、以下の措置が取られるものとする：

(a) 州政府法表題2の第3区分第2編の第6章(第12500節以降)またはその他の法に、これと矛盾する規定があったとしても、司法長官はCalifornia州を代理して本法案を誠実かつ積極的に抗弁する独立委員会を任命するものとする。

(b) 独立委員会の任命とその後の委員会の設立の前に、司法長官はデューデリジェンスを行い、独立委員会の資格を判断し、独立委員会が本法案を誠実かつ積極的に抗弁するという正面による確認を、独立委員会から取得するものとする。書面による確約は依頼により公的に入手可能である。

(c) 継続的な充当金が、会計年度に関わらず、一般会計から会計監査役に行われ、独立委員会がCalifornia州を代表して本法案を引き続き誠実かつ積極的に抗弁する費用を補填するための必要金額が支払われる。

提案12

この主導権はCalifornia憲法の第II条セクション8項の規則の指示に従って州民に提出された。

この取り組みにより、安全衛生法に項を修正し追加する。よって、削除することを提案された現行の規定は取消線を入れて印刷され、追加することを提案された新しい規定はイタリック体で印刷されて新規部分であることを示す。

提案された法

California州の州民は以下を制定する:

セクション 1. 本法をPrevention of Cruelty to Farm Animals法とし、そう称することができる。

セクション 2. 本法の目的は、California州の消費者の健康と安全をも脅かし、飲食に起因する健康被害のリスクも上げ、California州の財政上の悪影響に関連する家畜監禁の極端な方法を段階的に廃止することで動物虐待を防止することである。

セクション 3. 安全衛生法のセクション25990は以下の通り修正された:

25990. 禁止 他の適用可能な法律の条項、:

(a) ~~個人 本州の農場主または農場経営者は 鎖でつなく、あるいは監禁する、故意に 対象となる動物を、農場において、から動物を守る方法で、夫半の日において残酷な方法で監禁する原因を作らない。~~

(a) ~~横になる、四肢を思い切り伸ばす、および~~
(b) ~~自由に方向転換する。~~

(b) 事業主または事業者は以下のいずれについても、故意に本州内での販売に従事しない:

(1) 事業主または事業者が残酷な方法で閉じ込めた動物の肉であると知る、または知るべき仔牛肉の全体。

(2) 事業主または事業者が残酷な方法で閉じ込めた動物、または最も近い子孫の肉であると知る、または知るべき仔豚の肉全体。

(3) 事業主または事業者が残酷な方法で閉じ込めた動物の製品であると知る、または知るべき卵殻。

(4) 事業主または事業者が残酷な方法で閉じ込められた動物に由来する製品であると知る、または知るべき液状の卵。

セクション 4. 安全衛生法のセクション25991は以下の通り修正された:

25991. 定義 本章の目的において、以下の用語は以下の意味を持つ。

(a) 「繁殖用の豚」とは、商業用繁殖を目的として飼育されている月齢六ヶ月または妊娠中のブタのメスのことをいう。

(b) 「事業主または事業者」とは、事業経営を所有または管理している人をいう。

(c) 「ケージレス飼育システム」とは、最低限でも引っ掻く場所、止まり木、巣箱、砂浴び場を含む管理された屋内ないしは屋外で雌鳥が放し飼いにされ自由に産卵でき、雌鳥が自然な行動をできるように栄養を与えられ、農場の従業員が雌鳥が使用できる床に立って世話をできる環境をいう。ケージレス飼育システムには、従うべき下記の本号の要件の範囲が含まれている。

(1) 雌鳥が複数階の棚にアクセス可能で棚の上部および下部の両方の床面積を使用可能な複層構造の飼鳥園。

(2) 部分的に薄板の付いた構造で、雌鳥が平らで高さのある場所に作られた棚にアクセスでき、その下の穴にフンが通り落ちるか下部のベルトで取り外しができる構造。

(3) 藁が敷き詰められた単層の床敷であり、雌鳥が高さのある場所に限られたアクセスのみ、または全くアクセスできない構造。

(4) 本号の要件を満たす将来の構造。

(a)(d)「California州で育った仔牛」とは、仔牛を材料とした製品の製造を目的として飼育される牛の子を言う。

(e)「残酷な方法で閉じ込められた」とは、以下の行為を言う：

(1) 対象となる動物が横になる、立つ、四肢を伸ばす、または自由に方向転換することを妨げる方法で閉じ込める。

(2) 2019年12月31日より後に、肉用仔牛を一頭当たり43平方フィート未満が使用できる床面積の空間に閉じ込める。

(3) 2021年12月31日より後に、繁殖用の豚を一頭当たり24平方フィート未満が使用できる床面積の空間に閉じ込める。

(4) 2019年12月31日より後に、産卵期の雌鳥を一羽当たり144平方インチが使用できる床面積の空間に閉じ込める。

(5) *United Egg Producers' Animal Husbandry Guidelines for U.S. Egg-Laying Flocks*の2017年版により、2021年12月31日より後に、産卵期の雌鳥を閉じ込める一羽当たりの空間がケージレス飼育指針2017年度版またはケージレス飼育システム以外の囲いについて定められました。

(b)(f)「対象となる動物」とは、農場で飼育される妊娠中の豚、肉用仔牛、繁殖用の豚、産卵期の雌鳥をいう。

(e)(g)「産卵期の雌鳥」とは、採卵を目的として飼育されているメスの鶏、七面鳥、アヒル、ガチョウ、または赤日赤日チョウホロホロチョウをいう。

(d)(h)「囲い」とは、檻、木枠、またはその他の（豚用「妊娠ストール」、出産用「仔牛木枠」、または産卵期の雌鳥用「バタリーケージ」として一般に知られるものを含む）構造物であり、対象となる動物 または動物を閉じ込めるのに使用されるものをいう。

(e)(i)「農場」とは、食料または繊維用（動物を生きのまま *Federal Meat Inspection Act* 連邦食用獣肉検査法 (21 U.S.C. Sec. 601 et seq.) の規定により強制検査が実施され、または連邦食用卵検査法 (21 U.S.C. Sec. 1031 et seq.) の規定により強制検査が公営工場にて継続的に実施される市場で販売するものを除く）の動物または畜産物の商業生産にその一部または全部が使用される土地、建物、支援施設、およびその他の設備をいう。

(j)「農場主または農場経営者」とは、事業経営を所有または管理している人をいう。

(f)(k)「思い切り 動物が四肢を伸ばす」とは、囲いの側面に接触することなく思い切り四肢を伸ばすことができることをいい、産卵期の雌鳥が囲いがないしは他の産卵期の雌鳥または他の動物に接触することなく思い切り両翼を伸ばすことができることを含む。

(l)「液状卵」とは、産卵期の雌鳥用の卵を、黄身と白身の比率を自然のままに保つ、あるいは黄身と白身を分離、混合、または濾して人間用の食物とすることを意図して割ったものをいう。液状卵には、液状卵、砂糖、塩、水、調味料、着色料、香料、保存料、安定化剤、および類似の食品添加物以上のものからなるパンケーキミックス、ケーキミックス、クッキー、ピザ、クッキー用の生地、アイスクリーム、または類似の加工または調理済み食品といった複数の材料を組み合わせた食品は含まれない。

(g)(m)「人」とは、個人、農場、パートナー、合併事業、組合、有限会社、株式会社、財団、信託、受領者、または企業組合をいう。

(h)「妊娠中の豚」とは、繁殖用に飼育されている妊娠したブタのことをいう。(n)「豚肉」とは、California州規則集のタイトル3のセクション900 (2017年8月現在) に定義された人間用の食料としての使用を意図されたものである。

(o)「販売」とは、本章で規定する物品を販売する企業による商業目的の売買をいうが、連邦

食用獣肉検査法 (21 U.S.C. Sec. 601 et seq.) に基づいて強制検査が実施される販売、または連邦食用卵検査法 (21 U.S.C. Sec. 1031 et seq.) の規定により強制検査が公営工場にて継続的に実施される販売は含まない。本節の目的としては、販売は買い手がセクション25990に規定の物品を物理的に所有する場所で発生するとみなされるものである。

(p) 「卵殻」とは、人間の食料としての使用を意図した産卵期の雌鳥の殻付きの全卵をいう。

(i)(q) 「自由な方向転換」とは鎖を含む障害物が無く、囲いまたは他の動物に接触すること無く全円を描いて方向転換することである。

(r) 「未調理」とは、人に供する前に加熱が必要なことを意味する。

(s) 「使用できる空間」とは、対象となる動物に与えられた平方フィートで表される空間であり、囲いの中の動物に与えられた広さの合計を囲いの中の動物の数で除して求めます。産卵期の雌鳥の場合は、使用できる床面積には地面と雌鳥が止まり木として使用できる棚が含むが、鶏舎は階段は含まない。

(t) 「仔牛肉」とは、California州規則集のタイトル 3のセクション900 (2017年8月現在) に定義される肉であり、人間に供する目的で飼育される仔牛をいう。

(u) 「全豚肉」とは、調味料、硬化剤、着色料、香料、保存料、および類似の肉用添加物以外は豚肉のみからなるベーコン、ハム、チョップ、リブ、ロイン、シャンク、レッグ、ロースト、ブリスケ、ステーキ、サーロイン、カツレツを含む未調理の豚カット肉をいう。全豚肉にはスープ、サンドイッチ、ピザ、ホットドッグ、または類似の加工済みまたは調理済み食品を含む豚肉、調味料、硬化剤、着色料、保存料、および類似の肉用添加物以上のものからなる複数の材料を組み合わせた食品は含まれない。

(v) 「全仔牛肉」とは、調味料、硬化剤、着色料、香料、保存料、および類似の肉用添加物以外は豚肉のみからなるベーコン、ハム、チョッ

プ、リブ、ロイン、シャンク、レッグ、ロースト、ブリスケ、ステーキ、サーロイン、カツレツを含む未調理の豚カット肉をいう。全仔牛肉にはスープ、サンドイッチ、ピザ、ホットドッグ、または類似の加工済みまたは調理済み食品を含む仔牛肉、調味料、硬化剤、着色料、保存料、および類似の肉用添加物以上のものからなる複数の材料を組み合わせた食品は含まれない。

セクション 5. Health and Safety Codeのセクション25992は以下の通り修正された:

25992. 例外 本章は以下に適用されない:

(a) 科学的または農業的医学的/ 研究中。

(b) 審査、試験、個別ケア、または獣医学的目的のための作業中。

(c) 移送中。

(d) ロデオショー、州または郡共進会、4-Hプログラム、および類似の品評会中。

(e) 人道的な屠殺方法に関するFood and Agricultural Codeの区分9の3編第6章(セクション19501以降および他の適用可能な法令) の規定による対象となる動物の屠殺中。

(f) 繁殖用豚が繁殖用豚の出産予定日に先立つ七日五日間の期間に、およびの豚が子豚の世話をしている日。

(g) 24時間の期間における六時間を超えない、かつ30日間合計で24時間を超えない畜産目的のための一時的な期間。

セクション 6. 安全衛生法のセクション25993は以下の通り修正された:

25993. 執行 (a) Department of Food and Agricultureおよび州政府公衆衛生部門は2019年9月1日に施行するよう、合同で条例を制定し実施する。

(b) 本章の規定のいずれかに違反した者は不品行で有罪となり、その有罪判決は千ドル(\$1,000)以下の罰金または、郡刑務所における180日以下の禁固または、その両方が課せられる。加えて、セクション25990の(b)号に対す

る違反はBusiness and Professions法のセクション17200に定義される不正競争を構成し、Business and Professions法のく区分7の2編第5章(セクション17200以降)に定められたとおり罰せられる。

(c) 対象となる動物の残酷な閉じ込めおよび商品の販売に関連する本章の規定は、California州規則集のタイトル22の区分2の6号の第6章の相反する規定(セクション40601以降)を含む対立する規定に取って代わる。

セクション 7. セクション25993.1は安全衛生法に以下の通り追加された:

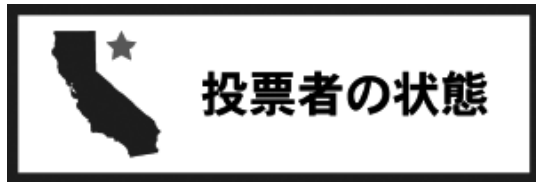
25993.1. これは、事業主または事業者がサプライヤーによる残酷な方法で閉じ込められた対象となる動物または残酷な方法で閉じ込めら

れた繁殖用の豚の最も近い子孫由来でない全仔牛肉、全豚肉、卵殻、液状の卵に由来していない旨の文書に誠意を以て信頼するセクション25990の(b)号を実施するあらゆる措置に対する防御となる。

セクション 8. 本法は、州議会の両院の議員の五分の四の賛成のみによって修正できる。本法の修正は本法の目的に一致している必要がある。

セクション 9. 本法のいずれの規定、またはいずれかの者ないしは状況へのその適用が無効または違法である場合、その無効性または違法性は無効または違法な規定または適用無しに有効とすることができる本法の他の規定または適用に影響せず、よって本法の本規定は分離可能とする。

投票者登録状況のオンライン確認



州務長官のMy Voter Statusページ (VoterStatus.sos.ca.gov)で、投票者登録状況の確認、投票所の場所や投票センターなど、さまざまな情報を確認することができます。

My Voter Statusを利用するには：

- 投票者登録がされているか、されている場合はどの郡かを確認します
- 支持政党を確認します
- 投票の場所を確認します
- 投票センター（Madera、Napa、Nevada、Sacramento、San Mateoの各郡に居住する投票者向け）を確認します
- 居住する地域で予定されている選挙を確認します
- 州全体の選挙前に、州の投票者ガイド（VIG）を電子メールで受け取ります
- 居住する郡の選挙事務所の問い合わせ先を確認します
- 郵送投票用紙、または暫定投票用紙の状態を確認します

選挙当日の情報

投票の場所と投票センターでの投票時間は、11月6日火曜日の午前7時～午後8時です。午後8時の時点で列に並んでいれば投票することができます。投票の場所または投票センターを見つける方法：



郡選挙事務所から送られてきた郡の投票者ガイドを見る



(800) 339-2865に電話をかける



www.sos.ca.gov/elections/polling-placeまたはVoterStatus.sos.ca.govを見る



テキストメッセージ「Vote」をGOVOTE（468683）へ送信する



「Vote California」モバイルアプリ（iOS、Android用）をダウンロードする

州全体の候補者および投票法案への最大の貢献者

委員会（候補者または投票法案に支持、もしくは反対する投票者に影響を与える目的で金銭を受け取る、または支払う個人または団体）が投票法案または候補者を支持または反対し、最低\$100万を集めた場合、委員会は上位10の寄付者をCalifornia公平政治的慣行委員会(FPPC)に報告しなければなりません。変更がある場合、委員会は、上位10のリストを更新しなければなりません。

リストはFPPCウェブサイトにあります。

<http://www.fppc.ca.gov/transparency/top-contributors.html>



投票者登録

投票者登録が済んでいる場合は、名前、住所、郵送先住所の変更がある場合や、政党の変更や選択をしない限り登録の必要はありません。

オンライン登録を RegisterToVote.ca.gov ですか、州務長官の無料投票者ホットライン (800) 339-2865 で申請書の郵送を依頼することができます。

投票者登録用紙は、ほとんどの郵便局、図書館、市や郡の政府庁舎、郡選挙事務所と California 州務長官のオフィスに用意されています。

条件付き有権者登録

登録を忘れていましたか？問題ありません！選挙日を含む選挙日前の14日間は、居住する郡の郡選挙事務所か投票センターで有権者登録と投票を行うことができることをご存知ですか？この手続は条件付き有権者登録（CVR）と呼ばれるものです。次の手順で行います。

1. 居住する郡の選挙事務所か選挙センターを訪れます（郡の連絡先情報の完全なリストは <http://www.sos.ca.gov/elections/voting-resources/county-elections-offices/> をご覧ください）
2. 投票者登録カードに必要な事項を記入するか、RegisterToVote.ca.gov でオンライン登録します
3. 郡選挙事務所か投票センターでCVR暫定票により投票します

郡選挙事務所が登録の宣誓供述書进行处理し、登録資格の確認と登録情報の検証を終えると、登録は永続的なものとなり、あなたのCVR暫定票は数えられる票になります。

詳細は <http://www.sos.ca.gov/elections/voter-registration/conditional-voter-reg/> をご覧ください。

投票センターは、Madera、Napa、Nevada、Sacramento、San Mateoの各郡に居住する投票者が利用できます。有権者選択法および投票センターの詳細は VotersChoice.sos.ca.gov または 93ページをご覧ください。

投票者登録個人情報

Safe at Home機密投票者登録プログラム: 生命を脅かす状況（家庭内暴力、ストーカー被害など）に直面している特定の投票者は機密保持者の資格を得ることができます。詳細は、州務長官のSafe at Homeプログラム用フリーダイヤル(877) 322-5227、または www.sos.ca.gov/registries/safe-home/ でご確認ください。

投票者情報保護: 投票者の登録宣誓供述書に関する情報は、投票の場所、投票用紙/投票項目一覧表に掲載される争点や候補者など、投票プロセスに関わる公式情報を送付するために選挙管理事務所が使用します。投票者登録情報の商業的使用は法律で禁止されており、軽犯罪です。投票者情報は、選挙候補者、投票法案委員会、または選挙、学術、ジャーナリズム、政治もしくはは政府利用目的のために、州務長官が決定する他者に提供されることがあります。運転免許証および社会保障番号、または投票者登録カードに記載されている署名を、これらの目的のために公開することはできません。投票者情報の使用に関する疑問や、該当する情報の悪用が疑われる場合は、州務長官の投票者ホットライン(800) 339-2865にお電話ください。



Californiaにおける今後の投票方法

2018年以降、Madera、Napa、Nevada、Sacramento、San Mateo郡のすべての登録投票者は、選挙の数週間前に郵便で投票用紙/投票項目一覧表を受け取ります。参加している郡の投票者は、投票する方法に、次の3つの選択肢があります：

郵便投票：投票用紙/投票項目一覧表を受け取ったらすぐに記入して郵送することができます。

投票箱：投票用紙/投票項目一覧表を受け取ったらすぐに、どこの郡の投票箱にでも投函することができます。投票箱の場合、送料は不要です。

投票センター：投票センターは、投票の場所に代わるものです。郡の任意の投票センターで直接投票することができます。投票センターは、選挙当日を含めその日まで、最低11日間、本人が直接に投票するために開かれます。

各投票センターでは、次のことができます。

- 本人が直接投票する
- 投票する登録をする、または登録を更新する
- 記入した投票用紙/投票項目一覧表を提出する
- 代わりの投票用紙/投票項目一覧表を入手する
- アクセス可能な投票機を使用して投票する
- 複数の言語でヘルプと投票する資料を入手する

なぜ変更するのですか？

California州の有権者選択法(Voter Choice Act)は、2016年に制定され、投票がより便利でアクセスしやすくなりました。有権者はいつ、どこで、どのように投票するかを選択できます。

いつ投票するのですか？

選挙の数週間前に投票用紙/投票項目一覧表を受け取ります。投票用紙/投票項目一覧表に記入したら、郵便または郡の投票箱または投票センターに送り返すことができます。投票センターは、選挙当日を含めその日まで11日間、本人が直接に投票するために開かれます。

投票箱または投票センターはどこにありますか？

VotersChoice.sos.ca.gov

投票用紙/投票項目一覧表を受け取っていない場合はどうすればよいですか？

郡の任意の投票センターに行くか、郡選挙事務所に連絡して交付を依頼してください。

参加郡にいない場合はどうなりますか？

有権者選択法に現在参加していない郡に住んでいる場合は、郵便投票か投票所で引き続き投票することになります。詳細については、州務長官の無料通話投票者ホットライン(800) 339-2865まで連絡ください。



法案の文面は、<http://voterguide.sos.ca.gov>からでも入手できます。

文面のコピーを希望される場合：



州務長官の電子メール
vigfeedback@sos.ca.gov



州務長官の無料通話投票者ホットライン
(800) 339-2865まで連絡ください。

身体障害のある投票者への補助

郡投票者情報ガイドを調べてください

郡投票者情報ガイドでは：



- 身体障害者がプライベートかつご自身で投票できる方法を説明します
- 身体障害のある投票者がアクセスできる投票所には、車椅子のシンボルが表示されています

オーディオ版と大活字版の投票者ガイド

このガイドは、英語、中国語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、スペイン語、タガログ語、タイ語、およびベトナム語で無料で利用できます。注文方法：



州務長官の無料通話投票者ホットライン
(800) 339-2865までご連絡ください。



<http://voterguide.sos.ca.gov/audio/ja>
からMP3オーディオ版をダウンロードしてください。



<http://voterguide.sos.ca.gov>にアクセスしてください。

州選挙結果のウェブサイト

2018年11月6日の投票終了（午後8時）後、総選挙の結果をご覧になるには、California州務長官の選挙結果ウェブサイト <https://vote.sos.ca.gov/> にアクセスしてください。

選挙結果ウェブサイトは、各郡から州務長官への報告を反映し、5分ごとに更新されます。郡選挙事務所は、午後8時の投票終了後、州務長官のウェブサイトに半公式の選挙結果を送信します。選挙日の投票用紙/投票項目一覧表がすべて集計されるまで、少なくとも2時間ごとに最新情報が送信されます。

選挙結果のウェブサイトは、2018年11月8日から12月6日まで、残りの投票用紙/投票項目一覧表の集計を受けて、毎日午後5時までに更新されます。

選挙の公式結果は、2018年12月14日までに www.sos.ca.gov/elections/ に掲載されます。

大切な日を忘れずに！



忘れずに投票しましょう！

投票時間は選挙日の午前7時～午後8時です。

10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2018年10月8日

郵送投票開始日。

2018年10月22日

投票登録最終日。「条件付き」登録を行うと、郡選挙事務所にて、投票登録最終日の15日後まで投票ができます。

2018年10月30日

郵送投票申込み最終日（郡選挙事務所）

11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2018年11月6日

選挙日！

California Secretary of State
Elections Division
1500 11th Street
Sacramento, CA 95814

NONPROFIT
U.S. POSTAGE
PAID
CALIFORNIA
SECRETARY
OF STATE



CALIFORNIA州

総選挙

投票者登録状況を voterstatus.sos.ca.gov で確認してください。

法案の文面

2018年11月6日火曜日
忘れずに投票しましょう！
投票時間：午前7時～午後8時

10月8日
★ 郵送による投票開始日

10月22日*
投票登録最終日

10月30日
郵送投票申込み最終日
(郡選挙事務所)

以下の言語の投票者情報ガイドが必要な場合は
電話で請求してください

English: (800) 345-VOTE (8683)

TTY/TDD: (800) 833-8683

Español/Spanish: (800) 232-VOTA (8682)

中文/Chinese: (800) 339-2857

★ Hindi/Hindi: (888) 345-2692

日本語/Japanese: (800) 339-2865

ខ្មែរ/Khmer: (888) 345-4917

한국어/Korean: (866) 575-1558

Tagalog: (800) 339-2957

ภาษาไทย/Thai: (855) 345-3933

Việt ngữ/Vietnamese: (800) 339-8163



GOVOTE (468683) に「Vote」とテキスト送信することで投票場所を探することができます。

* 「条件付き」登録を行うと、郡選挙事務所にて、投票登録最終日の15日後まで投票ができます。

州の立法機関は、選挙費用を削減するために、州と郡に対し、同世帯への投票者ガイドの郵送を1冊のみとし、要請がある場合には法案の文面のコピーを郵送することを認めています。追加のコピーは郡選挙事務所か (800) 339-2865 に請求してください。

JAPANESE

OSP 18 145825 